

平成 23 年版(2011 年版)

ひらかたの環境

(環境白書)

枚 方 市

はじめに

本年3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により、大量のエネルギー消費によって支えられている社会のあり方が改めて強く問われています。

こうした中、私たちは省エネルギー対策や自然エネルギーの活用をはじめとする地球温暖化対策を一層推進していく必要があります。



本市では、公共施設への太陽光発電設備の導入や道路照明のLED化の推進、事業所や民間住宅への太陽光発電設備の設置補助などに取り組んでいます。

また、平成23年3月に第2次枚方市環境基本計画を策定し、「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」の実現を目指して、市民・事業者・行政が相互に連携・協力しながら、環境の保全と創造を推進するための様々な施策を進めています。

この平成23年版「ひらかたの環境（環境白書）」は、平成22年度の環境の現況や環境基本計画に基づく施策の実施状況などをとりまとめたものです。

本書を通じて枚方市の環境について理解を深めていただくとともに、自らの行動やライフスタイルを見直し、身近な地域環境から地球環境まで視野に入れ行動していく上での参考にしていただければ幸いです。

平成23年10月

枚方市長 竹内 脩

| | |
|-----------------------------|----------|
| 第1部 枚方市の環境行政 | 1 |
| 【1】環境基本条例と環境基本計画 | 1 |
| 1. 環境基本条例 | 1 |
| 2. 第2次枚方市環境基本計画の策定 | 1 |
| (1) 計画期間 | 1 |
| (2) めざすべき環境像 | 1 |
| (3) 基本目標 | 1 |
| (4) 計画の推進 | 2 |
| 【2】環境保全のための組織 | 3 |
| 1. 審議会等 | 3 |
| (1) 環境審議会 | 3 |
| (2) 環境影響評価審査会 | 4 |
| (3) 風俗営業等審査会 | 4 |
| (4) 廃棄物減量等推進審議会 | 4 |
| 2. 環境行政推進本部 | 5 |
| 3. 国・大阪府・他の自治体との連携 | 5 |
| (1) 低炭素都市推進協議会 | 5 |
| (2) 環境自治体会議 | 6 |
| (3) 大阪府フロン対策協議会 | 6 |
| (4) 北河内公害・環境行政研究協議会 | 6 |
| (5) 大阪府酸性雨調査連絡会（APSN-OSAKA） | 6 |
| (6) 大阪府アライグマ対策連絡協議会 | 6 |
| 【3】環境影響評価 | 7 |
| 1. 環境影響評価（環境アセスメント）制度の推進 | 7 |
| 2. 環境影響評価制度の運用状況 | 8 |
| 【4】公害防止制度 | 10 |
| 1. 枚方市公害防止条例 | 10 |
| 2. 公害防止協定 | 11 |
| 3. 公害防止管理者制度 | 11 |

| | |
|--------------------------|-----------|
| 第2部 平成22年度の環境の現況 | 13 |
| ●第1章 自然環境 | 13 |
| 1. 気象 | 13 |
| 2. 自然環境の概観 | 13 |
| 3. 自然環境の特徴 | 13 |
| (1) 里山 | 13 |
| (2) 水辺地 | 14 |
| (3) 農地 | 14 |
| (4) 市街地の孤立林 | 14 |
| 4. 保存樹木 | 15 |
| 5. 緑被率 | 17 |
| 6. 特に重要な地域と今後の課題 | 19 |
| (1) 重要な地域と課題 | 19 |
| (2) 枚方鳥獣保護区 | 20 |
| (3) 緑地のネットワークによる生物多様性の向上 | 20 |
| ●第2章 大気・音環境 | 21 |
| 1. 大気環境の現況 | 21 |
| (1) 二酸化窒素 | 22 |
| (2) 浮遊粒子状物質 | 23 |
| (3) 光化学オキシダント | 23 |
| (4) 二酸化硫黄 | 24 |
| (5) 一酸化炭素 | 24 |
| 2. 騒音・振動の現況 | 24 |
| 3. 自動車交通の現況 | 25 |
| (1) 自動車交通量の推移 | 25 |
| (2) 道路における騒音測定結果 | 26 |
| ●第3章 水環境 | 27 |
| 1. 河川水質の現況 | 27 |
| (1) 人の健康の保護に関する項目 | 28 |
| (2) 生活環境項目 | 28 |
| (3) 特殊項目 | 29 |
| (4) 要監視項目 | 29 |
| 2. 地下水質の現況 | 29 |
| (1) 概況調査 | 29 |
| (2) 汚染井戸周辺地区調査 | 29 |
| (3) 継続監視調査 | 30 |
| ●第4章 土壌・地盤環境 | 31 |
| 1. 地盤沈下の現況 | 31 |
| (1) 枚方市地盤沈下水準測量結果 | 31 |
| (2) 阪神地区地盤沈下広域水準測量結果 | 32 |

| | |
|--|-----------|
| ●第5章 化学物質 | 33 |
| 1. 環境中の化学物質の現況 | 33 |
| (1) ダイオキシン類 | 33 |
| (2) アスベスト | 34 |
| (3) 有害大気汚染物質 | 35 |
| ●第6章 公害苦情 | 36 |
| 1. 公害苦情の現況 | 36 |
| 2. 平成22年度の水質事故発生状況 | 36 |
| ●第7章 廃棄物 | 37 |
| 1. ごみの現況 | 37 |
| (1) ごみ処理量の推移 | 37 |
| (2) し尿及び浄化槽汚泥等の推移 | 39 |
| 第3部 平成22年度における環境基本計画に基づく施策の実施状況 | 41 |
| ●第1章 人の健康の保護及び生活環境の保全 | 41 |
| 1. 大気・音環境 | 41 |
| (1) 大気汚染の防止 | 41 |
| (2) 騒音・振動の防止 | 42 |
| (3) 自動車公害対策 | 43 |
| (4) 悪臭への取り組み | 44 |
| 2. 水環境 | 44 |
| (1) 水質汚濁の防止 | 44 |
| (2) 生活排水対策 | 45 |
| 3. 土壌・地盤環境 | 47 |
| (1) 土壌汚染防止の対策 | 47 |
| (2) 地下水保全対策 | 47 |
| 4. 化学物質 | 49 |
| (1) ダイオキシン類対策 | 49 |
| (2) 市施設におけるダイオキシン類測定結果 | 49 |
| ●第2章 人と自然との共生 | 52 |
| 1. 生態系 | 52 |
| (1) 里山の保全 | 52 |
| (2) 野生動植物の保護 | 54 |
| (3) ワンドの整備 | 54 |
| 2. 自然とのふれあい | 55 |
| (1) 自然保護啓発事業 | 55 |
| (2) 枚方の自然から考える生物多様性 | 55 |
| (3) 王仁公園ビオトープの整備 | 56 |
| (4) 学校ビオトープ池の整備と活用 | 56 |
| (5) 緑の学校づくり | 57 |

| | |
|--|----|
| ●第3章 安全で良好な都市環境の形成 | 58 |
| 1. 都市基盤 | 58 |
| (1) 環境に配慮した都市基盤の整備 | 58 |
| (2) 環境に配慮した開発への誘導 | 58 |
| (3) 環境への負荷の少ない交通体系の整備 | 59 |
| 2. 農 | 60 |
| (1) 農地の保全 | 60 |
| (2) 農業基盤の整備 | 61 |
| (3) 農と市民の交流 | 61 |
| (4) 食育推進事業 | 63 |
| ●第4章 快適な環境の創造 | 64 |
| 1. 水辺と緑 | 64 |
| (1) 緑の保全と創造 | 64 |
| (2) 水辺とのふれあい促進 | 66 |
| 2. まち並み | 67 |
| (1) 良好な景観形成の推進 | 67 |
| (2) 歴史的景観の保全 | 67 |
| (3) 環境美化の推進 | 68 |
| 3. 歴史的文化的環境 | 72 |
| (1) 歴史的文化的資産の保全と活用 | 72 |
| (2) 文化活動の振興 | 75 |
| ●第5章 循環を基調とする社会システムの実現 | 77 |
| 1. 廃棄物 | 77 |
| (1) 廃棄物の発生抑制 | 77 |
| (2) 再使用・再生利用の促進 | 80 |
| 2. エネルギー | 83 |
| (1) 公共施設での太陽光発電システムの活用 | 83 |
| (2) 東部清掃工場でのエネルギーの有効活用 | 84 |
| 3. 水循環 | 85 |
| (1) 公共施設における雨水利用 | 85 |
| ●第6章 地球環境の保全 | 86 |
| 1. 地球環境 | 86 |
| (1) 地球温暖化対策地域推進計画 | 86 |
| (2) 枚方市役所CO ₂ 削減プラン～枚方市役所地球温暖化対策実行計画～ | 88 |
| (3) グリーンニューディール基金の活用 | 89 |
| (4) 「エコ」工場化促進奨励金 | 89 |
| (5) 商店街等活性化促進事業 | 89 |
| (6) 暑気対策 | 90 |
| (7) エコドライブの取り組み | 92 |

| | |
|---------------------------------------|-----|
| ●第7章 行政の役割（市役所自らの取り組み） | 93 |
| 1. ISO14001の認証取得 | 93 |
| (1) 概要 | 93 |
| (2) 環境マネジメントシステムの推進 | 94 |
| 2. 学校版環境マネジメントシステム（S-EMS） | 95 |
| 3. 環境会計 | 96 |
| 4. グリーン購入 | 96 |
| ●第8章 市民、事業者による自主的積極的な行動の促進 | 97 |
| 1. 環境教育・環境学習の推進 | 97 |
| (1) 環境教育・環境学習推進事業 | 97 |
| (2) こどもエコクラブ | 98 |
| (3) エコライフ推進事業 | 98 |
| (4) 石けん普及事業 | 100 |
| (5) グリーンコンシューマーの育成 | 101 |
| (6) こども版環境家計簿「ひらかた みんなのエコライフつうしんぼ」の普及 | 102 |
| (7) 小学校高学年用環境副読本の作成 | 103 |
| (8) ひらかた環境ネットワーク会議 | 103 |
| (9) 教職員に対する環境教育 | 103 |
| 2. 環境情報の提供 | 104 |
| (1) 「ひらかたの環境（環境白書）」の発行 | 104 |
| (2) 広報ひらかた | 104 |
| 3. 環境保全活動の支援 | 105 |
| (1) ISO14001認証取得企業への助成 | 105 |
| 4. 消費生活センターにおける取り組み | 105 |
| (1) 公募型消費者団体育成事業 | 105 |
| 5. 生涯学習市民センターにおける取り組み | 105 |
| 6. ひらかたNPOセンターにおける取り組み | 105 |
| 7. 図書館における取り組み | 106 |
| (1) エコライフコーナーの開設 | 106 |
| (2) 図書館利用のPR | 106 |

| | |
|-----------------|------------|
| 第4部 資料編 | 107 |
| 【1】環境基準 | 107 |
| 【2】都市公園の種類 | 116 |
| 【3】まち美化行動計画実施状況 | 117 |
| 【4】電気・ガス・水道の需要量 | 125 |
| 1. 電気需要量の現況 | 125 |
| 2. ガス需要量の現況 | 125 |
| 3. 水需要の現況 | 126 |
| 【5】環境用語 | 127 |
| 【6】枚方市環境基本条例 | 132 |

第1部 枚方市の環境行政

【1】環境基本条例と環境基本計画

1. 環境基本条例

私たちは地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題から河川の汚濁や自動車排出ガスによる大気汚染などの身近な環境問題まで、様々な問題を抱えています。こうした問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄といった私たちの毎日の生活が大きな原因となっています。先人から受けついできた豊かな環境を将来に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりがこうした問題を認識し、毎日の生活の中でできることから取り組みを進め、環境の保全と創造を進めていかなければなりません。

これらのことから、国は平成5年に環境保全の基本理念となる環境基本法を制定しました。その中で地方公共団体は基本理念にのっとり、環境保全に関し、施策を策定し実施する責務を有するとしています。本市では、環境基本法を受け、平成10年3月に枚方市環境基本条例を制定しました。同条例は、本市の環境についての基本的な考え方や取り組みの方向性を示しています（P132 第4部 資料編（枚方市環境基本条例）参照）。

2. 第2次枚方市環境基本計画の策定

枚方市環境基本計画は、枚方市環境基本条例第9条に基づき環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための環境行政のマスタープランとして、平成13年2月に策定し、市民、事業者とともに環境保全の取り組みを進めてきました。しかし、同計画の策定から10年が経過し、地球温暖化対策の本格化や生物多様性の重要性の高まりなど、環境を取り巻く社会状況が大きく変化してきました。これらの社会状況等の変化やこれまでの環境保全の取り組みを踏まえ、より具体性・実効性の高い基本計画とするため、同計画の見直しを行い、平成23年3月に第2次枚方市環境基本計画を策定しました。

（1）計画期間

平成23年度から平成32年度までを計画期間とします。なお、本市を取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。概ね5年後に中間見直しを行います。

（2）めざすべき環境像

枚方市環境基本条例の基本理念等を踏まえ、めざすべき環境像を「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」として設定しています。

（3）基本目標

めざすべき環境像を実現するため、めざすべきまちの姿である5つの基本目標を設定しています。

基本目標1 【人づくり】

すべての主体が環境保全活動に参加するまち

一人ひとりが高い環境意識を持ち、すべての主体が連携・協力しながら、自主的・積極的に環境保全活動を推進するまちをめざします。

基本目標2 【地球環境】

地球環境への負荷が少ないまち

エネルギーの有効利用など地球温暖化防止に向けた取り組みを積極的に推進するまちをめざします。

基本目標3 【自然環境】

豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち

市内の優れた自然環境を保全するとともに、市内にある多様な生態系が守られ、人と自然とが共生するまちをめざします。

基本目標4 【都市環境】

環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち

環境にやさしい都市基盤や交通体系が整備され、歴史文化遺産の保全と活用ができるまちをめざします。

基本目標5 【生活環境】

安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち

廃棄物の発生抑制など循環型社会を形成するとともに、澄んだ空気、清らかで豊かな水、静けさなどが確保された安心して健康に暮らすことができる良好な生活環境を将来の世代に引き継ぐことのできるまちをめざします。

(4) 計画の推進

市民、市業者、行政がそれぞれの役割を踏まえ、自主的・積極的に取り組みを推進するとともに、相互に連携・協力して計画を推進していきます。また、計画の進行管理については、環境マネジメントシステムに基づき行い、施策・事業の進捗状況等の結果については、学識経験者・市民・各種団体などの委員で構成している「枚方市環境審議会」に報告し、意見・提言を受けるとともに、適宜公表していきます。

【2】環境保全のための組織

1. 審議会等

(1) 環境審議会

枚方市環境審議会は、本市における環境の保全と創造に関する基本的な事項を調査審議するため、環境基本法及び枚方市環境基本条例に基づき、平成10年7月2日に設置しました。

平成23年3月31日現在、委員は22名です。

なお、平成22年度における審議状況は、表1-2-1のとおりです。

表 1-2-1 平成 22 年度 枚方市環境審議会における審議状況

| 開催年月日 | 審 議 の 内 容 等 | |
|-------------------|---|---|
| 平成 22 年 7 月 2 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選出 ・枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について（諮問） ・平成 21 年度環境調査結果及び工場・事業所の規制状況について（報告） | |
| 平成 22 年 8 月 3 日 | 環境基本計画改定部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・部会長及び副部会長の選任 ・審議スケジュールについて ・枚方市の環境の現状と課題について |
| 平成 22 年 9 月 7 日 | 環境基本計画改定部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・枚方市環境基本計画に基づく主な取組について ・基本目標について ・施策の体系について |
| 平成 22 年 10 月 1 日 | 環境基本計画改定部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・部会報告案について |
| 平成 22 年 10 月 15 日 | 環境基本計画改定部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・部会報告案について |
| 平成 22 年 10 月 29 日 | 環境基本計画改定部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・部会報告案について |
| 平成 22 年 11 月 17 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について（部会報告） ・答申案について | |
| 平成 22 年 11 月 26 日 | 【答申】 枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について | |

(2) 環境影響評価審査会

枚方市環境影響評価審査会は、環境影響評価に関する手続き等を適正かつ円滑に推進するため、市長の諮問に応じて、環境影響評価制度に関する重要事項等について、調査・審議するものです。

同審査会は、環境影響評価に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱した者で組織し、平成5年7月1日に設置しました。

平成23年3月31日現在、委員は14名です。

なお、平成22年度における審議状況は、表1-2-2のとおりです。

表 1-2-2 平成 22 年度 枚方市環境影響評価審査会における審議状況

| 開催年月日 | 審 議 の 内 容 等 |
|-----------------|--------------------------------|
| 平成 23 年 3 月 9 日 | 東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価事前計画書について |

(3) 風俗営業等審査会

枚方市風俗営業等審査会は、本市におけるラブホテル・ぱちんこ遊技場の建築及び風俗営業に係る同意について審査するため、枚方市風俗営業等審査会設置条例の規定により、昭和49年4月1日に設置しました（平成10年4月1日に生活環境審議会から名称変更）。

平成23年3月31日現在、委員は8名です。

なお、平成22年度は、同審査会の開催はありませんでした。

(4) 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物減量等推進審議会は、本市における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び枚方市廃棄物減量等推進審議会条例により平成6年10月1日に設置しました。

平成23年3月31日現在、委員は17名です。

なお、平成22年度における審議状況は、表1-2-3のとおりです。

表 1-2-3 平成22年度 枚方市廃棄物減量等推進審議会における審議状況

| 開催年月日 | 審議の内容等 |
|-------------|--|
| 平成22年 6月 8日 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度ごみ処理実績の報告について ・一般廃棄物会計基準に関する研修 |
| 平成22年 9月 9日 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活排水処理基本計画の進捗報告について ・新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）の進捗管理について |
| 平成23年 3月16日 | <ul style="list-style-type: none"> ・新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）の進捗管理について ・一般廃棄物会計基準におけるごみ処理経費の平成21年度実績の報告について |

2. 環境行政推進本部

省エネルギーやリサイクルの推進など、環境負荷の低減に配慮する職場「エコオフィス」を実現するため、市長を本部長とする枚方市エコオフィス推進本部を平成12年1月に設置しました。平成13年2月には環境管理推進本部に改称し、ISO14001や枚方市役所の地球温暖化防止についての取り組みの進行管理を行ってきました。その後、平成16年12月に環境基本計画に基づく施策の総合的な調整と進行管理を行う環境行政推進本部に統合しました。

環境行政推進本部では、本市における環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、環境基本条例の運用に関する事、環境基本計画の推進及び改定に関する事、市内における環境マネジメントシステムの構築等や、エコオフィスの推進に関する事などについて、調査審議し、決定しています。

表1-2-4に平成22年度の開催状況を示します。

表1-2-4 平成22年度における環境行政推進本部の開催状況

| 開催日 | 件名 |
|-------------|---|
| 平成22年 6月10日 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの見直しに関する情報について ・平成22年度からの環境マネジメントシステムについて ・枚方市環境基本計画第3次実施計画（平成21年度）実施結果について ・『枚方市役所CO₂削減プラン』の平成21年度の実績について ・グリーン購入実施行動計画の施行に基づく平成21年度の結果及び平成22年度の対象品目、目標達成率について |
| 平成22年 8月17日 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度ISO14001更新審査について |
| 平成22年12月28日 | <ul style="list-style-type: none"> ・枚方市環境基本計画の改定について |
| 平成23年 2月25日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2次枚方市環境基本計画（案）のパブリックコメントにおいて提出された意見の概要とそれらに対する市の考え方について ・第2次枚方市環境基本計画（案）の環境指標について |
| 平成23年 3月16日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2次枚方市環境基本計画について |

3. 国・大阪府・他の自治体との連携

大気汚染や水質汚濁、交通問題など、環境や公害に関する共通する課題または地球環境の問題などへの対応については、国や大阪府と連携し、協力を図りながら、広域的な視点から取り組んでいます。

(1) 低炭素都市推進協議会

低炭素都市推進協議会は、低炭素型の都市・地域づくりに向けて、環境モデル都市の優れた取り組みの全国展開を図るとともに、低炭素社会づくりに積極的に取り組む海外の都市と連携し、我が国の優れた取り組みを世界に発信することを目的に、平成20年12月に設立されました。

同協議会は、内閣官房が事務局を担い、各省庁、都道府県、市区町村、政府関係機関等で構成し、低炭素都市の実現に向けた取り組みの検討を行っています。

本市は平成20年度に加入し、平成21年度からグリーン・エコノミーワーキンググループに参加しています。

(2) 環境自治体会議

環境自治体会議は、環境政策に熱心に取り組む自治体のネットワークで、市町村長、議員、自治体職員等が、市民や研究者とともに、環境施策のあり方全般について討議、研究及び交流することを目的として平成4年に設立され、本市は平成13年に加入しました。

平成22年度は、5月26日～28日に福岡県筑後市、大川市、大木町にて、「巡って、戻って、つないで生きよう」をテーマに、共同開催されました。

(3) 大阪府フロン対策協議会

大阪府フロン対策協議会は、多方面で使用されている家庭用電気冷蔵庫、ルームエアコン、カーエアコン、業務用冷凍空調機等に含まれているフロンの大気放出防止に資する啓発活動を行うとともに、フロンの適切な処理を推進することにより、成層圏におけるオゾン層の保護及び地球温暖化防止に寄与することを目的としています。

同協議会では、フロンの回収、処理を推進するための啓発事業を行っています。

(4) 北河内公害・環境行政研究協議会

北河内公害・環境行政研究協議会は、北河内地区の7市（守口市、門真市、寝屋川市、四條畷市、大東市、交野市及び枚方市）の公害・環境行政の円滑な運営と進展を図るとともに、公害・環境行政担当者が緊密な連携をもち、資質の向上を図ることを目的として設立されました。

平成22年度は、地球温暖化対策、大阪府権限移譲候補事務、アスベスト対策、光化学スモッグへの対応、環境教育、苦情処理事例研究等を議題として、定例会が8回開催されました。

(5) 大阪府酸性雨調査連絡会（APSN-OSAKA）

大阪府酸性雨調査連絡会（APSN-OSAKA）は、ローカルな大気汚染問題と長距離越境汚染問題とを含む酸性雨について、大阪府域における状況を把握するため、大阪府及び本市を含む府下自治体により平成元年度に組織された連絡会で、調査研究が進められています。

(6) 大阪府アライグマ対策連絡協議会

大阪府アライグマ対策連絡協議会は、アライグマ対策の促進を図ることを目的としており、捕獲状況等の情報交換、普及啓発、安楽死措置等の事務を行っています。

平成22年度は本市で15頭、大阪府全体では1,059頭の捕獲がありました。

【3】環境影響評価

1. 環境影響評価（環境アセスメント）制度の推進

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、開発事業者が自ら環境の現況を調査し、事業に伴う環境への影響を予測・評価するとともに、その過程を公表し、行政や住民が必要な意見を述べることによって環境への影響をできるだけ回避・低減した事業の展開を促していく仕組みをいいます。

本市では、昭和62年3月30日の枚方市公害対策審議会（当時）からの答申を踏まえ、枚方市環境影響評価条例を平成4年12月21日に制定し、平成5年10月1日から施行しています。

本条例の手続きは、図1-3-1に示すとおりで、表1-3-2に示す14種類の事業を実施しようとする事業者は、事業の内容、環境影響評価の項目（表1-3-1参照）などを記載した事前計画書を作成し、市長に提出します。事業者は、事前計画書の内容に基づいて、調査、予測及び評価を実施し、その結果を準備書として市長に提出します。市長は、その内容について、住民の意見や環境影響評価審査会の答申を踏まえて検討して審査書を作成します。事業者は審査書の内容を踏まえて、評価書を作成します。

図 1-3-1 環境影響評価条例の手続きフローチャート

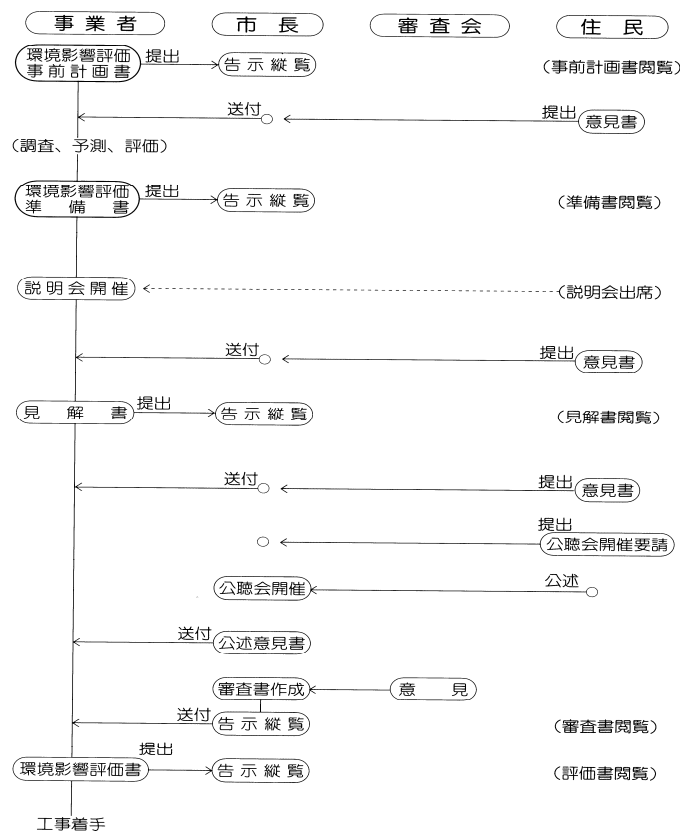


表 1-3-1 環境影響評価項目

| 公 害 | 自 然 環 境 | 社会・文化環境 |
|---------|---------|-------------|
| 大 気 汚 染 | 動 植 物 | 廃 棄 物 |
| 水 質 汚 濁 | 緑 の 量 | 日 照 阻 害 |
| 騒 音 | | 電 波 障 害 |
| 振 動 | | 風 害 |
| 低周波空気振動 | | 景 観 |
| 悪 臭 | | 安 全 性 |
| 土 壌 汚 染 | | コ ミ ュ ニ テ ィ |
| 地 盤 沈 下 | | 歴 史 的 環 境 |

表 1-3-2 環境影響評価条例対象事業

| 種類 | 要件 |
|----------------------|--|
| 1. 道路の建設 | <ul style="list-style-type: none"> 道路の新設または車線数の増加を伴う改築で、新設または改築後の車線数が4以上で、その区間の延長が1km以上のもの 高速自動車国道及び自動車専用道路の新設または改築 |
| 2. 鉄道、軌道またはモノレールの建設 | 鉄道、軌道またはモノレールの新設または改良（改良にあつては、線路の増設または道路との連続立体交差化に係るものに限る。） |
| 3. ヘリポートの建設 | 陸上ヘリポートの新設または改良（改良にあつては、滑走路の新設、延長または位置の変更に限る。） |
| 4. 廃棄物処理施設の建設 | <ul style="list-style-type: none"> 処理能力が100トン/日以上のごみ処理施設の新設または増設 処理能力が50kL/日以上の上昇処理施設（し尿浄化槽を除く）の新設または増設 敷地面積が9,000m²以上または建築面積が3,000m²以上の産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く）の新設または増設 埋立面積が1ha以上の一般廃棄物または産業廃棄物の最終処分場の新設または増設 |
| 5. 終末処理場の建設 | 計画処理水量が30,000m ³ /日以上の上昇処理場の新設 |
| 6. 工場または事業場の建設 | 工場または事業場の新設または増設で、 <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積が9,000m²以上または建築面積が3,000m²以上のもの 最大乾き排出ガス量が、40,000Nm³/時以上のもの 公共用水域への最大排出水量が1,000m³/日以上のもの |
| 7. 住宅団地の建設 | 施行区域の面積が3ha以上のもの |
| 8. 土地区画整理事業 | 施行区域の面積が3ha以上のもの |
| 9. 市街地再開発事業 | 施行区域の面積が3ha以上のもの |
| 10. 池の埋立て | 埋立面積が3ha以上のもの |
| 11. 樹木の伐採等を伴う土地形質の変更 | 樹木の伐採等の面積が3ha以上のもの |
| 12. 都市公園の設置 | 施行区域の面積が3ha以上のもの |
| 13. 開発行為を伴う事業 | 施行区域の面積が3ha以上のもの |
| 14. その他の事業 | 対象事業と同程度に、地域の環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるもの |

2. 環境影響評価制度の運用状況

平成22年度に枚方市環境影響評価条例に基づく手続きが実施された事業は、東部スポーツ公園整備事業（表1-3-3参照）です。なお、本条例に基づく受理状況は表1-3-4のとおりです（表1-3-5参照）。

表 1-3-3 平成 22 年度に手続きを行った事業の概要

| | | |
|------------------|-------------------------|------------------|
| 事業の名称 | 東部スポーツ公園整備事業 | |
| 事業の種類 | 都市公園の設置 | |
| 事業計画地 | 枚方市大字尊延寺 2987-1 | |
| 事業の規模 | 約 78,000 m ² | |
| 各図書 縦覧 開始日 | 事前計画書 | 平成 23 年 2 月 23 日 |
| | 準備書 | 未（注） |
| | 評価書 | 未（注） |

（注）平成 23 年 3 月 31 日現在

表 1-3-4 環境影響評価条例に基づく受理状況

| 種別 | 年度 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
|-------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|----|----|----|
| 環境影響評価事前計画書 | | ① | — | ② | — | ③ | — | ④、⑤ | — | — | ⑥ | ⑦ |
| 環境影響評価準備書 | | ① | — | ② | — | ③ | — | — | ④、⑤ | — | — | — |
| 環境影響評価書 | | — | ① | — | ② | — | ③ | — | ④ | ⑤ | — | — |

- ①関西医科大学枚方新病院及び新学舎建設事業
 ②（仮称）都市計画公園車塚公園の設置及び（仮称）北片鉾町地区土地区画整理事業
 ③（仮称）藤阪天神町住宅団地造成事業
 ④（仮称）枚方市長尾荒阪地区宅地開発事業
 ⑤枚方市津田南土地区画整理事業
 ⑥（仮称）枚方楠葉中之芝土地区画整理事業
 ⑦東部スポーツ公園整備事業

表 1-3-5 これまでに手続きを行った事業

| 事業の名称 | 事業の種類 | 事業計画地 | 事業の規模 | 評価書縦覧開始日 |
|---|---------------------------|-----------------------|--------------------------|-------------------|
| 農地開発事業穂谷地区 | 樹林の伐採等を伴う土地形質の変更 | 枚方市大字穂谷 231 他 | 約 470,000m ² | 未（注） |
| 枚方市ごみ処理施設（仮称） 第2清掃工場建設事業 | 廃棄物処理施設の建設 | 枚方市大字尊延寺 | 約 80,600m ² | 平成 8 年 8 月 27 日 |
| 尊延寺地区開発事業 | 開発行為を伴う事業 | 枚方市大字尊延寺 869 他 | 128,753.59m ² | 平成 8 年 11 月 14 日 |
| ダイエー枚方店（仮称）建設事業 | 開発行為を伴う事業 | 枚方市北山 1 丁目 | 82,405.55m ² | 未（注） |
| 関西外国語大学新学舎建設事業 | 開発行為を伴う事業 | 枚方市上野 3 丁目 他 | 184,274m ² | 平成 13 年 3 月 1 日 |
| 関西医科大学枚方新病院及び 新学舎建設事業 | 開発行為を伴う事業 | 枚方市新町 2 丁目 300-1 | 61,110.74m ² | 平成 13 年 10 月 17 日 |
| （仮称）都市計画公園車塚公園の 設置及び（仮称）北片鉾町地区 土地区画整理事業 | 土地区画整理事業及び都市公園の設置 | 枚方市北片鉾町他 | 64,800m ² | 平成 15 年 12 月 15 日 |
| （仮称）枚方市藤阪天神町住宅団地 造成事業 | 住宅団地の建設及び樹林の伐採等を伴う土地形質の変更 | 枚方市大字津田 4620 番 5 他 | 82,242.79m ² | 平成 17 年 5 月 25 日 |
| （仮称）枚方市長尾荒阪地区宅地 開発事業 | 住宅団地の建設及び樹林の伐採等を伴う土地形質の変更 | 枚方市長尾荒阪 2 丁目他 | 255,787.44m ² | 平成 19 年 9 月 27 日 |
| 枚方市津田南土地区画整理事業 | 土地区画整理事業及び住宅団地の建設 | 枚方市津田南町 2 丁目他 | 52,100.00m ² | 平成 20 年 8 月 6 日 |
| （仮称）枚方楠葉中之芝土地区画 整理事業 | 土地区画整理事業 | 枚方市楠葉中之芝 2 丁目地区の一部 | 約 88,700m ² | 未（注） |
| 東部スポーツ公園整備事業 | 都市公園の設置 | 枚方市大字尊延寺 2987-1 | 約 78,000m ² | 未（注） |

（注）平成 23 年 3 月 31 日現在

【4】公害防止制度

1. 枚方市公害防止条例

枚方市公害防止条例（以下「市条例」）は、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法などの公害関係の法令や大阪府生活環境の保全等に関する条例が施設ごとの届出制であるのに対し、原動機的能力等や一定の要件を満たす工場及び事業場（以下「工場等」）について、その設置を許可制としている点が特徴であり、施設等の変更についても軽微なものを除き、許可制としています。

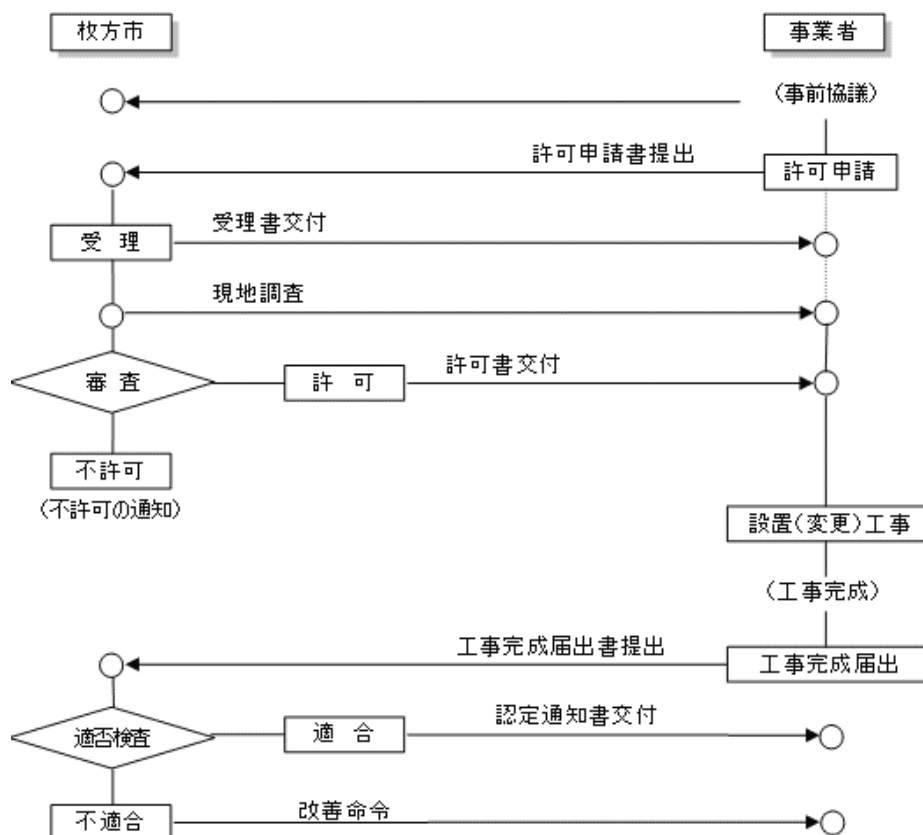
また、地盤沈下の防止を目的として、地下水の採取のための揚水施設の設置についても許可制を取り入れるなど、独自の規制措置を盛り込んでいます。

設置または変更の許可申請に当たっては、市条例及び他の公害関係法令に基づく規制基準の遵守はもとより、周辺の生活環境に配慮し、公害の未然防止を図ることを基本方針としています。許可後、工場等の設置者は、工場等の設置または変更の工事が完成したときに、工事完成届出書を提出し、本市が適否検査を行うことによって、公害の発生防止が図られていることを確認しています。

市条例の許可申請の流れを図1-4-1に示します。

なお、平成22年度の工場等の設置許可件数は10件、変更許可件数は100件で、揚水施設設置許可件数は0件でした。

図1-4-1 枚方市公害防止条例に基づく許可申請の流れ



2. 公害防止協定

公害防止協定は、市条例第15条の規定に基づき、生活環境の保全を図るため特に必要とする事業者と締結しています。この協定は本市と事業者とが直接締結することを基本としていますが、本市と工業団地に加盟する複数の事業者が1つの協定を締結しているものもあります。

平成23年3月31日現在、本市と公害防止協定を締結している工場等は42社です。

3. 公害防止管理者制度

公害防止管理者制度は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律により、一定規模以上の施設を設置する特定工場における公害防止組織の整備を図ることにより、特定工場からの公害の発生を未然に防ぐことを目的として作られた制度です。

特定工場では公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者を選任し、届け出なければならず、公害防止統括者等は、公害の発生を未然に防ぐための措置の実施等を行わなければなりません。

なお、大阪府から事務移譲により、平成22年10月1日から特定工場における公害防止組織の整備に関する法律による届出事務に基づくすべての届出が本市に移管されました。

第2章 大気・音環境

1. 大気環境の現況

大気汚染は、工場または事業場などの固定発生源や自動車などの移動発生源から大気中に硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の汚染物質が排出されることによって起こります。

これらの大気汚染物質の濃度が高くなると、人の健康や動植物に影響を及ぼします。このため、人の健康を確保するうえで維持されることが望ましい基準として、大気汚染に係る環境基準が定められており、これを達成し、維持するために、固定発生源の排出規制や移動発生源対策など種々の規制を行うとともに大気環境の状況の把握を行っています。

大気環境については、住宅地域などに設置している一般環境大気測定局（以下「一般局」）3局、自動車排出ガスの影響を受ける道路周辺に設置している自動車排出ガス測定局（以下「自排局」）2局で常時監視を行っています（図2-2-1参照）。平成22年度は、すべての測定局で二酸化窒素、浮遊粒子状物質（長期的評価）、二酸化硫黄及び一酸化炭素について環境基準を達成しました（表2-2-1参照）。

また、第二京阪道路による大気環境等への影響を適切に把握するため、第二京阪道路環境監視局（以下「第二京阪局」）2局を設置し、大気等の監視を行っています（図2-2-1参照）。第二京阪局における大気汚染の状況を見ると、平成22年度は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質（長期的評価）について環境基準値を下回る結果が得られました（表2-2-2参照）。

図 2-2-1 市内の大気汚染測定局位置図

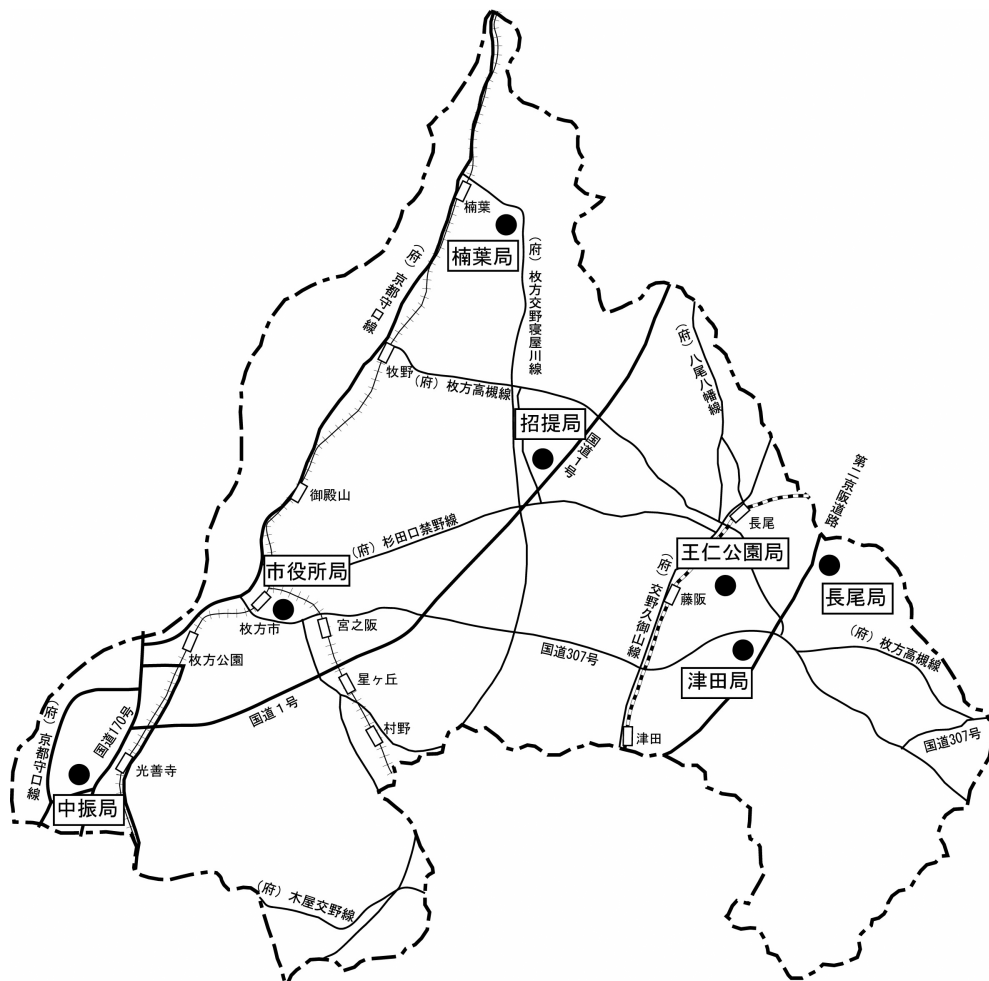


表 2-2-1 平成 22 年度大気汚染環境基準達成状況

| 測定項目 | 二酸化窒素 (ppm) | 浮遊粒子状物質 (mg/m ³) | | 光化学オキシダント (ppm) | 二酸化硫黄 (ppm) | | 一酸化炭素 (ppm) | | |
|------|----------------|------------------------------|----------------|-----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|---------|
| | 長期的評価 (年間98%値) | 長期的評価 (2%除外値) | 短期的評価 (最高1時間値) | 短期的評価 (最高1時間値) | 長期的評価 (2%除外値) | 短期的評価 (最高1時間値) | 長期的評価 (2%除外値) | 短期的評価 (8時間平均値) | |
| 環境基準 | 0.04~0.06以下 | 0.10以下 | 0.20以下 | 0.06以下 | 0.04以下 | 0.1以下 | 10以下 | 20以下 | |
| 一般局 | 楠葉 | ○ (0.035) | ○ (0.053) | ○ (0.105) | × (0.128) | — | — | — | — |
| | 枚方市役所 | ○ (0.037) | ○ (0.045) | ○ (0.089) | × (0.128) | ○ (0.003) | ○ (0.010) | — | — |
| | 王仁公園 | ○ (0.029) | ○ (0.059) | ○ (0.120) | × (0.131) | ○ (0.002) | ○ (0.008) | — | — |
| 自排局 | 招提 | ○ (0.051) | ○ (0.051) | ○ (0.123) | — | — | — | — | |
| | 中振 | ○ (0.052) | ○ (0.061) | × (0.363) | — | ○ (0.008) | ○ (0.017) | ○ (0.8) | ○ (1.3) |

(注) ○：環境基準を達成した項目 ×：環境基準が達成されなかった項目 —：測定していない項目

表 2-2-2 平成 22 年度の第二京阪局における大気環境基準値との比較

| 測定項目 | 二酸化窒素 (ppm) | 浮遊粒子状物質 (mg/m ³) | | 光化学オキシダント (ppm) | 二酸化硫黄 (ppm) | | 一酸化炭素 (ppm) | |
|-------|----------------|------------------------------|----------------|-----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|
| | 長期的評価 (年間98%値) | 長期的評価 (2%除外値) | 短期的評価 (最高1時間値) | 短期的評価 (最高1時間値) | 長期的評価 (2%除外値) | 短期的評価 (最高1時間値) | 長期的評価 (2%除外値) | 短期的評価 (8時間平均値) |
| 環境基準 | 0.04~0.06以下 | 0.10以下 | 0.20以下 | 0.06以下 | 0.04以下 | 0.1以下 | 10以下 | 20以下 |
| 第二京阪局 | 長尾 | ○ (0.032) | ○ (0.054) | × (0.306) | — | — | — | — |
| | 津田 | ○ (0.035) | ○ (0.052) | ○ (0.093) | — | — | — | — |

(注) ○：環境基準値を下回った項目 ×：環境基準値を超過した項目 —：測定していない項目

(1) 二酸化窒素

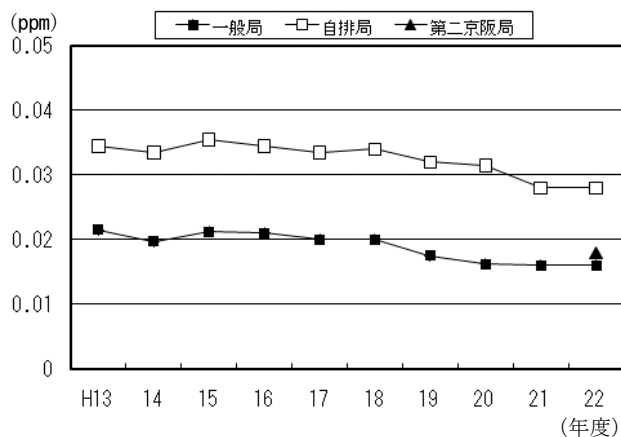
二酸化窒素は、大気中の窒素酸化物の主要な成分で、主に物の燃焼により発生し、高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすといわれています。

平成22年度は、一般局3局及び自排局2局で測定し、すべての測定局で環境基準を達成しました。

また、第二京阪局2局でも測定し、2局ともに環境基準値を下回りました。

なお、二酸化窒素濃度（年平均値）は、一般局、自排局とも緩やかな改善傾向にあります（図2-2-2参照）。

図2-2-2 二酸化窒素濃度（年平均値）の推移



(2) 浮遊粒子状物質

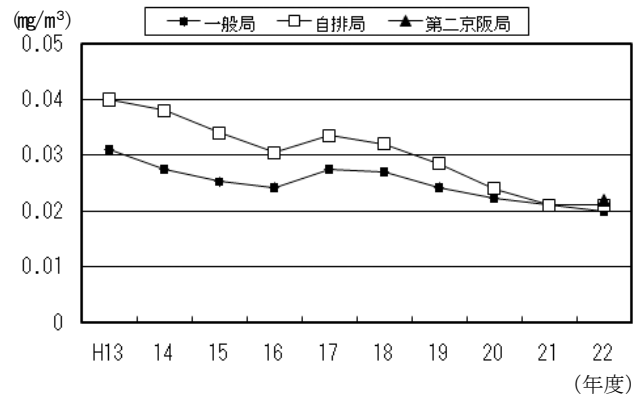
浮遊粒子状物質は、粒径が10 μ m以下の大気中に浮遊する粒子状の物質をいい、工場から発生するばいじん、ディーゼル排ガス等が原因とされ、これらは、微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して、呼吸器に悪影響を及ぼすといわれています。

平成22年度は、一般局3局及び自排局で測定し、すべての測定局で、長期的評価は環境基準を達成しました。しかし、短期的評価は、1時間値が0.2mg/m³を超えた時間が中振局で1月から3月にかけて計5時間観測されており、環境基準を達成できませんでした。

また、第二京阪局2局でも測定し、2局とも長期的評価は、環境基準値を下回っていました。しかし、短期的評価は、1時間値が0.2mg/m³を超えた時間が長尾局で1月に2時間観測されていました。

なお、浮遊粒子状物質（年平均値）は、一般局、自排局とも減少傾向で推移しています（図2-2-3参照）。

図2-2-3 浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の推移



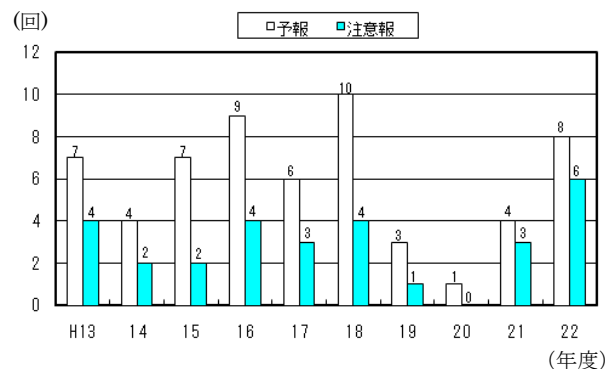
(3) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場、事業場及び自動車等から排出される窒素酸化物や炭化水素類を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成されるオゾンなどの物質の総称で、光化学スモッグの原因物質となっています。光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへ刺激や呼吸器への影響を及ぼし、農作物へも影響を与えることがあります。

光化学オキシダントの環境基準の達成状況は、全国的にも極めて低く、平成22年度は、本市においても一般局3局すべてで達成できませんでした。

なお、光化学オキシダントが高濃度で、その状態が継続されると認められるときは、大阪府が光化学スモッグ情報を発令しています。平成22年度の本市域を含む北大阪地域での光化学スモッグ情報発令回数は、図2-2-4に示すとおり予報8回、注意報6回で、平成21年度より増加しています。

図2-2-4 本市域を含む北大阪地域での光化学スモッグ情報発令回数の推移



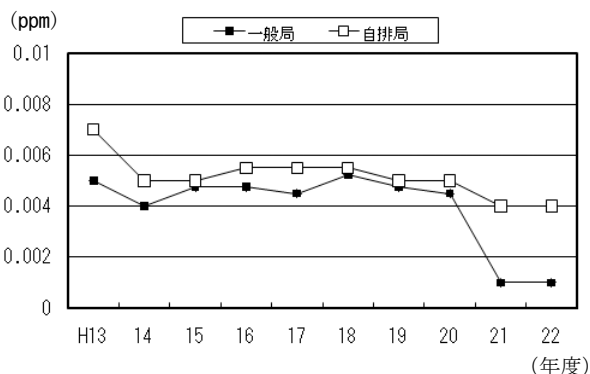
(4) 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、硫黄分を含む石油や石炭などの燃料を燃焼することにより発生し、高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすといわれています。

平成22年度は、一般局2局及び自排局1局で測定し、すべての測定局で長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成しました。

また、二酸化硫黄濃度（年平均値）は、一般局、自排局とも減少傾向で推移しています（図2-2-5参照）。

図 2-2-5 二酸化硫黄濃度（年平均値）の推移



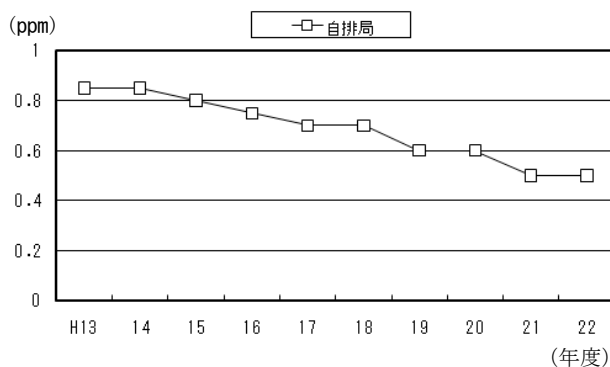
(5) 一酸化炭素

一酸化炭素は、物の燃焼時における不完全燃焼により発生し、自動車の排気ガスが主な発生源となっており、体内の酸素循環を阻害するといわれています。

平成22年度は、自排局1局で測定し、環境基準を達成しました。

また、一酸化炭素濃度（年平均値）は、自排局では、減少傾向で推移しています（図2-2-6参照）。

図 2-2-6 一酸化炭素濃度（年平均値）の推移



2. 騒音・振動の現況

道路に面する地域28地点及びそれ以外の地域（以下「一般地域」）24地点のうち、平成22年度は、道路に面する地域10地点及び一般地域8地点で、環境騒音モニタリング調査等を実施しました。

道路に面する地域における面的評価による環境基準の達成状況は、市全体で昼夜ともに達成できたのは21,048戸（90.5%）、昼間のみ達成は772戸（3.3%）、夜間のみ達成は8戸（0.0%）で、1,421戸（6.1%）については、昼夜ともに環境基準を超過していました（表2-2-3参照）。

なお、道路に面する地域において、同時に道路交通振動についても調査したところ、振動レベルは36～47dBでした。

また、一般地域における騒音レベルは、表2-2-4に示すとおり、全ての地点で環境基準を達成しました。

表 2-2-3 道路に面する地域の環境基準達成状況

| 道路の種類別 | 評価区間延長 (km) | 評価区間 (区間) | 評価対象住居等戸数 | 昼夜とも基準値満足 | 昼間のみ基準値満足 | 夜間のみ基準値満足 | 昼夜とも基準値超過 |
|--------|-------------|-----------|-------------------|--------------------|----------------|--------------|------------------|
| 一般国道 | 24.2 | 10 | 4,331戸 (100%) | 3,817戸 (88.1%) | 151戸 (3.5%) | 2戸 (0.0%) | 361戸 (8.3%) |
| 府道 | 53.7 | 18 | 18,918戸 (100%) | 17,231戸 (91.1%) | 621戸 (3.3%) | 6戸 (0.0%) | 1,060戸 (5.6%) |
| 全体 | 77.9 | 28 | 23,249戸 (100%) | 21,048戸 (90.5%) | 772戸 (3.3%) | 8戸 (0.0%) | 1,421戸 (6.1%) |

(注) 昼間とは、午前6時から午後10時まで、夜間とは、午後10時から午前6時までをいいます。

表 2-2-4 一般地域の環境基準達成状況

| 地域の区分 | 地点数 | 昼間 | | | 夜間 | | |
|----------------------------------|-----|------|-------------|--------------|------|-------------|--------------|
| | | 環境基準 | 測定値 | 適合地点数 (適合率%) | 環境基準 | 測定値 | 適合地点数 (適合率%) |
| A地域 専ら住居の用に供される地域 | 12 | 55dB | 39~ 47dB | 12 (100%) | 45dB | 32~ 40dB | 12 (100%) |
| B地域 主として住居の用に供される地域 | 6 | 55dB | 43~ 47dB | 6 (100%) | 45dB | 35~ 45dB | 6 (100%) |
| C地域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 | 6 | 60dB | 41~ 50dB | 6 (100%) | 50dB | 39~ 45dB | 6 (100%) |
| 全地域 | 24 | — | 39~ 50dB | 24 (100%) | — | 32~ 45dB | 24 (100%) |

(注) 昼間とは、午前6時から午後10時まで、夜間とは、午後10時から午前6時までをいいます。

3. 自動車交通の現況

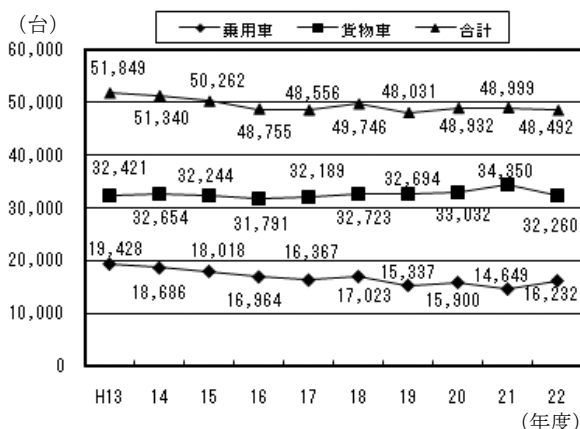
(1) 自動車交通量の推移

国道1号における昼間交通量は、ほぼ横ばい状況にあります(図2-2-7参照)。

また、平成22年3月20日に全線開通した第二京阪道路の交通量は、表2-2-5のとおりです。

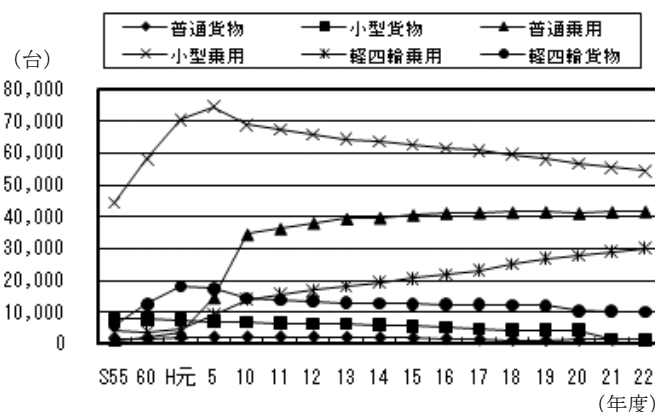
本市の自動車保有台数は、平成23年3月31日現在で約20万7,000台となり、軽自動車(四輪乗用)の保有台数が増加し、小型乗用や小型貨物の保有台数が減少する状況にあります(図2-2-8参照)。

図 2-2-7 国道1号における昼間交通量の推移



(注) 資料：国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所

図 2-2-8 自動車保有台数の推移



(注) 資料：大阪府北河内府税事務所、枚方市市民税課

表 2-2-5 第二京阪道路交通量調査結果（平成 22 年 11 月）

| 測定地点 | 測定対象道路 | 交通量（台/日） | | | |
|------|--------|----------|--------|--------|-------|
| | | 大型車類 | 小型車量 | 合計 | 二輪車 |
| 津田局 | 専用部 | 3,376 | 31,603 | 34,979 | — |
| | 一般部 | 5,695 | 17,819 | 23,514 | 1,877 |
| 長尾局 | 専用部 | 9,115 | 28,193 | 37,308 | — |
| | 一般部 | 4,873 | 17,705 | 22,578 | 1,793 |

(2) 道路における騒音測定結果

道路に面する地域の騒音レベルは、昼間が51～73dB、夜間が46～72dBであり、道路交通振動レベルは30～50dBでした。

騒音レベル及び振動レベルの測定結果を、表2-2-6に示します。

表 2-2-6 環境騒音測定結果（道路に面する地域）及び道路交通振動測定結果

| 道路名 | 車線 | 測定場所 | 測定期間 | 道路端からの距離(m) | 高さ(m) | 地域類型 | 用途地域 | 騒音レベル | | 振動レベル L ₁₀ (dB) |
|----------------|----|-------------|---------------------|-------------|-------|------|------|-------------|-------------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 上段:LAeq(dB) | 下段:LA50(dB) | |
| | | | | | | | | 昼間 | 夜間 | |
| 国道1号 ※ | 4 | 枚方市出屋敷元町1丁目 | H22.10.18 ～10.20 | 0.5 | 1.2 | 近接 | 準工 | 73 | 72 | — |
| | | | | | | | | 71 | 63 | |
| 国道1号 ※ | 8 | 枚方市北中振3丁目 | H22.10.18 ～10.20 | 0.5 | 1.0 | 近接 | 準工 | 72 | 69 | — |
| | | | | | | | | 69 | 60 | |
| 国道1号 ※ | 3 | 枚方市長尾台3丁目 | H22.10.18 ～10.20 | 3.9 | 1.2 | 近接 | 一低 | 52 | 48 | — |
| | | | | | | | | 49 | 43 | |
| 国道1号 (第二京阪) | 2 | 枚方市長尾台4丁目 | H22.6.9 ～6.10 | 7.5 | 1.5 | 近接 | 一低 | 51 | 54* | — |
| | | | H22.11.16 ～11.17 | | | | | 49 | 52* | |
| 国道1号 (第二京阪) | 2 | 枚方市津田東町3丁目 | H22.6.9 ～6.10 | 5.5 | 2.0 | 近接 | 調整 | 51 | 45 | — |
| | | | H22.11.16 ～11.17 | | | | | 45 | 40 | |
| 国道307号 | 2 | 枚方市尊延寺6丁目 | H22.10.25 ～10.27 | 2.6 | 1.5 | 近接 | 二中 | 52 | 47 | 36 |
| | | | | | | | | 46 | 42 | |
| 府道枚方交野 寝屋川線 | 2 | 枚方市楠葉並木2丁目 | H22.11.9 ～11.11 | 8.1 | 1.5 | 近接 | 近商 | 72 | 67 | 47 |
| | | | | | | | | 67 | 49 | |
| 府道枚方交野 寝屋川線 | 2 | 枚方市高田2丁目 | H22.11.23 ～11.25 | 5.7 | 1.5 | 近接 | 二中 | 66 | 61 | 43 |
| | | | | | | | | 63 | 48 | |
| 府道枚方山城線 | 2 | 枚方市宗谷1丁目 | H22.10.25 ～10.27 | 4.4 | 1.5 | 近接 | 二中 | 69 | 63 | 36 |
| | | | | | | | | 66 | 50 | |
| 府道枚方山崎線 | 2 | 枚方市中宮東之町 | H22.11.9 ～11.11 | 6.0 | 1.5 | 近接 | 一住 | 70 | 64 | 46 |
| | | | | | | | | 62 | 42 | |
| 府道杉田口禁野線 | 2 | 枚方市中宮東之町 | H22.11.9 ～11.11 | 6.0 | 1.5 | 近接 | 一住 | 68 | 64 | 43 |
| | | | | | | | | 67 | 54 | |

※は、国土交通省提供データ

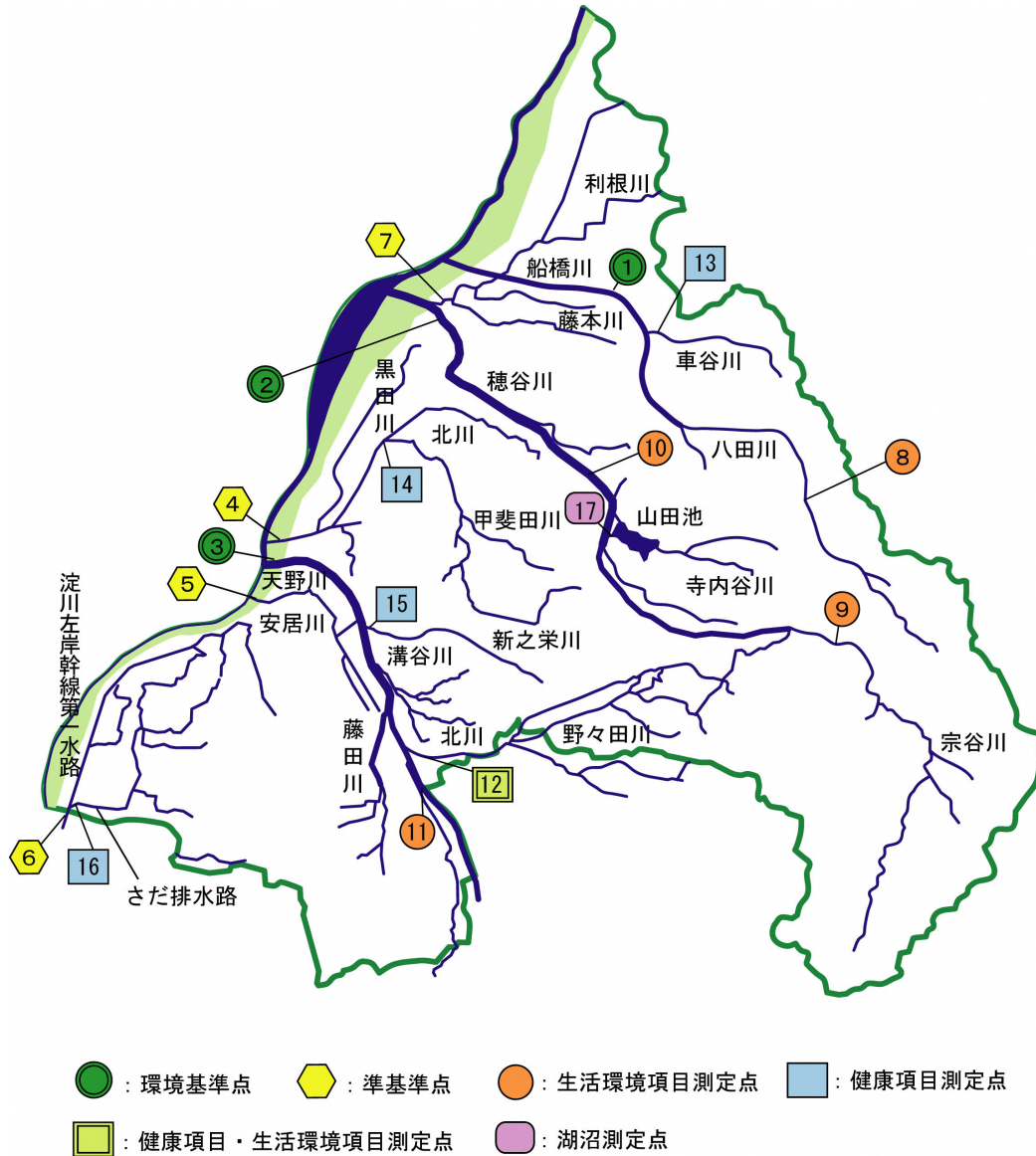
*の測定値については、近くの田んぼのカエルの鳴き声が大きく録音されていた。

第3章 水環境

1. 河川水質の現況

本市では、市内河川等の水質の状況を把握し、各種施策に反映させるため、河川 16 地点、山田池 1 地点で水質調査を実施しています。各測定地点の位置は図 2-3-1 のとおりです。

図 2-3-1 河川等水質調査地点図



| 番号 | 河川名 | 地点名 | 番号 | 河川名 | 地点名 |
|----|------------|---------|----|-------|---------|
| 1 | 船橋川 | 新登橋上流 | 10 | 穂谷川 | 穂谷川新橋 |
| 2 | 穂谷川 | 淀川合流直前 | 11 | 天野川 | 枚方交野市境 |
| 3 | 天野川 | 淀川合流直前 | 12 | 北川 | 北川流末 |
| 4 | 黒田川 | 西ノ口樋門 | 13 | 車谷川 | 車谷川流末 |
| 5 | 安居川 | 淀川合流直前 | 14 | 黒田川 | 北川合流直前 |
| 6 | 淀川左岸幹線第一水路 | 枚方寝屋川市境 | 15 | 溝谷川 | 溝谷川流末 |
| 7 | 藤本川 | 淀川合流直前 | 16 | 蹠跏排水路 | 蹠跏排水路流末 |
| 8 | 船橋川 | 新宇治橋 | 17 | 山田池 | 山田池池尻 |
| 9 | 穂谷川 | 上渡場橋 | | | |

(1) 人の健康の保護に関する項目

人の健康の保護に関する項目は、水質汚濁に係る環境基準において、人の健康の保護のためにカドミウム、全シアン、鉛等の27項目が定められています。

平成22年度は、環境基準点3地点（船橋川、穂谷川及び天野川の流末）のすべてにおいて、環境基準を達成するとともに、準基準点、独自測定点においても環境基準を満足していました。

(2) 生活環境項目

生活環境項目は、水質汚濁に係る環境基準において、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量及び大腸菌群数の5項目が定められています。

平成22年度は、環境基準点3地点のうち、天野川の流末について、有機汚濁の代表的指標とされる生物化学的酸素要求量（BOD）が、環境基準を達成しました。

環境基準点におけるBODの環境基準達成状況と生活環境項目の環境基準超過状況を表2-3-1及び表2-3-2に示します。

表 2-3-1 BODの環境基準達成状況

| 河川名 | 地点名 | 環境基準 | BOD75%値 | 環境基準の評価 達成○ 未達成× |
|-----|--------|----------|---------|------------------------|
| 船橋川 | 新登橋上流 | 3mg/L 以下 | 3.3 | × |
| 穂谷川 | 淀川合流直前 | | 5.5 | × |
| 天野川 | 淀川合流直前 | | 2.8 | ○ |

(注) 75%値：年間の同一地点の全測定結果を小さいものから順に並べ、全測定回数に0.75を乗じて得られた数(n)番目に相当する測定値を示す。BODの環境基準の達成状況はこの値をもって評価する。

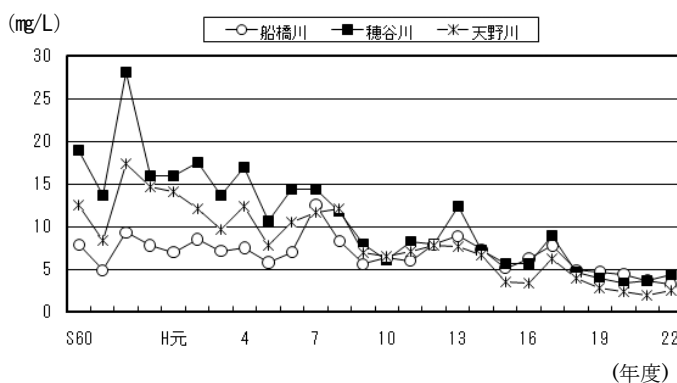
表 2-3-2 生活環境項目の環境基準超過状況

| 項目 河川 | pH | | BOD | | SS | | DO | | 大腸菌群数 | |
|----------|------|----|------|----|------|---|------|---|-------|----|
| | m/n | % | m/n | % | m/n | % | m/n | % | m/n | % |
| 船橋川 | 6/48 | 13 | 6/12 | 50 | 0/12 | 0 | 0/12 | 0 | 2/12 | 17 |
| 穂谷川 | 2/48 | 4 | 6/12 | 50 | 1/12 | 8 | 0/12 | 0 | 3/12 | 25 |
| 天野川 | 5/48 | 10 | 2/12 | 17 | 1/12 | 8 | 0/12 | 0 | 3/12 | 25 |

(注) nは総検体数、mは環境基準超過検体数を示しています。

また、環境基準点のBODの平均値の推移は、図2-3-2に示すとおりで、年によって若干変動があるものの、長期的には減少傾向にあります。

図 2-3-2 環境基準点でのBODの年平均値の推移



(3) 特殊項目

特殊項目は、人体に対する生理的な障害は少ないとされているが、排水基準が設定されており、水域の特性を把握するために必要な項目です。銅、溶解性鉄等 11 項目が定められていますが、指針値は設定されていません。

平成 22 年度は、市内 12 地点で調査を行いました。

(4) 要監視項目

要監視項目は、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質として、クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン等 28 項目が指定されています。

平成 22 年度は、基準点及び準基準点の 7 地点で測定を行い、すべての地点で指針値を下回っていました。

2. 地下水質の現況

本市では、地下水質の状況を把握し、地下水の保全に関する施策を適切に実施するために、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査を行っています。

(1) 概況調査

概況調査は、市域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査で、平成 22 年度は、天之川町地区、招提大谷地区及び尊延寺地区の 3 地点で調査を実施しました。その結果、すべての地点で環境基準を満足していました。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸周辺地区調査は、市域において、大阪府地下水質保全対策要領で定められた地下水汚染が発見された際に、同要領に基づいて、本市、大阪府及び枚方保健所等の関係機関で組織される「地下水質汚染地区対策会議」により共同で行う、汚染井戸の周辺地区における調査です。

平成 22 年度は、出口地区で実施しました。

① 出口地区

出口地区で土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査において汚染が確認されたことから、地下水汚染調査を実施したところ、ふっ素及びほう素について汚染が確認されたので、汚染が発見される発端となった井戸から半径 500m 内における井戸の所在調査及び採水調査を行った結果、その周辺井戸において環境基準値を超える値が検出されませんでした。土地の利用状況や周辺状況から、継続的な監視を行う必要はありませんが、概況調査等により、監視を行っていきます。

(3) 継続監視調査

継続監視調査は、汚染の継続的な監視が必要とされた井戸の調査です。平成22年度については、11地区（長尾元町、出屋敷西町、津田元町、片鉾本町、池之宮、楠葉中之芝、中宮山戸町、中宮、尊延寺馬廻、茄子作北町及び東香里元町）の15井戸で調査を行いました。

その結果、長尾元町地区で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、楠葉中之芝地区で砒素が、津田元町地区で1,1-ジクロロエチレンが、茄子作北町地区で総水銀と硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素がそれぞれ環境基準値を超過して検出されました。

なお、継続監視調査で継続的に監視をしている井戸は、一定期間以上、環境基準を満足する状況が認められる場合、再度周辺井戸を調査し、汚染の改善が確認されると、継続監視調査を終了することとしています。

第4章 土壌・地盤環境

1. 地盤沈下の現況

(1) 枚方市地盤沈下水準測量結果

地盤沈下対策として、枚方市公害防止条例で地下水の採取規制を行うとともに、地盤沈下状況を把握するため、昭和47年に市内42地点に一級水準点を設置し、水準測量を実施しています。地盤沈下対策の推進により、昭和60年代に入り地盤沈下が沈静化してきたため、平成3年度からは、隔年で水準測量を実施しています。平成22年度は、平成21年度に実施したことから、水準測量を実施していません。

なお、図2-4-1に枚方市内地盤沈下変動量観測地点を、表2-4-1に平成21年度における枚方市内地盤沈下変動量を示します。

図2-4-1 枚方市内地盤沈下変動量観測地点

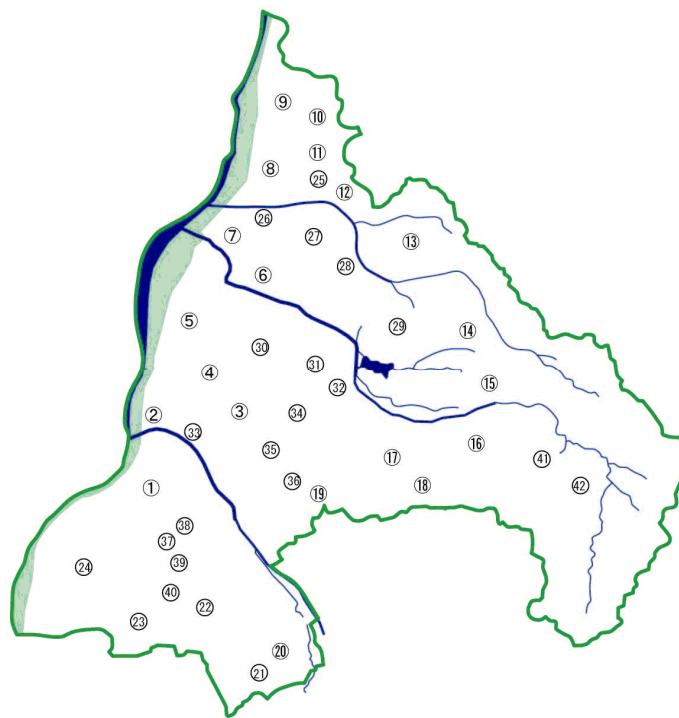


表2-4-1 平成21年度における枚方市内地盤沈下変動量

(単位：cm)

| 番号 | 地 点 | 平成17 年度比 | 平成19 年度比 | 番号 | 地 点 | 平成17 年度比 | 平成19 年度比 | 番号 | 地 点 | 平成17 年度比 | 平成19 年度比 |
|----|-----------|-------------|-------------|----|----------|-------------|-------------|----|----------|-------------|-------------|
| 1 | 三矢公園 | -0.50 | -0.73 | 15 | 菅原小学校 | +0.34 | -0.55 | 29 | 田口山配水池 | -0.05 | -0.79 |
| 2 | 八幡神社 | -0.35 | -0.66 | 16 | 津田支所 | +0.52 | -0.54 | 30 | 牧野車塚公園 | -0.06 | -0.72 |
| 3 | 高陵小学校 | +0.08 | -0.60 | 17 | 水道局春日事務所 | +0.53 | -0.44 | 31 | 山田神社 | +0.32 | -0.51 |
| 4 | 殿山第一小学校 | +0.26 | -0.42 | 18 | 春日公会堂 | +0.54 | -0.17 | 32 | 円通寺 | +0.20 | -0.46 |
| 5 | 清伝寺 | -0.27 | -0.96 | 19 | 桜丘小学校 | +0.33 | -0.41 | 33 | 市道枚方牧野線 | -0.23 | -0.65 |
| 6 | 牧野公園 | +0.30 | -0.48 | 20 | 春日神社 | +0.25 | -0.25 | 34 | 山田小学校 | +0.29 | -0.39 |
| 7 | 藤本川ポンプ場 | +0.08 | -0.86 | 21 | 春日小学校 | +0.39 | -0.22 | 35 | 中宮公園 | -0.30 | -0.53 |
| 8 | 北部下水処理場跡地 | -0.08 | -0.94 | 22 | 香陽小学校 | +0.10 | -0.21 | 36 | 星丘中央線 | +0.22 | -0.50 |
| 9 | 町楠葉会館 | +0.04 | -1.10 | 23 | 第二中学校 | +0.05 | +0.52 | 37 | 鷹塚山配水池 | -0.23 | -0.65 |
| 10 | 樟葉小学校 | +0.19 | -1.01 | 24 | 蹉跎小学校 | -0.04 | -0.55 | 38 | 枚方第二小学校 | 改埋 | 改埋 |
| 11 | 七つ松公園 | +0.01 | -1.00 | 25 | 二宮公園 | +0.12 | -0.93 | 39 | 山之上小学校 | -0.25 | -0.55 |
| 12 | 中の池公園 | +0.10 | -1.08 | 26 | 牧野小学校 | -0.16 | -0.99 | 40 | 第四中学校 | -0.42 | -0.66 |
| 13 | 北部区画第2号線 | +0.28 | -0.67 | 27 | 殿山第二小学校 | +0.32 | -0.65 | 41 | 総合福祉センター | -0.03 | -0.98 |
| 14 | 菅原保育所跡地 | +0.14 | -0.67 | 28 | 招提小学校 | +0.42 | -0.50 | 42 | 氷室小学校 | -0.18 | -0.66 |

(注) +：隆起 -：沈下

(2) 阪神地区地盤沈下広域水準測量結果

大阪府域については、阪神地区地盤沈下広域水準測量の一環として国と大阪府が隔年で水準測量を実施しています。本市域にも、国土地理院と大阪府の水準点が合わせて8地点存在しており、水準測量が国土地理院及び大阪府によって行われていますが、平成21年度に水準測量が実施されたため、平成22年度は実施されておりません。

なお、図2-4-2に大阪府水準点の位置を、図2-4-3に大阪府水準点における経年沈下量を、表2-4-2に平成21年度における大阪府水準点地盤沈下変動量を示します。

図 2-4-2 大阪府水準点の位置

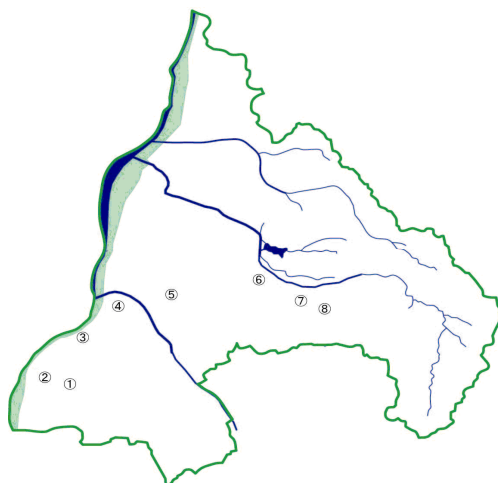


図 2-4-3 大阪府水準点における経年沈下量

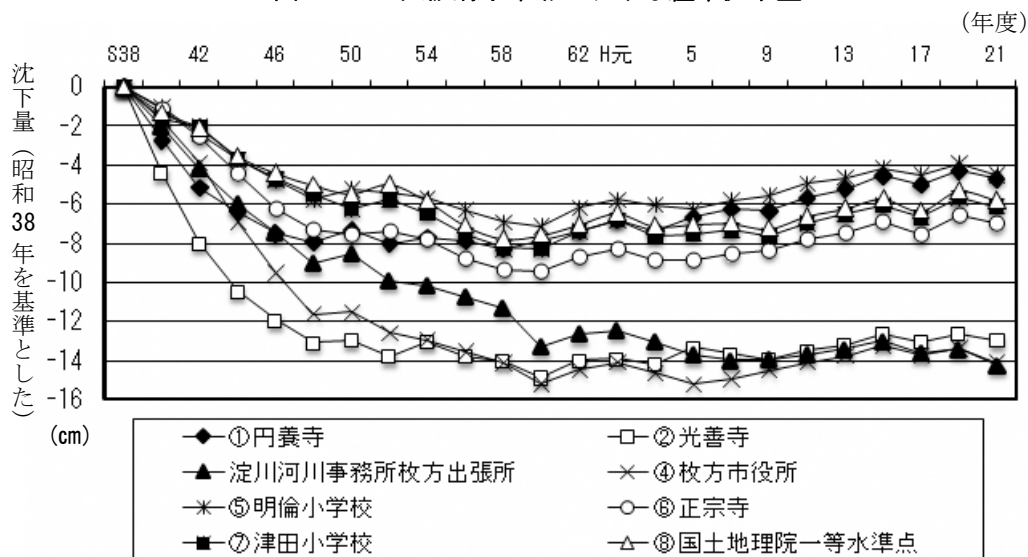


表 2-4-2 平成 21 年度における大阪府水準点地盤沈下変動量

(単位：cm)

| 番号 | 地 点 | 平成17年度比 | 平成19年度比 | 番号 | 地 点 | 平成17年度比 | 平成19年度比 |
|----|-------------------|---------|---------|----|----------------------|---------|---------|
| 1 | 円養寺 (北中振 2 丁目) | +0.30 | -0.42 | 5 | 明倫小学校 (中宮西之町) | 0 | -0.59 |
| 2 | 光善寺 (出口 2 丁目) | +0.08 | -0.36 | 6 | 正宗寺 (大峰元町 2 丁目) | +0.58 | -0.48 |
| 3 | 淀川河川事務所枚方出張所 (桜町) | -0.64 | -0.83 | 7 | 津田小学校 (津田西町 1 丁目) | +0.56 | -0.44 |
| 4 | 枚方市役所 (大垣内 2 丁目) | -0.37 | -0.71 | 8 | 国土地理院水準点 (津田元町 3 丁目) | +0.55 | -0.46 |

(注) + : 隆起 - : 沈下

第5章 化学物質

1. 環境中の化学物質の現況

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、工業的に製造される物質ではなく、物の焼却の過程などで自然に生成してしまう物質であり、発がんを促進する作用、甲状腺機能の低下、免疫機能の低下を引き起こす等の影響を及ぼすといわれています。

環境中のダイオキシン類濃度の把握のため、本市は平成22年度に、大気1地点、地下水1地点、土壌1地点のダイオキシン類調査を実施しました。

なお、平成22年度は、大阪府も本市域内で大気1地点、河川水質3地点、底質3地点についてダイオキシン類の調査を行っています。

ダイオキシン類濃度は、いずれも環境基準を満足していました。

① 大気

王仁公園局(一般局)で調査を実施し、年平均値は表2-5-1に示すとおり0.019pg-TEQ/m³であり、環境基準を満足していました。

表2-5-1 大気中のダイオキシン類濃度 (単位：pg-TEQ/m³)

| 調査地点 | 春季 5/13~5/20 | 夏季 8/19~8/26 | 秋季 10/21~10/28 | 冬季 1/13~1/20 | 年平均値 |
|--------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-------|
| 王仁公園局 | 0.013 | 0.023 | 0.014 | 0.024 | 0.019 |
| 枚方市役所局 | 0.024 | 0.042 | 0.019 | 0.013 | 0.025 |

(注) 環境基準：年平均値で0.6pg-TEQ/m³以下

備考：枚方市役所局は大阪府が測定

② 河川水質及び底質

河川水質及び底質については、大阪府が調査を実施し、船橋川、穂谷川及び天野川の3地点の結果は、表2-5-2に示すとおり、水質の年平均値は0.26~0.49pg-TEQ/L、底質は0.50~2.0pg-TEQ/gであり、環境基準を満足していました。

表2-5-2 河川水質及び底質のダイオキシン類濃度

(単位：水質はpg-TEQ/L、底質はpg-TEQ/g)

| 調査地点 | 河川水質 | | | 底質 |
|-------------|------|------|------|------|
| | 春季 | 秋季 | 年平均値 | |
| 船橋川(新登橋上流) | 0.77 | 0.17 | 0.47 | 0.73 |
| 穂谷川(淀川合流直前) | 0.30 | 0.21 | 0.26 | 2.0 |
| 天野川(淀川合流直前) | 0.76 | 0.21 | 0.49 | 0.50 |

(注) 環境基準：河川水質は1pg-TEQ/L以下 底質は150pg-TEQ/g以下

備考：大阪府が測定

③ 地下水質

天之川町で調査を実施し、表 2-5-3 に示すとおり 0.15pg-TEQ/L であり、環境基準を満足していました。

表 2-5-3 地下水質のダイオキシン類濃度 (単位：pg-TEQ/L)

| 調査地点 | 測定値 | 試料採取日 |
|------|------|-------------------|
| 天之川町 | 0.15 | 平成 22 年 11 月 15 日 |

(注) 環境基準：1pg-TEQ/L 以下

④ 土壌

殿山第二小学校で調査を実施し、表 2-5-4 に示すとおり 0.33pg-TEQ/g であり、環境基準を満足していました。

表 2-5-4 土壌中のダイオキシン類濃度 (単位：pg-TEQ/g)

| 調査地点 | 測定値 | 試料採取日 |
|---------|------|-------------------|
| 殿山第二小学校 | 0.33 | 平成 22 年 11 月 15 日 |

(注) 環境基準：1000pg-TEQ/g 以下

(2) アスベスト

アスベストは、繊維状の鉱物で極めて細いため、人の肺の奥まで入り込み健康影響を及ぼす恐れがあることが知られている物質であり、平成 17 年度より測定を実施しています。

平成 22 年 11 月 24 日から 26 日の 3 日間に、枚方市役所局（一般局）で、大気中のアスベスト濃度調査を実施しました。その結果、調査地点におけるアスベスト濃度は、表 2-5-5 のとおり 3 日間共に 0.057 本/L 未満でした。なお、この値は、世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア（注）と比べて低い濃度でした。

表 2-5-5 大気中のアスベスト濃度 (単位：本/L)

| 調査地点 | 測定値 | | |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 平成 22 年 11 月 24 日 | 平成 22 年 11 月 25 日 | 平成 22 年 11 月 26 日 |
| 枚方市役所局 | 0.057 未満 | 0.057 未満 | 0.057 未満 |

(注) 世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア

『世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1～10 本/L 程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。』

(3) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、低濃度でも長期間の曝露により、発がん性などの健康影響が懸念される物質の総称で、現在、環境省により 234 物質が示され、その中で健康リスクがある程度高いと考えられる 22 物質が優先取組物質として選定されています。

本市では、優先取組物質のうち測定法が確立している物質について、枚方市役所局（一般局）で 19 物質、招提局（自排局）で 5 物質を測定しています。

その結果、環境基準が設定されている項目、及び環境基準が設定されていない物質のうち指針値が設定されている項目については、表 2-5-6 のとおり、基準値または指針値を下回っていました。

表 2-5-6 有害大気汚染物質の調査結果(年平均値)

(環境基準が設定されている物質)

| 項目 (単位) | ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) | トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) | テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) | ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) |
|------------|--------------------------------------|---|--|---|
| 枚方市役所局 | 0.94 | 0.35 | 0.16 | 1.4 |
| 招提局 | 0.96 | — | — | — |
| 環境基準 | 3 | 200 | 200 | 150 |

(指針値が設定されている物質)

| 項目 (単位) | アクリロ ニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) | 塩化ビニル モノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) | 水銀及び その化合物 (ngHg/m^3) | ニッケル 化合物 (ngNi/m^3) | クロロ ホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) | 1, 2- ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) | 1, 3- ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) | ヒ素及び その化合物 (ngAs/m^3) |
|------------|--|---|---|---|--|--|--|---|
| 枚方市役所局 | 0.012 | 0.023 | 1.9 | 5.0 | 0.17 | 0.11 | 0.15 | 1.4 |
| 招提局 | — | — | — | — | — | — | 0.19 | — |
| 指針値 | 2 | 10 | 40 | 25 | 18 | 1.6 | 2.5 | 6 |

第6章 公害苦情

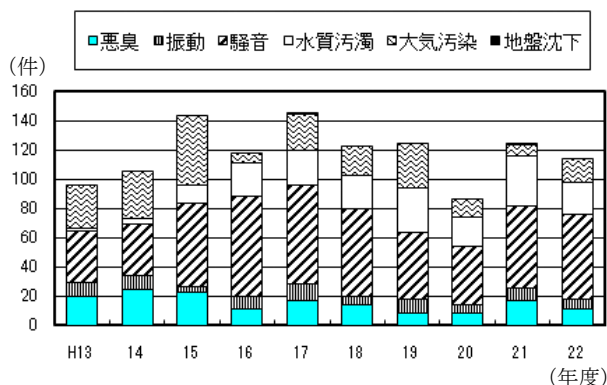
1. 公害苦情の現況

本市に寄せられた平成22年度の苦情は、217件あり、その内訳は典型7公害（大気汚染16件、水質汚濁22件、騒音58件、振動7件、悪臭11件、地盤沈下及び土壌汚染0件）が114件（前年度より10件減少）、事業活動に起因しない生活騒音など近隣の間によるものが103件（前年度より14件減少）でした（図2-6-1参照）。

また、平成22年度の苦情217件のうち、生産工場以外に対する苦情が199件と全体の9割を占め、その主なものは、土木建設工事に伴う苦情で、53件ありました。

なお、平成22年度は、苦情222件（当年度受付分217件、前年度からの繰り越し分5件）について処理を手がけ、220件の苦情を解決しました。（翌年度への繰り越し2件）

図2-6-1 典型7公害に係る苦情の推移



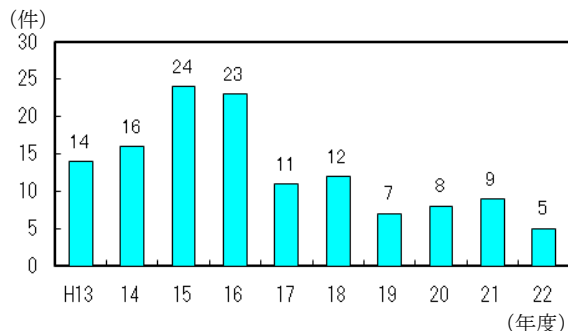
2. 平成22年度の水質事故発生状況

水質事故発生件数の推移は図2-6-2のとおりで、平成22年度は、河川で水質事故が5件発生しました。

本市の大部分が上水道水源である淀川水系に属しており、有害物質等による水質事故が発生すると、下流の水道原水に影響を及ぼす恐れがあります。

そこで、水質事故発生時には、下流への影響を防止するよう対策に努めるとともに、関係機関との連絡を密に図っています。

図2-6-2 水質事故発生件数の推移



第7章 廃棄物

1. ごみの現況

(1) ごみ処理量の推移

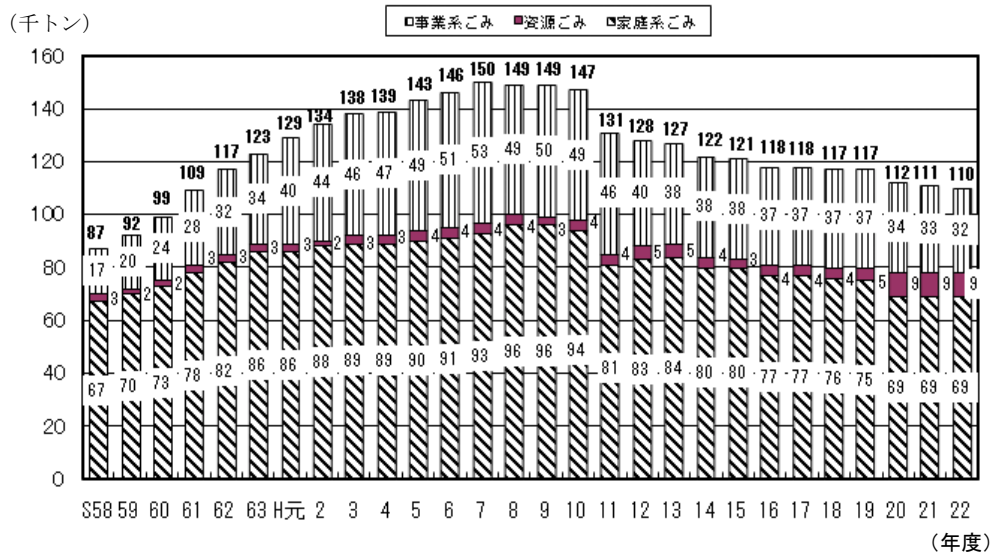
平成22年度における本市のごみの年間処理量は、約11万トンとなっています。

本市におけるごみ処理量は、昭和58年度以降から大量生産・大量廃棄型の社会を背景に増加を続けましたが、平成10年10月のごみ袋の透明・白色半透明化の実施、平成11年3月の粗大ごみ電話申込制の導入などによる減量効果が現れ、平成11年度から減少傾向に転じ、平成22年度ではピーク時の平成7年度に比べ、約4万トン(27.4%)減少しています。

また、平成20年2月から全市域でペットボトル・プラスチック製容器包装の分別収集を開始したことにより、ごみ処理量のうち資源ごみの割合が増加しています。家庭系ごみ・資源ごみ・事業系ごみの内訳は図2-7-1のとおりです。

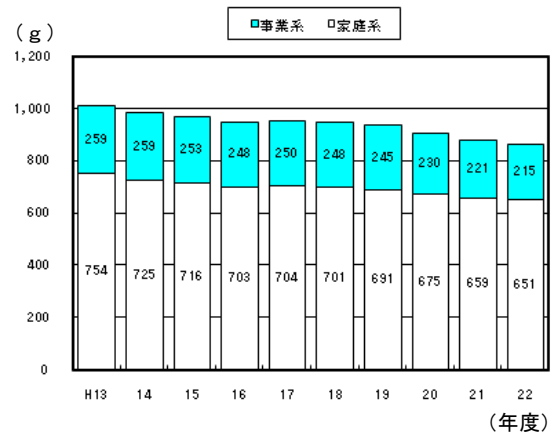
なお、ごみの処理方法別の構成は、焼却が76.79%、資源化が23.21%となっています。

図2-7-1 ごみ処理量の推移



また、1人当たりの1日ごみ量の推移は図2-7-2に示すように、平成22年度については866g(集団回収含む)(内訳:家庭系651g、事業系215g)で、前年度に比べて14g(1.59%)減少しており、全国平均994g(平成21年度)や大阪府平均1,117g(平成21年度)と比較しても大幅に低い値となっています。

図2-7-2 1人当たりの1日ごみ量の推移



ごみ質(重量比)についてみると、図2-7-3(家庭系ごみ)、図2-7-4(事業系ごみ)に示すように、家庭系ごみは、厨芥類、紙類、プラスチック類の順で、これらで全体の約85%を占めているのに対し、事業系ごみは、厨芥類だけで全体の約75%を占めています。

図 2-7-3 家庭系ごみ

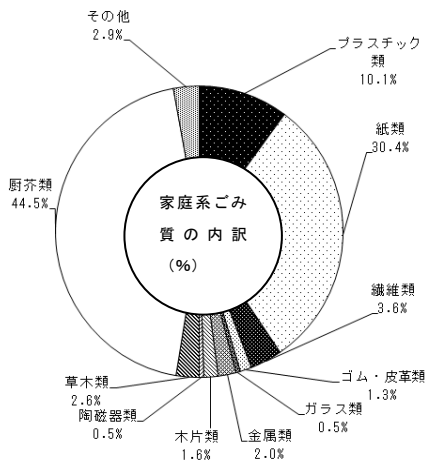
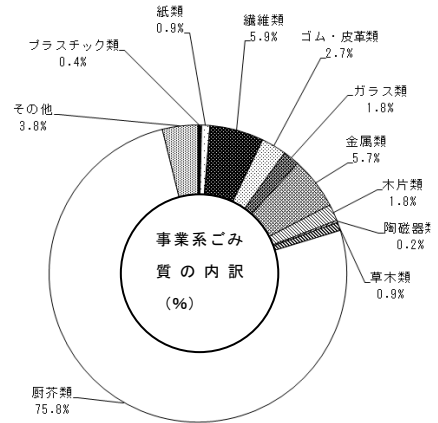
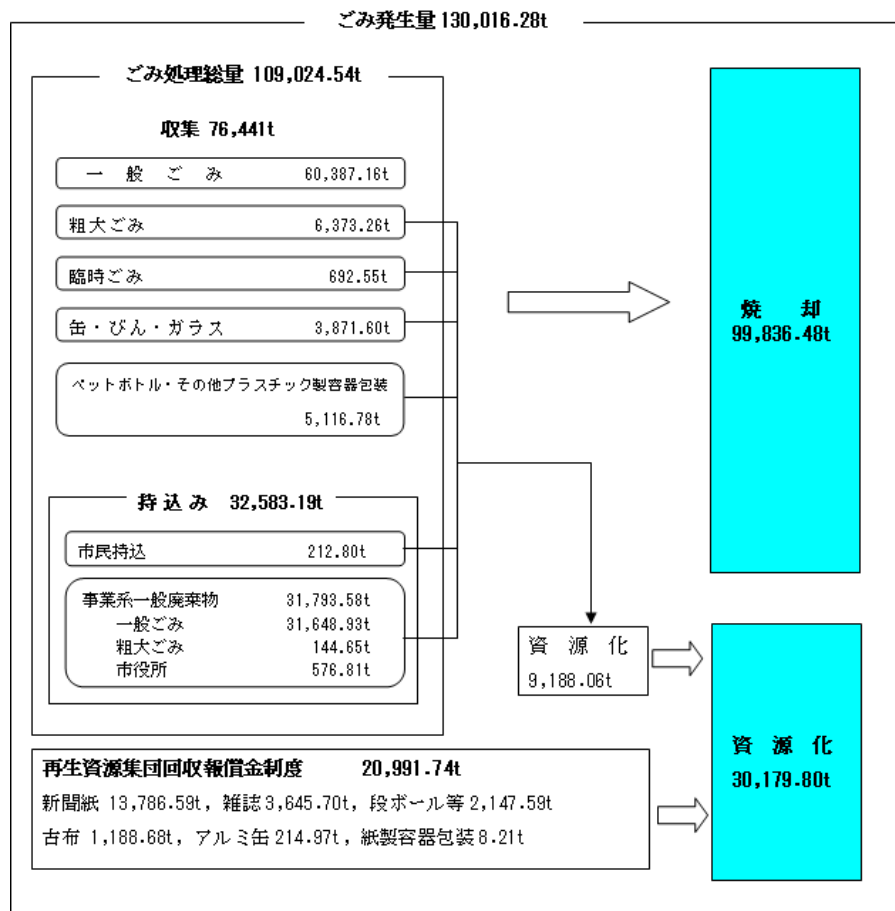


図 2-7-4 事業系ごみ



平成22年度のごみ処理工程及びごみ処理量を図2-7-5に示します。

図 2-7-5 平成 22 年度のごみ処理工程及びごみ処理量



(2) し尿及び浄化槽汚泥等の推移

市内のし尿汲み取り家庭等を対象に、一定期間（21日周期）ごとに収集を行っています。また、許可業者（8社）が事業系し尿及び浄化槽汚泥を収集し、いずれも淀川衛生工場で処理しています。

公共下水道の整備にともない、表2-7-1に示すようにし尿及び浄化槽汚泥等は年々減少しています。

表 2-7-1 し尿及び浄化槽汚泥等の推移

(単位：kL)

| 年 度 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| し尿 | 16,036 | 14,748 | 13,858 | 11,992 | 10,856 | 9,700 | 8,812 | 7,762 | 6,380 | 5,685 |
| 浄化槽汚泥 | 24,371 | 25,282 | 25,302 | 23,458 | 23,712 | 23,566 | 22,083 | 21,346 | 19,670 | 19,869 |
| 計 | 40,407 | 40,030 | 39,160 | 35,450 | 34,568 | 33,266 | 30,895 | 29,108 | 26,050 | 25,554 |

(注) 浄化槽汚泥は、ディスボーズ汚泥を含む。

第2部 平成22年度の環境の現況

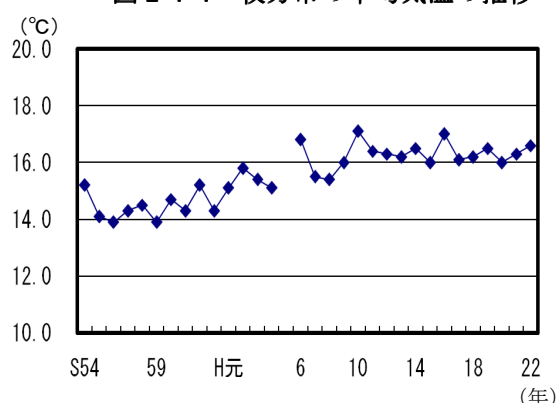
第1章 自然環境

1. 気象

本市は、大阪湾岸内陸の内懐となるところから、海風の影響を受けやすい位置にあります。また、瀬戸内海式気候区に属し比較的温暖な気候となっています。

平成22年の気温は、平均16.6℃、最高37.6℃、最低-2.6℃です(図2-1-1、表2-1-1参照)。

図2-1-1 枚方市の平均気温の推移



(注) 平成5年については測定地点移設のため欠測。

表2-1-1 枚方地域気象観測所(アメダス)における気象データの経年変化

| | 気温 (°C) | | | 降水量 (mm) | 風速 (m/sec) | | 日照時間 (h) |
|-------|---------|------|------|----------|------------|-----|----------|
| | 平均 | 最高 | 最低 | | 平均 | 最大 | |
| 平成13年 | 16.2 | 38.3 | -2.9 | 1,062.0 | 1.7 | 8.0 | 1,834.6 |
| 14 | 16.5 | 38.2 | -2.2 | 922.0 | 1.7 | 7.0 | 1,778.9 |
| 15 | 16.0 | 35.6 | -3.8 | 1,636.0 | 1.6 | 7.0 | 1,516.4 |
| 16 | 17.0 | 36.6 | -3.0 | 1,494.0 | 1.5 | 9.0 | 1,874.9 |
| 17 | 16.1 | 36.5 | -2.9 | 786.0 | 1.4 | 6.0 | 1,667.3 |
| 18 | 16.2 | 38.4 | -2.8 | 1,455.0 | 1.6 | 8.0 | 1,480.5 |
| 19 | 16.5 | 38.5 | -1.1 | 1,141.0 | 1.5 | 7.0 | 1,997.0 |
| 20 | 16.0 | 36.1 | -2.1 | 1,376.0 | 1.4 | 7.0 | 1,897.6 |
| 21 | 16.3 | 36.5 | -1.9 | 1,262.0 | 1.5 | 7.0 | 1,896.2 |
| 22 | 16.6 | 37.6 | -2.6 | 1,639.5 | 1.8 | 8.3 | 1,909.5 |

2. 自然環境の概観

本市の自然を概観すると、東部に生駒山系の一角をなす穂谷・尊延寺地区のまとまった樹林域が分布し、西部には淀川の河川敷の河畔林、これに挟まれるように市街地が展開しており、この市街地を貫くように3本の河川(船橋川、穂谷川、天野川)が流れています。また、市内には、孤島のような樹林地である孤立林として比較的大きな山田池公園をはじめ、小面積の斜面樹林や社寺林が点在しています。

3. 自然環境の特徴

(1) 里山

集落とそれを取り巻く森林、それらと混在する農地、ため池、草地などで構成され、人間と自然・生物が共存する地域を里山と呼んでいます。

穂谷・尊延寺地区の里山は、棚田やため池、森林など、さまざまな環境が組み合わさっており、棚田やため池の土手には里草地の植物が豊富に育成しています。また、オオタカ、サシバなどの猛禽鳥類の生息を支える豊かな生物相も存在しています。里山では、農業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。

特に、穂谷地区は、環境省の自然環境調査「モニタリングサイト1000」の里地タイプのコアサイト（重点調査地域）として選定され、平成18年度から専門家、ボランティアの市民による調査が行われています。

（2）水辺地

① 河川

淀川は、古来より治水、利水のための河川改修が進められてきた河川であり、生息する魚類の豊富さや貴重種の存在する水系としても知られています。

なかでもワンド群の重要性が深く認識され、楠葉地区、樋之上地区及び牧野地区で、国土交通省によってワンドの保全、再生整備が図られています。また、楠葉地区は重要性の高い原野の植物（大規模な氾濫原を特徴付ける植物）が豊富な地区であり、楠葉北部や船橋川河口付近等には、ややまとまったヨシ原が見られ、対岸の鶴殿（高槻市）のヨシ原と一体的に多様な野鳥の生息場所となっています。

また、天野川では平成21年7月に開催した市民公開調査「水辺の楽校^{がっこう}」で、初めてアユが確認され、平成22年度も引き続き確認されるとともに、これまでみられなかったウキゴリも見つかるなど生息環境が回復傾向にあります。

② ため池

ため池は、もともと水田灌漑を目的として人工的に築造された水域ですが、長い年月の間にさまざまな水生生物が移りすみ、特有の生態系を形成しています。

市街地の大きなものから里山に残る小さなため池までさまざまな形態が見られますが、それぞれ多様な生物相を支える重要な水辺空間といえます。

ブラックバスやブルーギルが里山のため池でも確認されるなど、在来種の生息が危ぶまれています。

（3）農地

かつて水田には、カエルをはじめヘビ、トンボ、タニシ、フナ、ドジョウ、メダカが生息し、それらを餌とするサギ類などの水鳥が多く飛来していました。一時期、強い農薬の使用によって、生物の多様性が失われましたが、回復の傾向にあります。市街地では、宅地化等により農地は減少していますが、水田や畑と樹林地が一体となった空間は、都市の自然ネットワークの要となり得ます。

（4）市街地の孤立林

住宅地や市街地に囲まれ、孤島のように分断された樹林地を孤立林といいます。市内の孤立林としては、比較的大きな面積の樹林地を持つ山田池公園をはじめ、小面積かつ帯状の斜面樹林、点在する社寺林など面積200m²以上の孤立林が多く存在します。また、東部地域における住宅開発や道路によって分断、細分化された孤立林には里山に由来する多様な生物が生息しています。

4. 保存樹木

保存樹木は、次のいずれかに該当し、かつ健全なものをいいます。

- ・ 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。
- ・ 高さが15メートル以上であるもの。
- ・ 株立ちした樹木で高さが3メートル以上であるもの。
- ・ 推定100年以上生育し、由緒あるもの。

平成22年度における枚方市緑化指導要綱に基づく枚方市保存樹木は、表2-1-2及び図2-1-2のとおりです。

表2-1-2 枚方市保存樹木

| 保存樹木指定番号 | 種名 | 位置(所在地) | 所有 |
|----------|---------|-------------|----|
| 1 | クスノキ | 楠葉中之芝(久親恩寺) | 民間 |
| 2 | クスノキ | 町楠葉 | 民間 |
| 6 | ケヤキ | 釈尊寺町 | 民間 |
| 8 | イチョウ | 穂谷(長伝寺) | 民間 |
| 10 | カイツカイブキ | 藤阪元町 | 民間 |
| 11 | クスノキ | 長尾元町(称念寺) | 民間 |
| 12 | クスノキ | | |
| 13 | クスノキ | | |
| 14 | カヤ | 田口 | 民間 |
| 16 | クスノキ | 出口(光善寺) | 民間 |
| 17 | クスノキ | 春日元町(春日神社) | 民間 |
| 18 | クスノキ | 片鉾本町(杉ヶ本神社) | 民間 |

(注) 欠番については消失等により指定解除を行ったものです。

図2-1-2 枚方市保存樹木位置図



(平成16年度撮影、「18 クスノキ」は平成20年度撮影)



1 クスノキ



2 クスノキ



6 ケヤキ



8 イチョウ



10 カイツカイブキ



11 クスノキ



12 クスノキ



13 クスノキ



14 カヤ



16 クスノキ



17 クスノキ



18 クスノキ

5. 緑被率

「枚方ふるさといきもの調査報告書」（平成20年3月）による本市の緑被面積・緑被率を表2-1-3に示します。平成19年の緑被面積は2066.9ha、緑被率は31.8%で、平成12年から減少しました。

その主な要因としては、各種開発によって雑木林、農耕地、草地が減少したものと推察されます（表2-1-4参照）。

また、竹林は経年的に増加傾向にあり、近年、管理の粗放化による周辺樹林への地下茎の旺盛な繁殖で、分布面積を拡大していると推察されます。

表2-1-3 緑被面積・緑被率の経年変化

| 調査年 | 緑被面積 (ha) | 緑被率 (%) |
|------|-----------|---------|
| 平成2年 | 1,964.4 | 30.5 |
| 12 | 2,161.3 | 33.5 |
| 19 | 2,066.9 | 31.8 |

表2-1-4 緑被別面積の変化

(単位：ha)

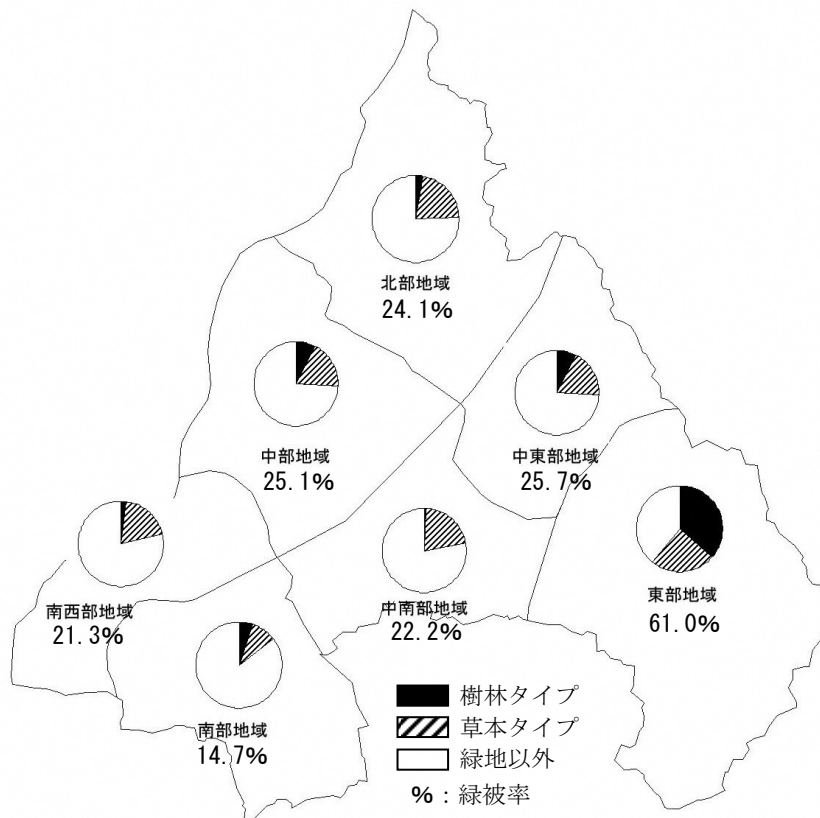
| | 平成2年 | 平成12年 | 平成19年 |
|-----|--------|--------|--------|
| 雑木林 | 570.8 | 495.2 | 461.65 |
| 竹林 | 167.03 | 221.9 | 224.82 |
| 植林 | 63.25 | 51.79 | 54.06 |
| 園地 | 68.3 | 63.45 | 114.49 |
| 農耕地 | 878.45 | 783.07 | 701.77 |
| 草地 | 221.55 | 545.91 | 510.11 |

地域別の緑被状況として、枚方市都市計画マスタープランにおいて7区分された各地域(北部地域、中部地域、南西部地域、中東部地域、中南部地域、南部地域、東部地域)ごとの緑被率と植生タイプ別(草本タイプ、樹林タイプ)の内訳を図2-1-3に示します。

地域別の緑被の特徴は次のとおりです。

- ・東部地区は緑被地が6割に達するが他の地域は3割に満たない。
- ・中東部地区、南部地区は樹林タイプが比較的多いが、これは大きな孤立林である山田池公園や桜木台（東中振、香里園桜木町周辺）が位置することによる。
- ・中部地域も樹林タイプが比較的多いが、これは淀川のヤナギ林が寄与している。

図 2-1-3 地域別緑被状況図



樹林タイプ：コジイ林・アラカシ林・ヤナギ林・コナラ林・アカマツ林・植林・ニセアカシア林・竹林

草本タイプ：高茎草本・低茎草本・芝草地・伐採跡地・園地型植栽・水田・畑

緑地以外：造成直後の裸地・水域・その他宅地等市街地

(注) 資料：枚方ふるさといきもの調査報告書（平成20年3月）

6. 特に重要な地域と今後の課題

(1) 重要な地域と課題

① 里山と河川

本市において、生物多様性の観点から重要な地域として、穂谷・尊延寺地区の里山と淀川河川敷があげられます。里山は水田（棚田）、草地、樹林地、ため池などの複合的な環境であり、淀川河川敷は、淀川水系の豊かな淡水魚類相を育むワンド、陸域と水域の中間に位置する移行帯（原野の環境）として大阪府レベルで残すべき自然です。

次に、重要な2つの地域（里山と淀川）を結び、生物的な回廊を形成する市内の河川（船橋川、穂谷川、天野川）があげられますが、現状において高い質を有しているものではなく、水質の改善、河畔植生の創出、緑道の整備などにより連続的な水と緑のネットワークを形成することが望まれます。

② ため池

また、市内の水系環境として河川とともに重要なのが、ため池、水田、農業水路です。いずれも農業とのかかわりのなかで維持・管理されているので、農的環境の保全が課題となります。

ため池は、平地部の大きなものから、穂谷・尊延寺地区などに見られる小さなため池まで様々な形態が見られますが、それぞれ生物にとって重要な意味のある環境です。

③ 孤立林

都市化が進む一方で、自然に対する市民意識は高まりつつあります。人と自然が共生する豊かなまちづくりのために必要なのは、今ある緑を貴重なものとして保全するとともに、孤立化した緑を相互につないで、地域全体として有機的なつながりをもった緑のネットワークのシステムを作ることです。

エコロジカルネットワーク形成の視点からは、上記に加えて孤立林があげられます。孤立林は、生産林としての必要性を失ってしまった自然であり、社寺林や保存樹林、公園として担保された樹林以外は存在価値の低い自然として開発の対象となりやすいのですが、市域全体の環境の向上や身近に自然とふれあえる場として重要であるため、担保性を高め、維持・管理していくことが課題です。

④ 課題の解決

課題解決にあたっては、今後、市域全体の環境を向上するための様々な計画の実現が望まれます。その内容は、枚方市緑の基本計画等にも示されているもので、樹林地、農地、水辺の保全と活用、各種の都市公園、学校ビオトープ、市民農園、屋上緑化、街路樹、工場緑化といった緑の創出が望まれます。豊かな緑のネットワークが形成されれば、同時にヒートアイランドなど都市特有の気候の緩和、大気浄化、温室効果ガスの吸収、地下水の涵養など都市環境の改善や、火災時の延焼防止帯や避難路としての防災機能など多面的な効用も確保できます。

(2) 枚方鳥獣保護区

第二京阪道路以東の地域約1,080ha（枚方市里山保全基本計画の対象地域と同一）は、鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区（枚方鳥獣保護区）に指定されています。期間は平成20年11月1日～平成30年10月31日（更新可能）です。鳥獣保護区では、狩猟期間であっても狩猟が禁じられますが、鳥獣により農林業や生活環境に被害が発生した場合は、有害鳥獣の捕獲が許可される場合があります。そのほか市内では、淀川とその堤防の区域を「淀川鳥獣保護区」として、また市域で鳥獣保護区に指定されていない区域を「枚方特定猟具使用禁止区域」に指定されています。

特定猟具使用禁止区域指定区域では銃による野生鳥獣の捕獲はできませんが、鳥獣保護区指定区域では網やわなによる捕獲もできません。

(3) 緑地のネットワークによる生物多様性の向上

本市は東部に生駒山系の一角をなす穂谷・尊延寺というまとまった里山樹林域が分布し、一方で西部には淀川河川敷の河畔林が配置し、東西両側に核となる樹林域が存在しています。これらそれぞれの核となる地域の保全、特に公的な担保がない東部地域の保全は今後の重要な課題です。同時に、それらの間に住宅地等の都市域が集中しており、東西の核となる樹林域をいかに緑地のネットワークで連結し、東西の山と川の交流を図っていくかという点についても、本市の市域全体の生物多様性の向上にとって重要な課題です（図2-1-4参照）。

図2-1-4 緑地のネットワークによる生物多様性の向上の概念図



(注) 資料：枚方ふるさといきもの調査報告書（平成20年3月）

第2章 人と自然との共生

1. 生態系

(1) 里山の保全

① 里山保全基本計画

本市の東部地域に残された里山を市民全体の貴重な財産として保全継承していくために、地権者等、市民、行政が連携して取り組む具体策を示し、本市における今後の里山保全の基本的指針とするため、枚方市里山保全基本計画を平成18年5月に策定しました。

今後も引き続き、同基本計画に基づいて各地区における森づくり委員会（地権者等、市民、行政が連携して里山保全に取り組む組織）の開催や里山保全活動団体との意見交換会を通じて、里山保全の取り組みを推進していきます。

② 森林ボランティアの育成事業

津田山を主なフィールドとして、市域の里山保全に携わる森林ボランティアを育成する目的で、講義と実習で構成された「里山講座『知って守ろう！枚方の里山』」（連続講座）を、平成22年10月から翌年の3月までの6回、30人の受講者で開催しました。



③ 里山保全基金の活用

第二京阪道路以東の氷室地域及び津田地域の里山保全のため、枚方市東部地域里山保全基金を設置しています。

平成22年度は3件の寄附があり、平成23年3月31日現在の残高は16,275,058円です。

平成22年度は、基金を活用し、里山保全活動団体（6団体）に道具の購入費の一部等を補助する枚方市里山保全活動補助金の交付を行いました。

④ 東部の緑と里散策マップの増刷

第二京阪道路以東の東部地域には、自然、景観、歴史、文化、産業など、多様で魅力的な地域資源が豊富に存在しています。それらの機能や魅力を高め、広く発信することで、50年、100年先の未来まで引き継いでいくことが望ましいと考えています。

そこで、平成21年度に作成した市民向けマップ「東部の緑と里散策マップ」を平成22年9月に一部改訂、増刷し、東部地域の地域資源について広く周知を図りました。

⑤ 氷室地区の里山道等整備事業

氷室地区において、ボランティアが里山保全活動を行っている区域内的の里山道などを整備しました。

⑥ 里山散策（津田生涯学習市民センター活動委員会事業）

身近な里山を歩き、自然と人の関わりや地域間の歴史を知り、郷土愛を深め、自然の心地良さ・ありがたさを感じることで、環境保全意識の高揚を目指し、平成22年度は表3-2-1に示すとおり
の里山散策と、里山振興課との共催イベント「歴史探訪」（平成22年10月14日、参加人数25人）を実施しました。

表3-2-1 平成22年度里山散策一覧（津田生涯学習市民センター活動委員会主催）

| 実施日 | テーマ等 | 内容 | 参加者数 (人) |
|-------------|--------------------------|---|-------------|
| 平成22年 5月27日 | 石仏の道からシミッタンへ | 津田駅～清水谷～国見山～白旗池～交野山～神宮寺～倉治～津田駅 | 25 |
| 平成22年 7月26日 | 三国境2010 ※里山振興課と共催イベント | 穂谷～天王～三国境～穂谷～武生田池～尊延寺 | 26 |
| 平成22年 9月27日 | 東部四名山縦走 | 津田生涯学習市民センター～国見山～白旗池～交野山～旗振山～龍王山～河内磐船駅 | 22 |
| 平成22年11月25日 | 竜の道（生駒縦走歩道）を歩く | 津田生涯学習市民センター～国見池～白旗池～傍示～くろんど園池～私市駅 | 21 |
| 平成22年12月22日 | 暮れ押し迫る甘南備山 | 長尾駅～長尾大池～第二京阪～杉五兵衛～竜王の森～甘南備山～大壺池～やすらぎの丘霊園～尊延寺 | 26 |
| 平成23年 1月21日 | 迎春 今年も里山散策 | 三ノ宮神社～武生田池～田中池～三叉路～いきものふれあいセンター～国見山～ガラト川トンネル～やまの香通り～風の道～くにみの丘公園～やまなみ通り～津田本通 | 18 |
| 平成23年 3月14日 | 神坐（かみいま）す山を越えて | 穂谷～上武寛助碑～若宮八幡宮～天王～穂谷配水場～狭戸線～えびこ道～野外活動センター～サンドイッチ山～清水谷分岐～津田墓地～津田駅 | 21 |



「神坐（かみいま）す山を越えて」から
穂谷若宮の棚田を望む



「竜の道（生駒縦走歩道）を歩く」から
謎の洞窟を覗く

⑦ 里山保全の普及・啓発イベント

東部地域の豊かな自然を守り、里山を保全していくため、多くの市民が里山の自然とふれあえるイベントとして「秋の里山散策とピザ作り～暮秋の里山へ美と味を訪ねる～」（平成22年11月6日、参加人数51人）、津田生涯学習市民センターとの共催イベント「里山散策『三国境2010』」（平成22年7月26日、参加人数26人）「歴史探訪」（平成22年10月14日、参加人数25人）を開催し、東部地域の自然や歴史等を紹介するとともに、里山を保全していくための情報発信を行いました。

⑧ ナラ枯れ被害対策

全国的に被害が広がっているカシノナガキクイムシによるナラ・カシ類の集団枯損被害（ナラ枯れ）が、平成22年の夏に東部地域で確認されました。

平成22年度は、尊延寺地区において、大阪府による被害木20本の伐倒くん蒸処理が行われました。引き続き大阪府とともに現状の把握に努め、対策を進めていきます。

⑨ 大阪府山地美化キャンペーン

毎年11月の山に親しむ推進月間中に、大阪府が府内の自然公園等の利用者に対して山地美化意識を普及させるため、市町村及び関係諸団体の協力を得ながら、大規模な美化啓発活動を展開しており、毎年、津田・氷室地区で里山美化キャンペーンを実施し、「里山保全」の意識向上と啓発を図っています。

(2) 野生動植物の保護

① 鳥獣の保護

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく、有害鳥獣の捕獲許可及びメジロの飼養登録に係る事務を行っています。イタチやカラスなどの有害鳥獣の捕獲許可の件数は34件、メジロの飼養登録の件数は9件でした。

近年増加している野生化したアライグマは、農作物の食害や動物由来感染症媒介の危険性、さらに生態系への悪影響が懸念されることから、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により、特定外来生物に指定され、飼育・運搬・販売・譲渡・輸入などが規制され、すでに定着している場合は防除することになっています。

「大阪府アライグマ防除実施計画」に基づき、大阪府と連携し防除を行っており、平成22年度は15頭を捕獲しました。

(3) ワンドの整備

楠葉地区では、昭和40年代にワンドが7個存在しており、それらのワンドには、イタセンパラ、シロヒレタビラ等26種の魚類がいたことが判明しています。

しかしながら楠葉地区のワンドは、洪水を防止するため川幅を広くすることや川底の砂を取る等の河川改修工事により、平常時の水位が低下し、干し上がってしまい、魚類が生息できる環境が失われてしまいました。

本市は、楠葉地区のワンドの再生に対する要請を平成19年1月31日に、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所に行いました。

淀川河川事務所は、平成14年度に2つのワンド（1号、2号）を復元させており、その後、3つ目以降のワンドの復元・整備に役立てるため、モニタリングを実施しました。

モニタリングの結果を受け、平成18年度から平成20年度にかけて3号から8号のワンドの復元・整備を実施しました。平成21年度は、牧野地区においても、ワンドの整備を実施しました。

平成22年度については、楠葉地区、樋之上地区及び牧野地区において自然把握のためモニタリング調査を実施しました。

2. 自然とのふれあい

(1) 自然保護啓発事業

人と自然とのふれあいを図る環境教育の一環として、「自然観察会」を実施しています。

① 水辺の楽校（天野川のいきものを観察しよう！）

天野川に生息する生物を観察し自然環境の大切さを学ぶイベントとして、水辺の楽校（平成22年7月24日、参加人数：児童・保護者91人）を大阪府枚方土木事務所、枚方いきもの調査会（メダカと魚部会）との共催で開催し、水生生物の観察や水質調査などを行いました。



② 夏休み山田池公園昆虫教室

山田池公園に生息する昆虫を観察し自然環境の大切さを学ぶイベントとして、夏休み山田池公園昆虫教室（平成22年8月28日、参加人数：児童・保護者35人）を(財)大阪府公園協会山田池公園事務所、枚方いきもの調査会（昆虫部会）との共催で開催し、昆虫の観察や講演会などを行いました。



③ 秋の自然を探してみよう～葉っぱや木の葉でナチュラルアート～

山田池公園に生息・生育する野鳥や植物を通じ自然環境の大切さを学ぶイベント（平成22年11月20日、参加人数：児童・保護者28人）を淀川自然クラブとの共催で開催し、野鳥や植物の観察、植物の葉や木の葉を使った工作などを行いました。



(2) 枚方の自然から考える生物多様性～COP10名古屋会議から見えたもの～

枚方に残る河川や里山などの身近な自然を通じ「生物多様性」についての認識を高めることを目的に、メセナひらかた会館大会議室で講演会（平成23年12月17日、参加人数：97人）を開催し、第1部で「COP10と枚方の接点をさぐる」（講師：夏原由博 名古屋大学大学院教授）、「枚方の足下から考える生物多様性・どう取り組むのか」（講師：佐久間大輔 大阪市立自然史博物館学芸員）をテーマとした講演、第2部で「歴史と生物が息づく川・里山とともに暮らす枚方」をテーマとしたパネルディスカッションを行いました。



(3) 王仁公園ビオトープの整備

身近な自然と生物の生息空間を確保するため、王仁公園ビオトープの整備にむけて排水管布設工事を行いました。

(4) 学校ビオトープ池の整備と活用

学校ビオトープ池は「共生の世紀を担う次世代を育成する場所」であり、市内の各学校でも生き物とのふれあい、自然の美しさ・生命の尊さに気付き、地域の自然と共存していく大切さを学ぶため、環境教育の一環として積極的に取り組んでいます。

平成22年度は、平成20年度までの整備校の維持管理を行いました。

なお、平成23年3月31日現在の累計は、小学校14校と中学校3校の計17校です(表3-2-2参照)。

表 3-2-2 学校ビオトープ池の整備校

| 年度 | 整備校 |
|--------|---------------------------------|
| 平成13年度 | 川越小学校、平野小学校、蹉跎東小学校、樟葉南小学校、中宮小学校 |
| 平成14年度 | 津田南小学校、桜丘小学校、招提小学校、樟葉北小学校 |
| 平成15年度 | 第一中学校、招提中学校、船橋小学校 |
| 平成16年度 | 楠葉中学校 |
| 平成17年度 | 交北小学校 |
| 平成18年度 | 五常小学校 |
| 平成19年度 | 氷室小学校 |
| 平成20年度 | 長尾小学校 |
| 平成21年度 | なし |
| 平成22年度 | なし |



ビオトープ池

(5) 緑の学校づくり

子どもたちが伸びやかに学校生活を送るとともに、暑気対策や環境整備の一環として、学校の緑化を進めています。

① 緑のじゅうたん

学校、保護者、地域が連携して、校庭の一部約1,000m²の芝生化及びその後の維持管理を行い、整備された芝生は教育活動や地域行事等において有効活用しています。

平成22年度は、前年までの整備校の維持管理を行いました。

なお、第三中学校は建て替え工事により対象外のため、平成23年3月31日現在の整備校の累計は、63校です（表3-2-3参照）。

表 3-2-3 緑のじゅうたん整備校

| 年 度 | 整 備 校 |
|----------|------------------------------------|
| 平成 16 年度 | 山之上小学校 |
| 平成 17 年度 | 船橋小学校 |
| 平成 18 年度 | 殿山第一小学校、交北小学校、山田東小学校、東香里小学校、伊加賀小学校 |
| 平成 19 年度 | なし |
| 平成 20 年度 | 枚方市内 56 小中学校 |
| 平成 21 年度 | なし |
| 平成 22 年度 | 山田東小学校（府の補助金により整備） |

**② 緑のカーテン**

夏季期間の教室内の気温上昇の緩和を図るとともに、緑のある教育環境をつくるため、平成 20 年度から P F I 事業のメニューの一つとして教室窓側外部にネット、プランターを設置し、ヘチマやゴーヤなどのツル性植物による緑のカーテンを全小中学校（第三中学校を除く）において実施しています。

表 3-2-4 緑のカーテン実施校

| 年 度 | 整 備 校 |
|----------|---------------------|
| 平成 18 年度 | 蹉跎西小学校、西長尾小学校、樟葉幼稚園 |
| 平成 19 年度 | 蹉跎西小学校、西長尾小学校、樟葉幼稚園 |
| 平成 20 年度 | アンカー設置及び備品調達 |
| 平成 21 年度 | 63 小中学校 |
| 平成 22 年度 | 63 小中学校 |

第3部 平成22年度における環境基本計画に基づく施策の実施状況

第1章 人の健康の保護及び生活環境の保全

1. 大気・音環境

(1) 大気汚染の防止

① 工場・事業場に対する規制

大気汚染防止法や大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府条例」）において、大気汚染物質である硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物などを発生するおそれのあるボイラーや金属加熱炉などの施設を設置しようとする事業者に対し、事前の届出や規制基準の遵守、設置後のばい煙量の測定などを義務づけています。

また、枚方市公害防止条例（以下「市条例」）では、工場等で使用する燃料について、硫黄分の少ない燃料を使用するよう規制を行っています。

本市では、大気汚染防止法や府条例、市条例に基づく申請に対して審査を行うとともに、大気汚染物質発生施設を有する工場・事業場に対して、立入検査を行いました。

なお、平成22年10月1日に大阪府より本市に、工場に係る大気汚染防止法及び府条例（大気関係）、ダイオキシン類特別措置法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律による届出、規制及び指導等に係る事務が権限移譲されました。

② アスベスト対策

アスベストについては、平成17年6月の健康被害の報道を契機として、大きな社会問題となったことから、国によるアスベスト対策により、現在では、アスベスト製品については、製造が全面的に禁止されています。

しかしながら、アスベストはその性能から、昭和30年代以降、ビル等に耐火、耐熱、防音などの目的で大量に使用されていた時期があり、その解体時における飛散を防止するために、本市では大気汚染防止法または府条例に基づくアスベスト除去に関する作業実施届出が提出された場合に、事前に立入検査を実施し、作業基準の遵守状況等を確認するなど、飛散防止対策の徹底を図っています（表3-1-1参照）。

表3-1-1 アスベスト除去に関する作業実施届出件数

| 区 分 | 大気汚染防止法 | 府 条 例 | 合 計 |
|-----|---------|-------|-----|
| 件 数 | 17 | 20 | 37 |

（注）府条例：大阪府生活環境の保全等に関する条例

③ 化学物質対策

有害大気汚染物質として、大気汚染防止法により現在、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質が指定物質とされています。これらを排出する指定物質排出施設に対しては、指定物質抑制基準が適用されており、事業者に対し排出抑制に努めるよう指導しています。

また、府条例では、人に対する発がん性や毒性の見地から23物質が有害物質として規制されています。そのうち発がん性のあるクロロエチレン、ベンゼン、ニッケル化合物、砒素及びその化合物、六価クロム化合物、エチレンオキシドの6物質については、設備・構造基準が、また毒性が強いカドミウム等の17物質については、排出口基準が適用されており、これら規制基準の遵守指導を行っています。

さらに、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント対策の一環として、揮発性有機化合物（VOC）の排出を抑制するため、大気汚染防止法では、揮発性有機化合物の排出量が多く、その規制を行うことが特に必要なものを揮発性有機化合物排出施設として定め、排出基準が適用されています。また、府条例においても、揮発性有機化合物に係る届出施設を指定し、設備基準、構造基準及び維持管理基準等により規制を行っています。

(2) 騒音・振動の防止

① 工場・事業場に対する規制

騒音規制法及び振動規制法では、機械プレスなどの特定施設を有する工場又は事業場（以下「特定工場」）における事業活動に伴って発生する騒音及び振動について、指定した地域において時間の区分及び区域の区分ごとに規制基準を定めています。また、府条例では、騒音規制法及び振動規制法で規制されていない地域及び特定工場以外の工場又は事業場に範囲を広げて規制しています。なお、特定施設等の設置等の届出段階で事前審査を行い、防音・防振対策の強化など規制基準の遵守徹底を図っています。

② 建設作業に対する規制

騒音規制法及び振動規制法では、くい打機などの著しい騒音又は振動を発生する作業（以下「特定建設作業」）について、規制基準を定めています。また、府条例と市条例により、騒音規制法及び振動規制法で規制されていない特定建設作業以外の建設作業についても対象を広げて規制を行っています。

本市では、特定建設作業の実施の届出段階で事前審査を行い、低騒音・低振動工法の採用や防音・防振対策などの指導を行っています。

平成22年度は、特定建設作業を伴う工事が1,008件あり、騒音規制法及び振動規制法の規制対象となる作業が477件、府条例の規制対象となる作業が1,824件、市条例の規制対象となる作業が859件でした。

③ 建築物の解体工事に伴う事前周知等

本市では、建築物の解体工事に伴う騒音、振動、粉じんなどによるトラブルを未然に防止するため、「枚方市建築物の解体工事に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱」を平成20年10月1日に施行し、建築物の解体工事を実施する際には、事業者に対し、解体床面積の合計が80m²以上のもの、または、特定建設作業実施の届出を伴うものについて、標識の設置と説明資料の配布や説明会の開催などによって、周辺住民等へ周知を行うよう指導をしています。

平成22年度は、288件の届出がありました。

(3) 自動車公害対策

① 国における取り組み

平成22年度までに大都市圏における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準を確実に達成するために、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法による指定地域への流入車対策の強化、局地汚染対策の強化を図るとともに、次世代型の先進的な低公害車の普及促進が図られています。

② 大阪府における取り組み

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準のより早期かつ確実な達成を図るため、府条例を改正し、排出基準を満たさないトラック・バス等に対して府域の対策地域内への発着を禁止する流入車規制（車種規制非適合車の制限）を平成21年1月から実施しています。

③ 本市における取り組み

ア. ノーマイカーデー及びアイドリングストップの啓発

毎月20日のノーマイカーデーの取り組みやアイドリングストップに組み込み、広報紙を通じて広く市民に啓発活動を行っています。

また、駐車場を設置しようとする事業者に対しては、利用者へアイドリングストップを周知するよう、指導を行っています。

イ. 低公害車等の導入

「枚方市低公害車等導入指針」に基づき、公用車にハイブリッド車、天然ガス車、低排出ガス認定基準かつ燃費基準早期達成車などの大気汚染物質の排出が少なく燃費性能が優れている車（低公害車等）の導入を計画的に進めています。平成22年度は、ハイブリッド車2台を含め19台の低公害車等を導入し、全公用車に占める低公害車等の割合は平成22年度末現在29%となりました。



また、平成22年12月に新たに電動バイク15台を公用車に導入し、本庁及び教育委員会で使用しています。

(4) 悪臭への取り組み

悪臭防止法は、工場及び事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を規制し、悪臭対策を推進することにより、生活環境の保全と人の健康の保護に資することを目的としています。

本市では、市域の全域を指定地域とし、事業活動に伴って発生する特定悪臭物質について、敷地境界線、排出口及び排水水での濃度規制による規制基準を定め悪臭の発生の防止に取り組んでいます。

2. 水環境

(1) 水質汚濁の防止

① 工場・事業場に対する規制

水質汚濁防止法（以下「水濁法」）では、水質汚濁の原因となる物質を排出するおそれのある施設を特定施設とし、これらを設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」）に対して、設置又は構造等の変更をする際に事前の届出を義務づけるとともに、特定事業場からの排水に対し、排水基準（以下「一律排水基準」）を定め規制しています。さらに大阪府では、上水道水源については一律排水基準では環境保全が図れないとして、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例により、一律排水基準より厳しい排水基準を設定し、規制しています。なお、本市域の大部分については、上水道水源地域に位置していることから、この規制を受けています。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法では、日最大排出水量が 50m^3 以上の特定事業場について特定施設の設置や変更について大阪府知事の許可制とし、申請の際に下流域への環境影響の事前評価を義務づけています。

府条例では、特定施設以外の施設で水質汚濁の原因となる物質を排出するおそれのある施設を届出施設と定め、これらの設置又は構造等の変更をする際に事前の届出を義務づけるとともに、排水基準を定め規制しています。

本市では、水濁法や府条例、市条例に基づく届出等に対して審査を行うとともに、公共用水域へ排水する工場・事業場に対して、立入検査を行いました。

次に、下水道区域については、下水道法で、特定施設を設置又は構造等を変更する際に事前の届出を義務づけるとともに、特定事業場からの排水に対し、排除基準を定め、規制しています。また、枚方市下水道条例では、排除基準を超えるおそれのある下水を排除する事業場に対し、除害施設の設置等を義務づけるとともに、基準に適合した下水を排除するよう規制しています。

本市では、下水道法や枚方市下水道条例に基づく届出等に対して審査を行うとともに、下水へ排除する工場・事業場に対して、立入検査を行いました。

(2) 生活排水対策

公共下水道や浄化槽で処理されず、河川や水路に流されるトイレ、炊事、洗濯や入浴など日常生活に伴って排出される汚水（生活排水）が水質汚濁の大きな要因となっています。

こうした生活排水の適正処理に関する基本的な方針や取り組みを定めた「枚方市生活排水処理基本計画」を平成16年9月に策定し、公共下水道の整備や公共下水道への未接続家庭の解消、公共下水道整備区域外での合併処理浄化槽への転換、生活排水に係る啓発などを推進しています。また平成21年11月には生活排水適正処理率（公共下水道と合併浄化槽で生活排水を処理している人口の割合）の目標を平成24年度に93.4%とするなど中間見直しを行いました。

① 公共下水道の整備

下水道事業は、トイレの水洗化など生活環境を向上させるだけでなく、水路・河川などの公共水域の水質改善を図り、快適な水環境を創造するなど、市民生活に欠くことのできないライフラインとして、重要な役目を担っています。

そこで、本市の下水道計画は市域の面積6,508haの内、約8割にあたる5,217haを公共下水道計画区域として位置づけています。

本市の流域下水道は、市域北部・中部の汚水を処理する淀川左岸流域下水道と市域南部の汚水を処理する寝屋川北部流域下水道に分かれており、それぞれの整備状況は表3-1-2のとおりです。

表3-1-2 流域下水道別整備状況

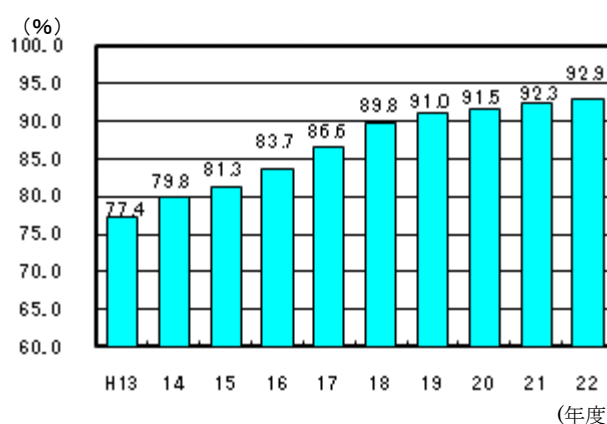
(平成23年3月31日現在)

| 項目 | 流域下水道名 | 淀川左岸流域下水道 | 寝屋川北部流域下水道 | 合計 |
|----------------|--------|-----------|------------|---------|
| 計画面積 ha | | 4,549 | 668 | 5,217 |
| 計画区域内現在人口(A) 人 | | 347,127 | 63,799 | 410,926 |
| 整備済面積 ha | | 2,711 | 506 | 3,217 |
| 整備済区域内人口(B) 人 | | 318,427 | 63,450 | 381,877 |
| 処理面積 ha | | 2,679 | 505 | 3,184 |
| 処理区域内人口(C) 人 | | 315,978 | 63,450 | 379,428 |
| 水洗化人口(D) 人 | | 291,585 | 59,631 | 351,216 |
| 整備状況 B/A×100 % | | 91.7 | 99.5 | 92.9 |

図3-1-1 公共下水道整備普及率の推移

平成23年3月31日現在の公共下水道整備普及率は、図3-1-1に示すとおり92.9%（平成22年度目標値：下水道整備普及率92.9%、達成率100%）となりました。

また、平成23年3月31日現在の整備面積は3,217ha、整備人口は381,877人となりました。（表3-1-2参照）



② 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽は、微生物の働きを利用してし尿等の汚水を浄化する施設で、下水道の未整備地域等に設置されます。浄化槽は、戸建住宅で利用する小型のものから住宅団地や集合住宅の建設に伴って設置される大規模なものまで、様々な大きさのものがああります。

浄化槽は定期的な維持管理を怠ると水質汚濁や悪臭の原因となることから、浄化槽法では、維持管理などが義務付けられています。

しかし、規模が小さく排水量も少ない一般家庭用などの浄化槽には、維持管理が不十分な浄化槽もみられることから、浄化槽の指導を行っている大阪府枚方保健所と協力して、広報紙等を通じ、浄化槽の適正管理の啓発を行っています。

③ 公設浄化槽設置事業

平成16年に枚方市生活排水処理基本計画を策定し、市域のうち公共下水道のない区域では、合併浄化槽により生活排水を処理することを基本としました。なお、第二京阪道路以東の東部地域において、公設浄化槽設置事業を平成18年9月より実施しています。

平成22年度は、設置希望者がありませんでした。

④ 市民への啓発

市民の水環境への関心を高めるため、広報ひらかたや各種イベント等を通じ、台所排水の汚濁負荷を減らす工夫など家庭でできる生活排水対策の実践や枚方の河川の水質状況や生活排水が河川の汚れの主な原因となっていることを紹介するなど、生活排水対策の重要性について啓発を行っています。

さらに、公共下水道が整備されているにもかかわらず接続されていない家庭に対し、個別訪問や文書により公共下水道への接続を促しています。

3. 土壌・地盤環境

(1) 土壌汚染防止の対策

土壌汚染対策法は、鉛、砒素、トリクロロエチレン等の25物質による土壌汚染の可能性の高い土地について、一定の機会を捉え土地所有者等に土壌汚染状況調査を義務づけています。その結果、土壌汚染が判明した場合、人の健康に関する被害が生じるおそれのある区域を要措置区域に、おそれがない区域を形質変更時要届出区域として指定します。なお、要措置区域では、汚染の除去など必要な措置を指示すること等が定められています。

また、府条例では、土壌汚染対策法の仕組みを基本に、ダイオキシン類を調査対象物質に追加したほか、土壌汚染調査に独自の調査機会を追加するなど土壌汚染対策法を補完し、よりきめ細かな土壌汚染対策を規定しています。

なお、土壌汚染対策法については、土壌汚染の状況の把握のための制度の拡充や適正処理のための搬出土壌に関する管理票制度の義務化、汚染土壌処理業の許可制導入（汚染土壌処理業の許可申請については平成21年10月1日に施行）等を盛り込んだ改正土壌汚染対策法が平成21年4月24日に公布され、平成22年4月1日に全面施行されました。

平成22年度は、形質変更時要届出区域に9件指定し、形質変更時要届出区域の指定を2件解除しました。

(2) 地下水保全対策

① 地下水汚染対策

地下水汚染の原因は、工場や事業場などで使用されていた有害物質が地下に浸透したもの、不法投棄された廃棄物から汚染が発生したもの、自然由来によるもの等様々であり、汚染の広がる経路は地盤環境の状況によって変化するため、汚染原因と範囲を特定することは困難であり、継続的な地下水質調査が必要な場合が多数を占めています。本市では、市域の地下水質の概況を把握するため毎年度、概況調査を実施するとともに、大阪府地下水質保全対策要領で定められた地下水汚染が発見された際の汚染井戸周辺地区調査の実施と継続監視調査等によって、地下水の汚染原因と汚染経路の解明に努めています。

また、汚染された地下水の浄化には多額の費用と長い時間がかかることから、汚染の発生を未然に防止することが重要であり、工場又は事業場で使用されている有害物質の種類と量などの使用状況調査を実施し、その適正な管理を指導することで地下水汚染の未然防止を図るとともに、地下水汚染が確認された場合には、汚染物質の使用履歴がある周囲の工場又は事業場に対し、敷地内の調査を行うよう指導しています。

なお、現在浄化対策が行われている片鉾地区、池之宮地区、中宮地区における浄化対策の概要は表3-1-3のとおりです。

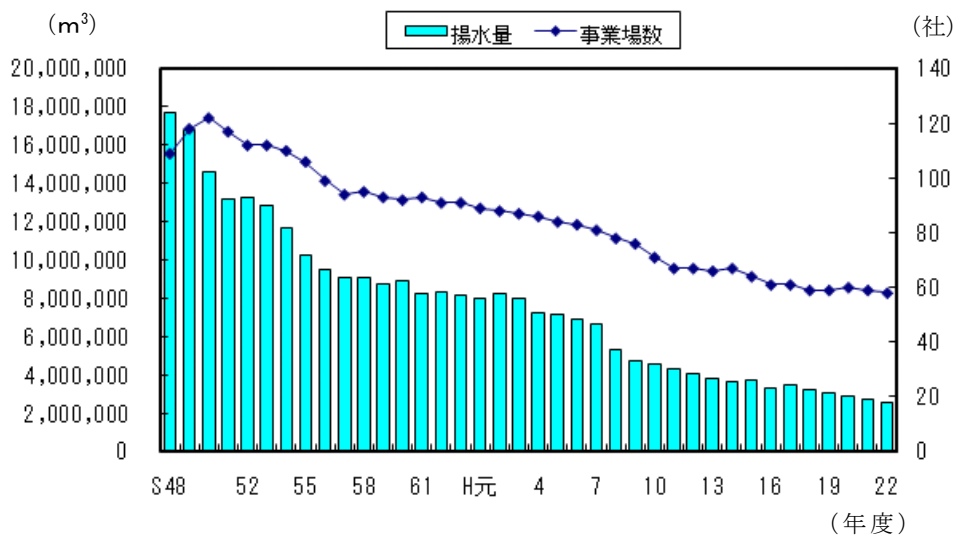
表 3-1-3 浄化対策の概要

| 地区 | 浄化対策の概要 |
|-----|---|
| 片鉾 | <p>自主的な汚染調査を実施した結果、工場敷地の一部で揮発性有機化合物に関して土壌と地下水汚染が判明したため、平成20年1月から浄化対策を実施しています。汚染の原因は、過去に使用していた物質が地下に浸透したものと考えられます。</p> <p>地下水については、敷地境界の観測井戸で水質監視を行いながら、敷地外への流出防止対策を講じるとともに、敷地内の汚染箇所について、揚水処理法により浄化措置を行っています。</p> <p>土壌汚染については、敷地内で汚染が見つかった箇所は工場の建物や舗装に覆われており、汚染土壌が飛散する恐れはなく、揚水ばっ気法などにより浄化を行っています。</p> |
| 池之宮 | <p>工場敷地内で揮発性有機化合物の汚染が確認されたため、平成8年度から事業者が地下水の揚水ばっ気法による浄化を開始し、平成11年度には詳細な土壌ガス吸引法による追加対策を行っています。また、平成17年度からは微生物による分解浄化法を新たに開始するなど、浄化対策を拡充し、平成19年度からは、浄化効率をさらに向上させるため、地下水を揚水して活性炭で浄化する手法も併用し、浄化を実施しています。</p> |
| 中宮 | <p>自主的な汚染調査を実施した結果、工場敷地（現在は他者所有地）の一部で揮発性有機化合物による地下水汚染が確認されたため、事業者が敷地境界の井戸で、水質監視を行いながら地下水の揚水ばっ気法による浄化を実施しています。</p> |

② 地下水採取規制

市条例に基づく地下水採取量報告義務のある工場・事業場は57社(井戸本数にして120本)で、平成22年度の地下水採取量は、2,552,461m³であり、前年度に比較すると208,602m³減少しており、条例施行当初の昭和48年度の採取量に比べると約85.6%の削減となっています(図3-1-2参照)。

図 3-1-2 地下水採取量の推移



4. 化学物質

(1) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を発生するおそれのある廃棄物焼却炉などの施設を特定施設とし、施設の設置又は構造等の変更時に届出や規制基準の遵守、排出ガス等の測定及びその結果の報告などが義務づけられています。

(2) 市施設におけるダイオキシン類測定結果

① 穂谷川清掃工場

ア. 排出ガス中のダイオキシン類濃度

排出ガス中のダイオキシン類濃度は、表3-1-4に示すとおり大気排出基準値を満足しました。

表3-1-4 穂谷川清掃工場排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果
(単位：ng-TEQ/m³N)

| 施設名 | ダイオキシン類濃度 | 測定日 |
|--------|-----------|-------------|
| 第3プラント | 0.69 | 平成22年 6月10日 |
| | 0.84 | 平成23年 3月14日 |

(注) 大気排出基準値：1ng-TEQ/m³N以下

イ. 排水中のダイオキシン類濃度

排水中のダイオキシン類濃度は、表3-1-5に示すとおり水質排出基準値を満足しました。

表3-1-5 穂谷川清掃工場排水中のダイオキシン類濃度測定結果
(単位：pg-TEQ/L)

| ダイオキシン類濃度 | 測定日 |
|-----------|-------------|
| 0.016 | 平成22年12月 9日 |

(注) 水質排出基準値：10pg-TEQ/L以下

ウ. 焼却灰中のダイオキシン類濃度

焼却灰中のダイオキシン類濃度は、表3-1-6に示すとおり焼却灰の環境省令で定める処理の基準値を満足しました。

表3-1-6 穂谷川清掃工場焼却灰中のダイオキシン類濃度測定結果
(単位：ng-TEQ/g)

| 施設名 | ダイオキシン類濃度 | 測定日 |
|--------|-----------|-------------|
| 第3プラント | 0.31 | 平成22年12月20日 |

(注) 環境省令で定める処理の基準値：3ng-TEQ/g以下

エ. 集じん灰処理物中のダイオキシン類濃度

集じん灰処理物中のダイオキシン類濃度は、表 3-1-7 に示すとおりでした。集じん灰は薬剤処理を行い処分しています。

表 3-1-7 穂谷川清掃工場集じん灰中のダイオキシン類濃度測定結果
(単位：ng-TEQ/g)

| 施設名 | ダイオキシン類濃度 | 測定日 |
|--------|-----------|-------------|
| 第3プラント | 2.5 | 平成22年12月20日 |

- (注) 1 値は薬剤処理後の集じん灰中の濃度です。
 2 集じん灰処理物は、埋め立て処分を行うため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に定める方法（薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法）で集じん灰を適切に処理したものです。なお、この方法で処理した集じん灰処理物には、ダイオキシン類に係る基準は適用されません。

② 東部清掃工場

ア. 排出ガス中のダイオキシン類濃度

排出ガス中のダイオキシン類濃度は、表 3-1-8 に示すとおり排出基準値を満足しました。

表 3-1-8 東部清掃工場排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果
(単位：ng-TEQ/m³N)

| 施設名 | ダイオキシン類濃度 | 測定日 |
|-------|-----------|-------------|
| 1号焼却炉 | 0.0019 | 平成22年8月25日 |
| | 0.0013 | 平成22年12月27日 |
| 2号焼却炉 | 0.0018 | 平成22年8月25日 |
| | 0.0020 | 平成22年12月27日 |

(注) 排出基準値：0.1ng-TEQ/m³N以下

イ. 排水中のダイオキシン類濃度

排水中のダイオキシン類濃度は、表 3-1-9 に示すとおり排出基準値を満足しました。

表 3-1-9 東部清掃工場排水中のダイオキシン類濃度測定結果
(単位：pg-TEQ/L)

| ダイオキシン類濃度 | 測定日 |
|-----------|------------|
| 0.00039 | 平成22年8月17日 |
| 0 | 平成22年12月7日 |

- (注) 1 排出基準値：10pg-TEQ/L以下
 2 ダイオキシン類濃度「0」は、ダイオキシン類を構成する全ての項目の実測濃度が定量下限値未満であったことを示す。

ウ. 熔融残渣等のダイオキシン類濃度

熔融残渣等のダイオキシン類濃度は、表 3-1-10 に示すとおり環境省令で定める基準値を満足しました。

表 3-1-10 東部清掃工場溶融残渣のダイオキシン類濃度測定結果
(単位：ng-TEQ/g)

| 溶融残渣名 | ダイオキシン類濃度 | 測定日 |
|---------|-----------|--------------|
| 溶融スラグ | 0 | 平成22年 4月21日 |
| | 0 | 平成22年 10月18日 |
| 溶融飛灰固化物 | 0.0039 | 平成22年 4月21日 |
| | 0.0017 | 平成22年 10月18日 |
| メタル | 0 | 平成22年 4月21日 |
| | 0 | 平成22年 10月18日 |
| 大塊物 | 0.020 | 平成22年 4月21日 |
| | 0.0034 | 平成22年 10月18日 |
| 鉄分 | 0.0010 | 平成22年 4月21日 |
| | 0.0016 | 平成22年 10月18日 |

- (注) 1 環境省令で定める処理の基準値：3ng-TEQ/g 以下
 2 ダイオキシン類濃度「0」は、ダイオキシン類を構成する全ての項目の実測濃度が定量下限値未満であったことを示す。

③ やすらぎの杜 (市立火葬場)

ア. 排出ガス中のダイオキシン類濃度

排出ガス中のダイオキシン類濃度は、表 3-1-11 に示すとおり国の指針値を下回りました。

表 3-1-11 やすらぎの杜排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果
(単位：ng-TEQ/m³N)

| 施設名 | ダイオキシン類濃度 | 測定日 |
|--------|-------------|--------------|
| やすらぎの杜 | 1 系列 0.062 | 平成22年 12月21日 |
| | 2 系列 0.0016 | 平成22年 12月21日 |
| | 3 系列 0.016 | 平成22年 12月15日 |
| | 4 系列 0.017 | 平成22年 12月15日 |

- (注) 火葬場から排出されるダイオキシン類に関する国の指針値：1ng-TEQ/m³N 以下

第3章 安全で良好な都市環境の形成

1. 都市基盤

(1) 環境に配慮した都市基盤の整備

① 粗大ごみ処理施設建設事業

老朽化した穂谷川清掃工場の粗大ごみ処理施設の代替施設を東部清掃工場敷地内に建設し、粗大ごみの選別能力を向上させることによって資源物の回収をさらに進め、ごみの減量化を推進し環境負荷を軽減する取り組みを進めています。

平成22年度は工事の契約を行い、機械・建築の設計協議及び関係機関への届出を進めました。

(2) 環境に配慮した開発への誘導

① 建築協定制度の促進

建築協定制度は、地域の住民が地域の特性を生かし、自発的に建築基準法の基準以上のルールを取り決め、良好な住環境を保全していくことを目的として、お互いに守り合う制度です。

建築協定を結ぼうとする地域の自主的な活動に対して、専門家のアドバイスを受けることができる「建築協定コンサルタント派遣制度」や自治会などの建築協定の締結を推進されてきた組織に対して、印刷費、郵送費、看板製作費等の助成を行う「建築協定締結助成金制度」により、積極的に地域の自主的なまちづくりを支援しています。

平成22年度の協定地区の認可は1地区で、平成23年3月31日現在35地区となっています(表3-3-1参照)。

表 3-3-1 建築協定地区一覧

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

| | | | |
|-----------------|-----------------------|-------------------------|-----------------|
| 高塚台住宅地区 | 村野緑が丘住宅地区 | 氷室エイコー生活物流センター地区 | 香楽園地区 |
| 長尾谷町(けやき坂)地区 | コモンスケープきたやま | 京阪香里ひろ野住宅地区 | 宇山東町住友住宅地区 |
| 小倉西住宅地区 | 宮之阪電建住宅地区 | ガーデンハウスひらかた北山・ふれあいプラザ第2 | コモンライフ香里園桜木町地区 |
| 興人小倉台地区 | ガーデンハウスひらかた北山・ふれあいプラザ | スーペリア長尾ガーデンヒル住宅地区 | 香里ヶ丘けやき中央地区 |
| 宮之阪京阪住宅地区 | 東中振松下住宅地区 | スーペリア長尾ガーデンヒル第2期住宅地区 | パナホームシティ津田山手 |
| 東香里京阪住宅地区 | ひらかた北山なごみの街 | 東香里三交住宅地区 | レオタウン香里ヶ丘 |
| 野村住宅地区 | 藤阪天神町地区 | シエルセーヌ香里ヶ丘地区 | 中宮北町地区 |
| オーベルジュコート藤阪住宅地区 | 枚方津田くにみ坂E・G団地地区 | 津田ビスタヒルズはなみの丘地区 | 津田ビスタヒルズくにみの丘地区 |
| 枚方コモンステージ香里ヶ丘地区 | オーベルジュコート長尾東住宅地区 | 鉄工塗装団地招提大谷地区 | |

(3) 環境への負荷の少ない交通体系の整備

① ノーマイカーデーの推進

広報紙、FM放送等によりノーマイカーデーの啓発を行いました。

② バスタウンマップの作成

電車・バスの情報や地域の情報をPRすることにより、公共交通利用者の増加を図るための活動を、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議や公共交通事業者と連携しながら取り組んでいます。

平成22年度は、枚方市全域を対象とした公共交通活性化マップ（バスタウンマップ）を転入者に対し配布しました。また、マップを利用したスタンプラリーを、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議と平成22年4月10日と10月23日に実施しました。

③ レンタサイクルの試行

地球温暖化防止対策や交通渋滞対策として、自家用自動車から公共交通やエコロジカルな自転車利用への転換を促すため、市営牧野東自転車駐車場において平成18年度より試行しています。

平成22年度も、引き続き社団法人枚方市シルバー人材センターが主体となって試行しました。

④ コミュニティバスの運行促進

交通不便地域へのバス運行など、利用者の利便性向上のため、コミュニティバスの運行拡大をバス事業者に働きかけています。

平成22年度も、コミュニティバスの新規運行路線の拡大について引き続き働きかけました。

2. 農

(1) 農地の保全

市内には、東部地区を中心に、市街地を取巻く農地を含め約 533haの耕地（大阪農林水産統計年報平成 21～22 年版）があります。これらの農空間は、農産物を生産する基盤としてだけでなく、防災、緑地空間、水源涵養、市街地のヒートアイランド現象の緩和や身近に自然に触れられる癒しの場など、多面的な機能を有しています。

近年、環境問題に対する関心が高まるとともに、消費者の視点に立った食の安全安心・食文化の継承等が求められてきています。農業は、自然界の物質循環に依存するとともにこれを増進し、生産活動を通じ二次的自然環境を形成するなど環境と調和した産業であると同時に、環境との調和なしには生産活動自体が長期的に継続できない産業です。農業が将来にわたってその役割を果たし、また社会全体の持続的な発展に貢献していくためにも、環境と調和のための基本的な取り組みが求められています。このため、次の取り組みを実施しています。

① エコレンゲ米生産支援事業

環境にやさしい農業を推進し、市民により安心して安全な農作物を供給するとともに、付加価値を付けることにより農業振興に寄与することを目指しています。そこで、平成 11 年度からレンゲ草を有機肥料として使うことにより、施肥量の軽減を図ることができる「レンゲ栽培米」への取り組みを始めました。平成 22 年度からの「レンゲ栽培米」は、大阪エコ農産物認証を得てエコレンゲ米「しあわせのれんげっ娘」として販売されています。

また、レンゲ栽培は、景観美を楽しんでもらえることで、農業への親しみを持ってもらえるものと期待されます。

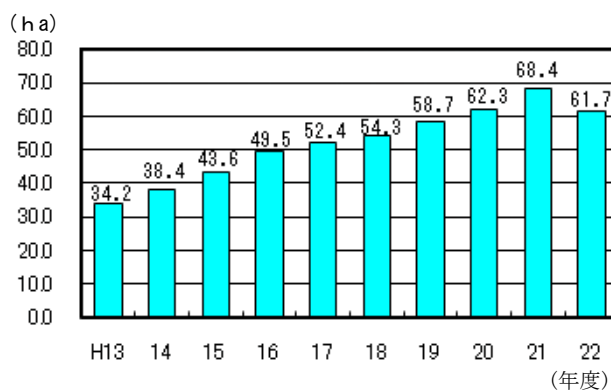
平成 22 年度は、レンゲ種子購入 185 農家、レンゲ種子播種面積 61.66haでした。

図 3-3-1 にレンゲ種子播種面積の推移を示します。

また、平成 22 年度は、レンゲ栽培米の大阪エコ農産物承認申請（集団申請）を、北河内農業協同組合代表理事組合長を栽培責任者として 91 農家で行いました。

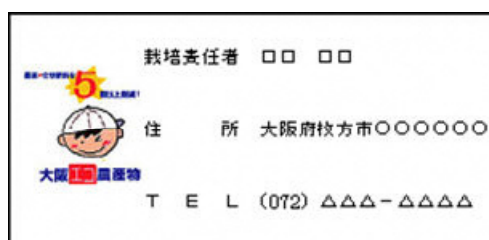
今後も引き続き、農家に対する支援やPR活動を実施し、播種面積の拡大を図ります。

図 3-3-1 レンゲ種子播種面積の推移



② エコ農産物普及拡大事業

エコ農産物普及拡大事業は、大阪エコ農産物認証制度を普及・拡大することにより、減農薬、減化学肥料の環境にやさしい農業を推進し、市民により安全な農産物を供給することを目的としています。また、農産物に付加価値を付けることにより本市の農業振興にも寄与しています。



大阪エコ農産物認証マーク

大阪エコ農産物認証制度とは、農薬と化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下に削減して栽培された農産物を大阪府知事が認証し、図のように表示して販売できる制度です。

申請の受付は、市町村協議会を通じて行いますが、本市においては、平成16年5月に枚方市エコ農産物推進協議会を設立し、取り組みを始めました。

なお、平成22年度は、個人申請は延べ75農家・延べ335作物・作付面積1,222.32aの申請があり、集団申請はレンゲ栽培米91農家・2,980.65a、黒枝豆4農家・20aの申請がありました。また、PRのため、枚方産大阪エコ農産物販売会を2回開催し、エコレンゲ米「しあわせのれんげっ娘」も販売されました。

③ 病虫害防除対策事業（種籾の消毒）

稲作は、ばか苗病などの伝染性の病害を防除するため、播種の前に種子消毒を必要とします。これまでは種子消毒を農薬により行っていましたが、平成16年度より環境にやさしい方法として農薬を全く使わない温湯消毒を推進しています。これは、専用の温湯消毒機を用いて60°Cのお湯に10分間浸すことによる消毒で、農薬使用と同等の殺菌効果があります。

平成22年度は、北河内農業協同組合が生産する水稻苗全てと、市内の北河内農業協同組合支部39支部が、温湯消毒を実施しました。

引き続き、温湯消毒の普及について、北河内農業協同組合を通して進めていきます。

（2）農業基盤の整備

① 穂谷地区の農業振興

穂谷地区の農業の振興を図るため、安全でおいしい「野菜ブランド」「エコ農産物」の開発を目指して、有機堆肥の製造施設の建設を支援しました。

平成22年度は、その有機堆肥製造施設で公園剪定枝チップを原料とした堆肥づくりを行い、生産された有機堆肥を穂谷地区のほ場に投入しました。引き続き、良質で効果的な有機堆肥作りを行い、その堆肥を活用した農作物の栽培に取り組みます。

（3）農と市民の交流

① 市民ふれあい農園

市民ふれあい農園は、市民が土に親しみ農作物を作る喜びを知り、農を身近に感じてもらうため開設しています。

平成9年10月より北河内農業協同組合のふれあい農園と本市の市民農園を統合してできたもので、平成23年3月31日現在、35か所1,194区画、33,050m²になっています。

② 農業ふれあいツアー

農業ふれあいツアーは、農家が栽培した新鮮な農産物を直接市民が収穫する等の体験を通し、農業への理解を深めることを目的として、平成2年度から実施しています。

平成22年度は、24回延べ4,612人の参加者がありました。

③ 農業祭

農業祭は、本市の農業を都市住民に啓発し、都市農業の振興を図るために、地場農業の紹介、農業者と都市住民の交流を目的とし、昭和58年から実施しています。

平成22年度は、11月20日に北河内農業協同組合枚方中央支店で開催し、参加人数は約4,000人でした。

④ 農業ファンクラブ

農業ファンクラブは、農業に関心のある都市住民で結成し、農業の担い手の一翼として援農集団を目指し、交流・連携を日常的に展開し、本市の農業振興に寄与しています。

平成23年3月31日現在、農業ファンクラブ会員数は66人です。

なお、平成22年度は、ファンクラブ通信を4回発行しました。

⑤ 市内農産物の学校給食への利用促進

平成13～22年度における市内農産物利用実績の推移を表3-3-2に示します。

今後も市内農産物の学校給食への利用を推進し、地産地消を図ります。

表3-3-2 市内農産物の学校給食への利用実績

(単位:トン)

| 年度 | 米 (レンゲ栽培米含む) | キャベツ | 玉葱 | 大根 | えんどう豆 | 白菜 | レンコン | さつまいも | じゃがいも | 九条葱 | ほうれん草 | チンゲンサイ | 冬瓜 | なす | 小松菜 | 黒米 |
|----|-----------------|------|------|-----|-------|-----|------|-------|-------|-----|-------|--------|-----|-----|-----|-----|
| 13 | 43.0 | 2.6 | 16.5 | 1.9 | 0.7 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 14 | 46.3 | 2.8 | 22.1 | 2.3 | 0.3 | 1.4 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 15 | 47.6 | 2.7 | 25.4 | 3.0 | 0.3 | 2.5 | 0.6 | 0.7 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 16 | 47.2 | 2.7 | 30.2 | 3.2 | 0.3 | 5.1 | 0.6 | 0.8 | 1.0 | — | — | — | — | — | — | — |
| 17 | 45.7 | 2.2 | 24.3 | 3.8 | 0.3 | 5.1 | 0.8 | 1.1 | 2.0 | 1.4 | 0.7 | — | — | — | — | — |
| 18 | 48.0 | 3.3 | 33.2 | 5.2 | 0.3 | 3.3 | 0.8 | 1.5 | 2.5 | 1.6 | 0.9 | 0.6 | 1.4 | — | — | — |
| 19 | 46.7 | 2.7 | 34.6 | 4.8 | 0.3 | 3.2 | 0.8 | 1.4 | 2.5 | 1.0 | 0.9 | 0.7 | 1.1 | 0.2 | — | — |
| 20 | 48.0 | 0.2 | 28.4 | 4.5 | 0.3 | 3.2 | 0.9 | 1.4 | 2.0 | 1.2 | 1.0 | 0.7 | 0.9 | 0.2 | 0.6 | 0.1 |
| 21 | 46.6 | 1.5 | 28.2 | 4.0 | 0.3 | 2.8 | 0.7 | 1.2 | 1.7 | 1.2 | 0.9 | 0.9 | 1.1 | 0.2 | 0.4 | 0.1 |
| 22 | 45.5 | 0.2 | 25.0 | 4.8 | 0.2 | 3.1 | 0.02 | 1.1 | 1.7 | 1.0 | 0.7 | 0.8 | 1.4 | 0.2 | 1.1 | 0.1 |

⑥ 市内農産物の直販事業

生産農家が、市内農産物を市民・消費者に直接販売することを通じて、相互理解を深めるもので、農業生産者団体に対して助成しています。

平成22年度は、8団体に助成し、802回実施されました。

(4) 食育推進事業

市民一人ひとりが正しい知識と判断力を身につけ、健全な食生活が実践できるよう、枚方市食育推進計画に基づき、関係機関・団体と連携し、普及啓発等の事業を実施しています。

① 第3回ひらかた食育カーニバル

平成23年2月11日に枚方市食育推進ネットワーク会議、枚方市及び枚方市教育委員会の主催により、「第3回ひらかた食育カーニバル」を開催しました（表3-3-3参照）。

表3-3-3 第3回ひらかた食育カーニバル内容

| 実施場所 | 内 容 | 備 考 |
|--------------|--|---|
| ラポール ひらかた | 市内食品関連事業者による模擬店、地元農産物の販売、小学生お弁当コンテスト表彰式、親子で学ぶ魚のさばき方の実演等、食育に関する多数の催しを実施しました。試食・模擬店のコーナーでは、リユース食器を使用し、ゴミの減量を図りました。 | 主催：枚方市食育推進ネットワーク会議、 枚方市、枚方市教育委員会 運営：第3回ひらかた食育カーニバル実行委員会 |

② 枚方市食育推進ネットワーク会議

さまざまな分野で食育活動に取り組んでいる団体などが情報を共有し、横のつながりを深め、市をあげて食育の推進を図るため、平成19年2月に食育推進ネットワーク会議を設置しました。

メンバーは、教育や保育現場、農業、食品生産流通産業、保健医療、ボランティア団体などから推薦された人と公募で選ばれた人で構成されています。

平成22年度には、2回の会議を開催し、食育の普及啓発や人材育成についての取り組みを行いました。

第4章 快適な環境の創造

1. 水辺と緑

(1) 緑の保全と創造

① オープンスペース

ア. 公園の現況

休息・レクリエーションの場、コミュニケーションの場として潤いを与えてくれる公園は、緊急時には避難場所としての機能を持っており、その役割は重要です。緑豊かで美しく、快適な都市環境の形成を図るため、「枚方市緑の基本計画」に基づいて、緑のオープンスペースを計画的かつ効果的に整備し、緑の保全及び創出を図ります。

また、緑化に関する誘導、整備等の諸施策についても進めていきます。

平成22年度は、新たに14か所の都市公園を整備し、平成23年4月1日現在、419か所207.06haが整備されています。市民1人当たりの面積は5.04m²になっており、「枚方市緑の基本計画」に基づく平成37年度の目標値13.53m²に対する達成率は、37.2%です(図3-4-1参照)。

この面積は、全国の1人あたり整備面積9.60m²(平成21年)や大阪府の5.60m²(平成21年)と比較すると低い水準にあります。また、公園種別ごとにみると、表3-4-1に示すとおり、街区公園と広域公園は比較的整備が進んでいますが、その他の公園についても、公園整備を進めていきます。

図3-4-1 市民1人当たりの公園面積

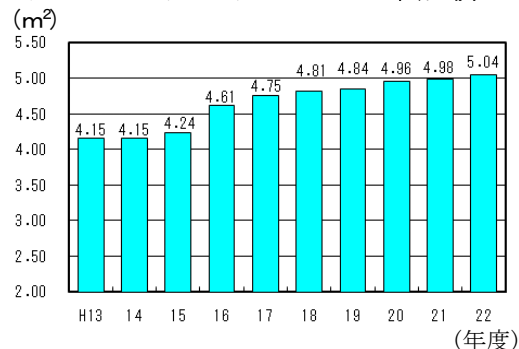


表3-4-1 都市公園の整備状況

(平成23年4月1日現在)

| 公園種別 | | 整備量 | | 1人当たり面積(m ² /人) | |
|-----------|--------|---------|--------|----------------------------|------|
| | | 箇所数(箇所) | 面積(ha) | | |
| 基幹公園 | 住区基幹公園 | 街区公園 | 387 | 37.02 | 0.90 |
| | | 近隣公園 | 14 | 22.88 | 0.56 |
| | | 地区公園 | 2 | 9.00 | 0.22 |
| | 都市基幹公園 | 総合公園 | 1 | 9.29 | 0.23 |
| | | 運動公園 | - | - | - |
| 特殊公園 | 風致公園 | - | - | - | |
| | 動植物公園 | - | - | - | |
| | 歴史公園 | 1 | 2.50 | 0.06 | |
| | 墓園 | - | - | - | |
| | その他 | - | - | - | |
| 広域公園 | | 1 | 71.70 | 1.74 | |
| 国の設置によるもの | | 1 | 47.30 | 1.15 | |
| 緩衝緑地 | | - | - | - | |
| 都市緑地 | | 12 | 7.37 | 0.18 | |
| 都市林 | | - | - | - | |
| 緑道 | | - | - | - | |
| 広場公園 | | - | - | - | |
| 合計 | | 419 | 207.06 | 5.04 | |

備考：公園の種類については、P116第4部 資料編(都市公園の種類)参照

イ. 公園の整備

平成22年度における公園整備状況を表3-4-2に示します。

表3-4-2 平成22年度における公園整備状況

| 公園名称 | 整備の内容 |
|------|-----------------------------|
| 三矢公園 | 植栽・園路広場・サービス施設・遊戯施設・建築施設整備工 |

② 緑の保全

各法律に基づく緑地の保全状況は表3-4-3のとおりです。

表3-4-3 緑の保全状況

(平成23年3月31日現在)

| 名称 | 根拠法令等 | 面積(ha) | 備考 |
|-------------|-------------------|--------|-------|
| 都市公園 | 都市公園法 | 207.06 | 419か所 |
| 生産緑地 | 生産緑地法 | 111.52 | 488地区 |
| 近郊緑地保全区域 | 近畿圏の保全区域の整備に関する法律 | 約260 | |
| 保安林 | 土砂流出防備保安林 | 約35 | |
| | 風致保安林 | 約2 | |
| 地域森林計画対象民有林 | 森林法 | 458 | |

③ 緑化推進事業

緑の大切さをアピールするため、平成22年度は表3-4-4に示す緑化啓発事業を実施しました。

表3-4-4 平成22年度における緑化推進事業

| 事業名 | 実施時期 | 内容 |
|-----------|-------------------|-----------------|
| 緑化フェスティバル | 平成22年4月24～27日 | 花苗・種などの配付・植木市等 |
| 花いっぱい運動 | 平成22年9月中旬・23年2月下旬 | 学校・保育所に種子・球根の配布 |
| 緑化講習会 | 平成22年1月中旬～10月中旬 | 菊づくり講座 |
| 新生児誕生苗木贈呈 | 平成22年5月・10月の第2土曜日 | 誕生記念に苗木贈呈 |
| 都市緑化月間事業 | 平成22年10月下旬 | 民間保育園等に球根の配付 |

④ 花に囲まれたまちづくり推進事業

長尾津田線及び枚方藤阪線（山田池公園前～杉中学校前）にマツバギクの植栽と、楠葉中央線中央分離帯にバラの拡充を行いました。また、坊主池公園にアジサイを植栽するとともに、船橋川自然巡回路、穂谷川自然巡回路、観月公園及び王仁公園に桜を植栽しました。

⑤ 桜の名所ネットワークづくり

平成19年2月9日に、歴史的に深い関わりがある桜を市の花に追加制定しました。それに伴い、郷土枚方を思う多くの市民の気持ちを大切に、自然を愛する豊かな心を次代に引き継ぐための取り組みを行ってきました。

平成22年度は、「桜フェスティバル」事業として、市内の桜の名所の一つである天野川堤防沿い（宮之阪地区）で「さくらまつり」を4月3日に開催したほか、市の花「桜」短歌会として桜をテーマとした短歌を公募

し、その表彰式・講評会を4月17日に実施しました。また、枚方市内の桜の開花情報を枚方市のホームページに掲載したほか、市内各施設に市内の桜開花情報コーナーを設置しました。



(2) 水辺とのふれあい促進

① 水面廻廊^{みなも}の整備

平成5年度より出口雨水幹線で、水に親しむ景観水路事業として「水面廻廊」の整備を進めており、桜町・伊加賀西町地区と出口地区で供用開始しています。

平成22年度は、伊加賀西町・出口2丁目で遊歩道及び植栽を148m整備し、供用開始しました。これにより全区間の整備が完了しました。

② 川に開かれたまちづくりの推進（淀川舟運の再生）

淀川における舟運整備事業の推進を図り、地域の発展に寄与することを目的とした「淀川舟運整備推進協議会」（事務局：枚方市）に参画しています。同協議会では、平成22年8月に淀川沿川の9市1町が集まり総会を開催し、舟運を利用したイベントの報告や国（河川管理者等）、関係機関職員との情報交換を行いました。また、災害対策における舟運の活用を図るため、沿川地域の防災拠点と船着場、緊急河川敷道路等との連携を進めることなどについて、近畿地方整備局へ要望活動を行いました。

一方、舟運再生機運の醸成や市民の河川への関心を高める取り組みとして、平成22年4月と10月に枚方船着場～八軒家浜船着場往復コースで淀川舟運イベントを実施しました。



③ 河川堤防のクリーンアップ

大阪府アドプトリバープログラムとして、天野川では6団体、穂谷川では3団体、船橋川では4団体が河川クリーンアップを実施しました。

また、河川清掃については、「枚方クリーンリバー」として、天野川、穂谷川、船橋川の3河川について、大清掃を行っています。

平成22年度は、天野川（第9回天の川大清掃 主催：天の川再生実行委員会）は平成22年11月13日に1,094人の参加で、穂谷川（主催：枚方市）は平成22年11月20日に116人の参加で、船橋川（主催：楠葉西中学校区地域教育協議会、招提北中学校区教育協議会）については、平成22年8月28日と9月5日に合わせて約680人の参加で実施しました。

2. まち並み

(1) 良好な景観形成の推進

都市景観の保全を進めるため、平成6年3月に「枚方市都市景観基本計画」を策定するとともに、優れた都市景観の形成に向けて積極的に取り組んでいくために、「枚方市都市景観形成要綱」を平成11年1月より施行しています。

① 景観協定の支援

ア. 都市景観形成協定の締結

地域の景観を守り育てるために、住民の方々に建築物や広告物、緑化などについて都市景観形成協定を結ぶことができるもので、「枚方宿地区街づくり協定」が結ばれています。

平成23年3月28日には有効期間満了に伴い更新されました。

イ. 都市景観形成市民団体の支援

都市景観形成協定の締結などを目的として組織された団体を認定し、活動・運営費の助成などを行います。

平成22年度は、助成はありませんでした。

(2) 歴史的景観の保全

① 歴史的景観の保全に係る助成

本市は、古くから京都と大阪を結ぶ交通の要衝にあたり、現在も一部の街道や集落にはその面影が残っています。しかし、近年の住宅の建替えや周辺の開発などによっ

て徐々にその特徴が失われつつあります。このため、各地区に残る歴史的たたずまいを地域の個性として保全・整備し、貴重な景観資源として活用する必要があります。現在、歴史街道枚方宿地区を都市景観形成協議地区及び歴史的景観保全地区に指定し、保全計画や保全整備計画に基づき、建築物などの外観の修理や修景に対し助成を行っています(表3-4-5参照)。

表3-4-5 平成22年度の歴史的景観の保全等に係る助成金交付件数 (単位:件)

| | |
|---------------|---|
| 歴史的建造物の修復・保全 | 0 |
| その他の建造物の歴史的修景 | 3 |

② 枚方宿地区における歴史的景観の再生

地元住民等で組織されている「枚方宿地区まちづくり協議会」とともに、枚方宿地区において、歴史街道軸として歴史の薫りを豊かに伝える魅力あるまちづくりを進めます。

町家等の修景助成、まちの案内サインの整備、歴史街道の整備等を行い、人がにぎわうまちづくりにつなげていきます。

ア. 三矢公園リニューアル工事

三矢公園を枚方宿地区にふさわしい公園にするため、和風の雰囲気を持った東屋やトイレを設置するなどのリニューアル工事を行いました。



イ. 石畳と淡い街灯整備工事

万年寺山周道を情緒ある散策道にするため、御茶屋御殿跡展望広場への階段を石畳に整備し、淡い街灯を設置しました。

これは、大阪府が進める「大阪ミュージアム構想」のコンセプトのもと、大阪が有する歴史的・文化的資源等を生かし、「石畳と淡い街灯」など街の個性や魅力を引き出すまちづくりを進め、「人が集い・賑わい・交流する大阪」を全国にアピールしていく事業です。本市は、平成20年11月27日に枚方宿地区がモデル地区として選定されました。



(3) 環境美化の推進

① 屋外広告物対策の推進

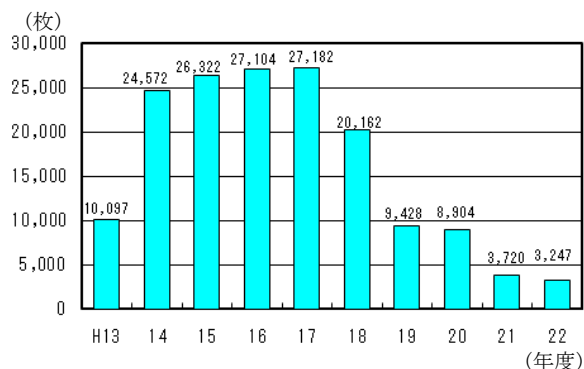
美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、大阪府屋外広告物条例により、違法な簡易屋外広告物の除却に関する事務の移譲を受け、道路上等の公共物に取り付けられている「はり紙」「はり札等」「広告旗」「立看板等」を日常的に撤去しています。

また、市長が代表幹事を務める「枚方市不法屋外広告物等対策協議会」を設置し、一斉撤去活動や啓発活動等を行うとともに、地域の住民が自らの手で自らの環境を美化する取り組みとして、平成15年10月以降「枚方市不法屋外広告物追放推進団体・推進員制度」を運用し、市民等による撤去活動を支援しています。この推進団体に登録している団体数は、平成23年3月31日現在、47団体182人となっています。

こうした取り組みにより、平成22年度に撤去した不法屋外広告物は図3-4-2に示すように3,247枚で、前年度(3,720枚)の約13%の減少となっています。

一方、市内各所で見られる落書きについては、その規模等に関わらず地域の美観・景観や環境を損なうものであり、本市にも苦情が寄せられており、広報ひらかたを活用し広く市民へ現状把握のための協力を呼びかけました。また、屋外広告物の一斉撤去活動を行うことにあわせた職員等による落書きの消去活動や、管理者への消去要請を行いました(2か所2回)。しかし、落書き行為は、夜間、人通りのない場所に突発することが多く、いまだ本市が知り得ていない多くの落書きが潜んでいるものと思われ、今後とも継続した落書き消去や積極的な防止対策を行っていきます。

図3-4-2 不法屋外広告物撤去数の推移



② ごみの不法投棄対策

ごみの不法投棄に対処するため、日常的なパトロールを行うとともに必要に応じ警告看板を設置するなど、不法投棄しにくい環境整備に努めるなどの未然防止対策を実施しています。

また、不法投棄が頻発する場所については監視カメラを設置する対策をとるほか、早期発見・収集を実施するため、企業・自治会等へ情報提供の協力を呼びかけました。平成22年度は、337件の情報提供を受けました。

不法投棄した者が特定された場合は、その者に原状回復をさせるなどの措置を行い、特に悪質な不法投棄が発生した場合は、関係機関と連携し、対応しました。平成22年度は4件の不法投棄に対応しました。

不法投棄収集・処理状況の推移は表3-4-6に示すとおりで、平成22年度の受付件数は、384件と前年度より約22%減少しました。

また、不法投棄されたごみの種類別収集・処理状況の推移（委託処理分及び市施設搬入分）は表3-4-7、表3-4-8のとおりです。平成22年度は前年度と比べ、可燃ごみ、不燃ごみともに減少しています。この結果は、不法投棄禁止の啓発活動の浸透が要因と考えられます。

一方、不法投棄された家電4品目（冷蔵庫、洗濯機、テレビ、クーラー）の収集状況の推移は表3-4-9のとおりで、平成22年度は前年度と比べ、4品目合計では増加（合計で約23%の増加）しており、年間合計で245台となっています。これは、地上デジタル放送化によるテレビの買換えによるものと考えられます。

表3-4-6 不法投棄収集・処理状況の推移（まち美化推進課分室での対応分）

| 年度 | 受付件数 (件) | 収集処理件数 (件) | パトロール (回) |
|----|-------------|---------------|--------------|
| 14 | 749 | 683 | 66 |
| 15 | 773 | 726 | 47 |
| 16 | 782 | 695 | 76 |
| 17 | 580 | 532 | 116 |
| 18 | 629 | 590 | 193 |
| 19 | 482 | 451 | 116 |
| 20 | 398 | 394 | 170 |
| 21 | 494 | 490 | 302 |
| 22 | 384 | 380 | 252 |

表3-4-7 種類別収集・処理状況の推移委託処理分（まち美化推進課分室での対応分）

| 年度 | 鉄屑等 (トン) | 消火器 (本) | ガスボンベ (本) | 廃タイヤ (トン) |
|----|-------------|------------|--------------|--------------|
| 14 | 21.16 | 184 | 10 | 14.24 |
| 15 | 17.80 | 100 | 0 | 12.98 |
| 16 | 8.30 | 35 | 0 | 7.56 |
| 17 | 18.00 | 22 | 13 | 5.28 |
| 18 | 11.39 | 24 | 0 | 6.02 |
| 19 | 11.53 | 22 | 4 | 4.35 |
| 20 | 1.94 | 98 | 0 | 4.98 |
| 21 | 1.88 | 0 | 0 | 3.24 |
| 22 | 2.22 | 76 | 0 | 2.77 |

表3-4-8 種類別収集・処理状況の推移（市施設搬入分）

| 年度 | 可燃ごみ(トン) | 不燃ごみ(トン) |
|----|----------|----------|
| 14 | 11.14 | 54.24 |
| 15 | 5.84 | 64.55 |
| 16 | 3.27 | 40.64 |
| 17 | 8.67 | 26.31 |
| 18 | 3.27 | 41.51 |
| 19 | 2.04 | 31.60 |
| 20 | 1.79 | 40.21 |
| 21 | 6.56 | 18.56 |
| 22 | 0.3 | 12.81 |

表3-4-9 家電4品目収集状況（台）

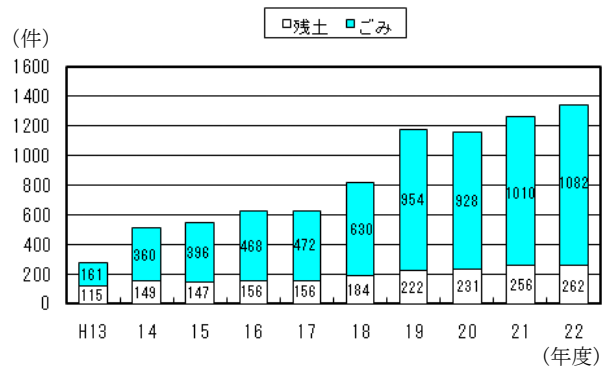
| 年度 | 冷蔵庫 | 洗濯機 | テレビ | クーラー | 合計 |
|----|-----|-----|-----|------|-----|
| 14 | 69 | 58 | 121 | 28 | 276 |
| 15 | 65 | 48 | 116 | 25 | 254 |
| 16 | 95 | 59 | 129 | 27 | 310 |
| 17 | 67 | 36 | 120 | 24 | 247 |
| 18 | 41 | 40 | 117 | 3 | 201 |
| 19 | 49 | 21 | 96 | 1 | 167 |
| 20 | 49 | 26 | 97 | 3 | 175 |
| 21 | 48 | 8 | 135 | 9 | 200 |
| 22 | 34 | 13 | 196 | 2 | 245 |

③ 地域清掃

自治会やボランティア団体による公共の場所における清掃活動に対する支援として、ごみ袋の支給やごみの収集を行っています。

地域清掃に参加する団体は増加しており、平成22年度の実施件数については、ごみ1,082件、残土262件で、前年と比較して増加しました（図3-4-3参照）。

図3-4-3 地域清掃の実績の推移

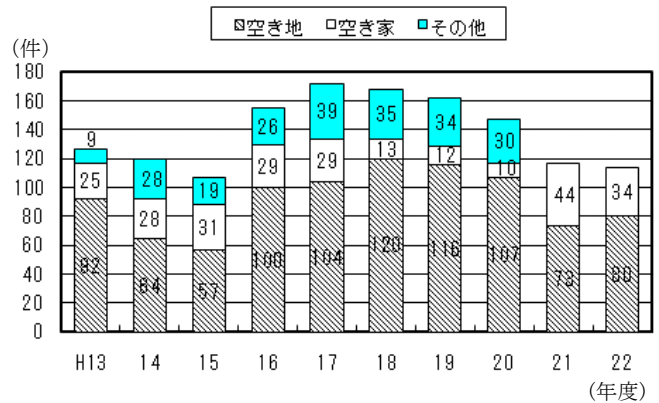


④ 空き地等の管理指導

空き地の放置に伴う雑草の繁茂により、火災、犯罪及びごみの不法投棄の誘発、蚊、ハエ、ねずみ等の発生、また交通上の支障を来すおそれ等のないよう、空き地の所有者に対し、草刈りや柵の設置等適正な管理をするよう指導しています。

また、空き家・廃屋の放置についても、子どもの立ち入り等による事故や火災の発生、雑草の繁茂による害虫の発生等で近隣住民に危害を及ぼさないよう、所有者に対し、戸締まりや雑草の刈り取り等十分な整備と管理をするよう指導しています。

図3-4-4 空き地等の管理についての苦情・要望取扱件数の推移



空き地等の管理についての苦情要望取扱件数の推移は図3-4-4に示すとおりで、平成17年度以降は微減傾向にあります。

平成22年度の空き地等の管理についての苦情・要望は、空き地が80件、空き家が34件の計114件ありました。

⑤ アダプトプログラム制度の実施

環境美化に対する意識の改革を図るとともに、市民・事業者・行政のパートナーシップにより行う地域環境美化活動を推進することを目的に、平成13年度からアダプトプログラムを試行し、平成14年より本格実施しています。

平成22年度は、41団体が道路や緑地帯などの公共の場所において、清掃や花の植栽などの美化活動を行いました。

また、市内の公園・緑地等において、地域に根ざした特色ある公園づくりを進め、守り育てていく公園・緑地アダプト制度を推進しており、平成23年3月31日現在、123団体（183公園）が活動しているほか、国のボランティアサポートプログラム（3団体/3か所）、大阪府アダプト・プログラム（33団体/34か所）について3者協定を締結し市民・事業者等の活動を支援しています。

⑥ 枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例の施行状況

ア. ごみのポイ捨て及び犬のふんの放置の防止対策

ごみのポイ捨てや犬のふんの放置は、社会全体の問題として、しばしば新聞やテレビ等で取り上げられています。これらの行為を防止するため、平成14年に枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例を施行し、以後、継続的な啓発活動によりその周知徹底に努めています。

表 3-4-10 自動販売機設置等届出件数

| 年 度 | 新規届出 | 廃止届出 | 変更届出 |
|-----|-------|------|------|
| 14 | 2,508 | 48 | 0 |
| 15 | 315 | 132 | 0 |
| 16 | 202 | 64 | 0 |
| 17 | 826 | 261 | 0 |
| 18 | 93 | 64 | 0 |
| 19 | 74 | 46 | 0 |
| 20 | 400 | 46 | 0 |
| 21 | 97 | 53 | 0 |
| 22 | 6 | 0 | 0 |

平成22年度は、緊急雇用創出基金事業を活用した街頭啓発活動(248回)、啓発看板の配布(犬のふん防止368枚、ポイ捨て防止76枚)、犬のふんの防止対策「イエローカード作戦」に関する支援、広報ひらかたやエフエムひらかたを活用した啓発などを行いました。

また、同条例では、自動販売機で飲料や食物を販売しようとする者に対し、自動販売機設置の届出や空き缶等の回収容器の設置等を義務付けています。これまでの届出の状況は、表3-4-10のとおりです。なお、平成23年3月31日現在、本市域に設置されている自動販売機の届出件数は3,807台です。

また、同条例では、自動販売機で飲料や食物を販売しようとする者に対し、自動販売機設置の届出や空き缶等の回収容器の設置等を義務付けています。これまでの届出の状況は、表3-4-10のとおりです。なお、平成23年3月31日現在、本市域に設置されている自動販売機の届出件数は3,807台です。

イ. まち美化行動計画の策定

清潔で美しいまちづくりを行うため、同条例に基づき「まち美化計画」を策定し、まち美化に関する施策を総合的に行っています。

現行の「第2次まち美化計画」(平成19年度～平成22年度)は、「第1次まち美化計画」(平成15年度～平成18年度)で取り組んだ5つの基本的事項に合わせ、昨今の社会情勢とともにクローズアップされてきた「公共の場所での喫煙行為」「公共の場所の管理者としての市の取り組み事項」「ごみの不法投棄」「不法屋外広告物」「悪質な落書き」の5つを新たな基本的事項として加えました(表3-4-11参照)。さらに、この基本的事項を具体的かつ計画的に推進するため、「まち美化行動計画」を策定し、様々な取り組み事項(85項目)についての目標設定や、その達成に向けた進行管理を行っています(P117第4部 資料編(まち美化行動計画実施状況)参照)。

表 3-4-11 第1次・第2次まち美化計画における基本的事項

| 基本的事項 | |
|------------------|--|
| 第2次 | 第1次 |
| | (1) 市民等及び事業者に対するポイ捨ての防止に係る啓発及び教育に関する事項 |
| | (2) 市民等及び事業者が行う美化活動に対して市が行う支援に関する事項 |
| | (3) 飼い主等に対する犬のふんの適正処理に係る啓発に関する事項 |
| | (4) 市民等、事業者及び他の行政機関との連携に関する事項 |
| | (5) まち美化推進重点地区において市が行う取り組みに関する事項 |
| | (6) 市民等に対する公共の場所における喫煙行為に係る啓発に関する事項 |
| | (7) 道路や公園等の管理者として市が行う取り組みに関する事項 |
| | (8) ごみの不法投棄対策に関する事項 |
| | (9) 不法屋外広告物対策に関する事項 |
| (10) 落書き対策に関する事項 | |

⑦ 建設廃棄物の不適正処理対策

建設廃棄物などの産業廃棄物に係るパトロールを定期的を実施しています。

平成22年度は、苦情処理とパトロールを合わせて、延べ70回実施しました。こうしたパトロールにおいて、建設廃棄物を不法に屋外で燃焼させている行為等が認められた場合は、その場で消火と再発防止を指導しています。さらに、悪質な事業者、廃棄物の野積行為を行っている事業者に対しては、大阪府、警察等の関係機関と連携し、行為の中止や撤去の指導を行っています。

⑧ 野焼き行為対策

いわゆる野焼き行為を行わないよう、事業者・市民等に対し、指導・啓発を行っています。

平成22年度は26件の焼却行為に関する苦情が寄せられ対応しました。野焼き行為を繰り返している者に対しては、関係機関と連携し厳しく指導を行っており、件数は年々減少しています。

また、田畑における農業に関する野焼き行為は、例外として認められていますが、周辺的生活環境に影響を与えていると判断されたものについては、消火等の指導を行いました。

⑨ 枚方市路上喫煙の制限に関する条例の施行状況

枚方市路上喫煙の制限に関する条例（平成20年10月1日施行）により、公共の場所における歩行喫煙を禁止するとともに、特に人通りの多い区域を路上喫煙禁止区域に指定（枚方市駅と樟葉駅周辺の一部）し、その区域内での喫煙を禁止しています。同条例では、過料等の罰則は導入せず、違反者への直接指導など様々な啓発活動により、その実効性を確保しています。

平成22年度は、緊急雇用創出基金事業を活用した街頭啓発活動（248回）、広報ひらかたへの啓発記事の掲載（8回）、エフエムひらかたを活用した啓発放送（30回）、ポスターや啓発看板の配布などを行いました。

3. 歴史的文化的環境

（1）歴史的文化的資産の保全と活用

① 指定文化財

本市には数々の史跡や文化財があり、国等の指定文化財に指定されています。

平成5年には、枚方市文化財保護条例を制定し、市指定文化財の指定を行うなど文化財の保護を進めています。平成22年度は、春日神社本殿・春日神社末社若宮八幡宮本殿の市指定を行いました。

また、史跡指定について意見具申を行った結果、平成23年2月7日付けで楠葉台場跡の国指定がありました。

表3-4-12に平成23年3月31日現在の本市における国、府及び市の指定文化財を示します。

表3-4-12 枚方市の指定文化財

(平成23年3月31日現在)

| | 名 称 | 所 在 地 |
|-------------|---------------------------|---------------------------------------|
| 国指定 登録関係 | 百済寺跡 | 枚方市中宮西之町 1-60 |
| | 片埜神社本殿 | 枚方市牧野阪 2-21-15 |
| | 交野天神社本殿・同末社八幡神社本殿 | 枚方市楠葉丘 2-19-1 |
| | 厳島神社末社春日神社本殿 | 枚方市尊延寺 5-9-11 |
| | 牧野車塚古墳 | 枚方市車塚 1-369 ほか |
| | 禁野車塚古墳 | 枚方市宮之阪 5-381 ほか |
| | 楠葉台場跡 | 枚方市楠葉中之芝 2-60-1 ほか |
| | 大阪歯科大学牧野学舎本館 | 枚方市牧野本町 1-4-4 |
| 府指定関係 | 田中家住宅主屋・同鋳物工場 | 枚方市藤阪天神町 5-1 |
| | 片埜神社東門・南門・石造灯籠 | 枚方市牧野阪 2-21-15 |
| | 釈尊寺木造釈迦如来立像 | 枚方市釈尊寺町 1-10 |
| | 安養寺石造露盤 | 枚方市南楠葉 2-38-17 |
| | 正俊寺石造十三重塔 | 枚方市長尾宮前 2-2-1 |
| | 継体天皇樟葉宮跡伝承地 | 枚方市楠葉丘 2-19-1 |
| | 田口山弥生時代遺跡 | 枚方市田口山 2 |
| | 伝王仁墓 | 枚方市藤阪東町 2-2220-2 ほか |
| | 枚方田中邸のむく | 枚方市枚方上之町 123-4 |
| | 光善寺のさいから | 枚方市出口 2-8-13 |
| | 百済寺遺跡出土せん仏 | 枚方市藤阪天神町 5-1 |
| | 鍵屋・鍵屋主屋 | 枚方市堤町 10-27 |
| 市指定関係 | 清泰寺木造普賢菩薩坐像・文殊菩薩坐像 | 枚方市長尾元町 1-11-10 |
| | 廃渚院観音寺鐘楼・梵鐘 | 枚方市渚元町 9-23 |
| | 意賀美神社の算額 | 枚方市枚方上之町 1-12 |
| | 村野村高札場 | 枚方市村野本町 10-62 先 |
| | 浄念寺木造不動明王立像 | 枚方市三矢町 7-21 |
| | 和田寺木造薬師如来立像 | 枚方市禁野本町 2-7-43 |
| | 大聖寺薬師堂内厨子 | 枚方市春日元町 2-16-30 |
| | 九頭神廃寺出土銅造誕生釈迦仏立像 | 枚方市藤阪天神町 5-1 |
| | 三之宮神社の湯釜 | 枚方市穂谷 2-7-1 |
| | 久修園院地球儀・天球儀 | 枚方市楠葉中之芝 2-46 |
| | 尊延寺大般若経 附 唐櫃 | 枚方市尊延寺 6-11-1 |
| | 御殿山神社遷宮絵馬 | 枚方市渚本町 12-55 |
| | 尊延寺木造不動明王立像 | 枚方市尊延寺 6-11-1 |
| | 尊延寺木造四大明王像 | 枚方市尊延寺 6-11-1 |
| | 尊延寺木造地藏菩薩立像 | 枚方市尊延寺 6-11-1 |
| | 交野天神社末社貴船神社本殿 | 枚方市楠葉丘 2-19-1 |
| | 旧田中家鋳物用具と製品一式 | 枚方市藤阪天神町 5-1 |
| | 九頭神廃寺 | 枚方市牧野本町 1-210 の一部 |
| | 禁野本町遺跡 | 枚方市中宮北町 50-107 枚方市中宮北町 2-6 南東 (追加) |
| | 安養寺木造宝冠釈迦如来坐像 | 枚方市南楠葉 2-38-17 |
| | 光善寺 (出口御坊跡) | 枚方市出口 2-8-13 |
| | 三浦蘭阪関係資料 | 枚方市車塚 2-1-1 |
| | 今中家旧蔵文書 | 枚方市車塚 2-1-1 |
| | 春日神社本殿・春日神社末社若宮八幡宮本殿 (津田) | 枚方市津田元町 1-10-1 |

② 文化財調査事業

ア. 特別史跡百済寺跡の調査

百済寺跡は昭和 27 年に国の特別史跡に指定され、史跡公園として全国に先がけて整備されました。当初の整備から約 40 年が経過し、平成 17 年度から再整備に向けて発掘調査を実施しています。

平成 22 年度は、寺域の南西部で発掘調査を実施し、回廊内（金堂前庭）の創建当初の地盤面を把握しました。また、回廊西南部と中門取り付き部分・南面大垣及び南門西半を精査し、百済寺の正面観復元のためのデータを獲得しました。

③ 文化財啓発普及事業

平成 22 年度については、表 3-4-13 に示す展示会及び歴史講座を開催しました。

表 3-4-13 平成 22 年度文化財啓発普及事業

| 事業名 | 開催日 | 内容 |
|----------------------|--|----------------------------|
| 第 9 回輝きプラザきらら文化財展示会 | 平成 21 年 10 月 28 日～ 平成 22 年 6 月 21 日 | 交野ヶ原の古墳時代 ―前期古墳を中心― |
| 第 10 回輝きプラザきらら文化財展示会 | 平成 22 年 7 月 12 日～ 平成 23 年 1 月 24 日 | 中世の枚方 ―くらしといのり― |
| 市民歴史講座 | 平成 22 年 11 月 3 日 | 大阪画壇から京都画壇へ―田能村直入と文人画 |
| 歴史講演会 | 平成 22 年 11 月 12 日 | 見えてきた古代寺院の実像 |
| 歴史シンポジウム | 平成 23 年 1 月 30 日 | 発掘・復元・検証 いま、よみがえる枚方の 20 世紀 |
| 第 11 回輝きプラザきらら文化財展示会 | 平成 23 年 2 月 10 日～ 平成 23 年 8 月 22 日 | 奈良から平安へ 百済王氏と禁野本町遺跡 |
| 枚方中部地区歴史遺産啓発活用事業 | 平成 23 年 2 月 19 日 | 交野ヶ原と平安貴族 |

④ 文化財保護事業

ア. 特別史跡百済寺跡再整備事業

再整備に伴う基礎データ収集のため、第六次発掘調査を百済寺跡の南西部分で実施しました。また、再整備検討委員協議会を4回実施し、再整備までの今後のスケジュールを確認し、基本構想について検討しました。

イ. 史跡九頭神麿寺保存整備事業

市指定史跡に指定した地域の北西コーナー部分（329.40m²）のうち、開発提供部分を除く 160.07m²について、公園整備工事を実施し、九頭神麿寺史跡公園として供用開始しました。

ウ. 重要文化財片埜神社本殿保存修理事業

平成22年度は、檜皮葺屋根の葺き替えが完了しました。また、本殿の塗装工事に着手しました。

エ. 楠葉台場跡保存整備事業

平成 22 年度は、史跡指定について意見具申した結果、平成 23 年 2 月 7 日付けで本市内 4 か所目の国史跡に指定されました。

⑤ 歴史文化遺産調査事業

歴史文化遺産の保存と活用と適切に進めるための構想を策定するため、平成22年度は、枚方市歴史遺産整備構想策定委員会幹事会を2回開催し、「枚方市歴史遺産整備構想」を「歴史文化遺産の保存と活用のための構想」に名称変更することと、名称変更後の構想の修正案を提示し、検討しました。

⑥ 伝統産業（河内そうめん）の保存

担い手不足で今後の技術の継承が危ぶまれる「河内そうめん」の技術継承者を育成するため、平成13年度に枚方市河内そうめんづくり技術継承研修奨励金交付要綱を制定し、生産者、研修生に支援を行っています。平成22年度については、申請がありませんでした。

⑦ 枚方宿地区産業活性化に係る助成

枚方宿地区産業活性化に係る事業融資に対する利子補給金交付要綱に基づき、本市の中小企業者が枚方宿地区まちづくり協定に規定する枚方宿歴史的環境整備ゾーンにおいて事業所の改修等を行うにあたり、大阪府中小企業融資制度に基づく融資を受けた場合に金融機関に支払う利子の一部を補給金として交付するもので、枚方宿地区の歴史的景観の保全を図るとともに、産業の活性化に寄与することを目的としています。

なお、平成22年度については、1事業者に対して補助金の交付を行いました。

⑧ 「漢字のまち枚方」の発信

漢字を日本に伝えたと言われる王仁博士にちなみ、「漢字のまち枚方」を全国に発信するため、漢字文化祭等の事業を展開しています。

平成22年度は、子どもたちが漢字に親しみ、漢字力を高めるとともに、郷土愛を育むことを目標として、「小学生漢字クイズ大会」を開催しました。

⑨ ひらかた菊フェスティバル事業

市の花菊と伝統文化である菊人形に関する文化を普及する事業を行っています。

平成22年度は、10月27日～11月15日の期間中に、「菊花展」、「枚方宿街道菊花祭」、「市民菊人形展示」、「菊ライブ2010」を実施しました。

(2) 文化活動の振興

① アートギャラリーの運営

「くずはアートギャラリー」では、美術家やコレクターなどによる主体的な交流活動の支援を通して、市民の鑑賞活動を促進し、美術文化の創造活動を行っています。

平成22年度は、企画展として「恐竜模型の世界 造形師荒木一成の仕事」や「枚方市とひらかたパークのあゆみ展～菊人形100年記念・枚方公園を中心に～」を実施しました。

また、枚方市文化国際財団の企画展として「ちょっと素敵なのわが街枚方の風景」写真コンクール、第15回国際交流こども絵画展を開催しました。

② アートスポット、ふれあいホールの運営

枚方市役所本館1階受付横「アートスポット」と京阪枚方市駅東改札口前にある市民ふれあいセンター内「ふれあいホール」では、庁舎の文化化の推進と生活文化の進展に向けて、市民の芸術・文化活動の支援を行っています。

平成22年度は、本市が所蔵する作品のうち、普段市民の目に触れる機会の少ない作品を中心に展示しました。9月には、「市内高校合同美術展」市長賞1点及び「とびだせ！ひらかた大図鑑」市長賞2点を展示しました。

第5章 循環を基調とする社会システムの実現

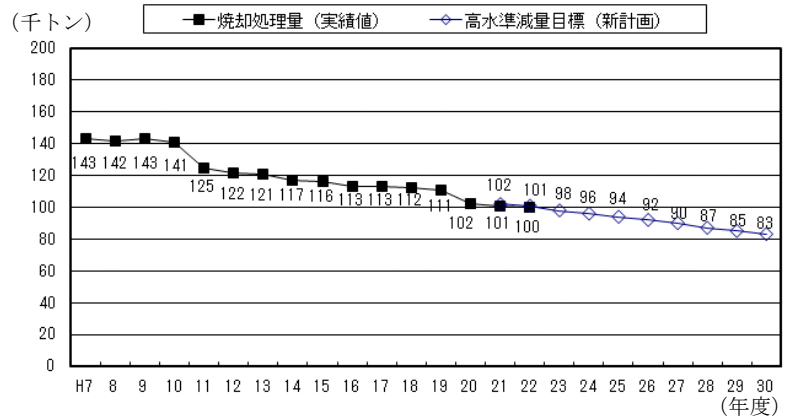
1. 廃棄物

(1) 廃棄物の発生抑制

① 新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）の推進

平成21年6月に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいたごみ処理基本計画としてだけでなく、さらに発展させた地域版の循環型社会形成を目指す計画として「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）」を策定しました。

図3-5-1 高水準減量目標と焼却処理量の推移



この新計画においては、新たな「高水準減量目標」として、「焼却ごみ量を平成30年度までに8万3千トンまで減量」を設定しています。

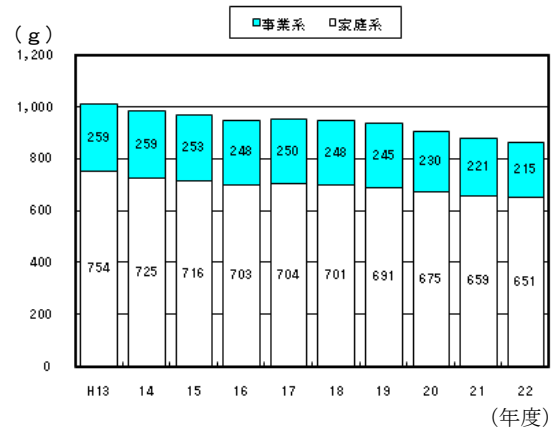
図3-5-1に高水準減量目標と焼却処理量の推移を示します。

なお、平成22年度の焼却ごみ量は、約10万トン（平成22年度目標値：10万1千トン）で、目標を達成しました。

② 発生・排出の抑制

図3-5-2に示すように、1人当たりの1日ごみ量（家庭系+事業系）は前年度と比べ減少しています。家庭系ごみに絞ってみると、ペットボトル・プラスチック製容器包装を分別排出したことによりごみ減量の意識が高まり、発生抑制が働いたものと考えられます。しかし、焼却ごみの半減を実現させるためにはスマートライフに徹することが重要になります。

図3-5-2 1人当たりの1日ごみ量の推移



これらの減量に向けたキーワードとして、4つのRの行動を推進するため、スマートライフの普及・啓発（ごみを減らして環境にやさしい生活）事業を推進しています。

平成22年度は、スマートライフの普及・啓発として、市民に対してレジ袋削減等の各種キャンペーン、市内の小学校4年生等を対象とした環境学習、市民を対象とした生ごみ堆肥化講習会、市民、職員対象のスマートライフ研修等を年間168回、延べ25,236人の市民等を実施しました。

4つのR

- リフューズ [Refuse]：ごみになるものは、受け取らないようにしましょう。
- リデュース [Reduce]：本当に必要なものを必要な量だけ買うようにしましょう。
- リユース [Reuse]：繰り返し使えるものを選び、また、すぐに捨てないで繰り返し使しましょう。
- リサイクル [Recycle]：きちんと分別してお店や再生資源集団回収に出しましょう。

ア. 生ごみ堆肥化事業の促進

家庭系ごみ中には生ごみが約40%含まれています。このため、生ごみ堆肥化の推進による減量効果は大きく、本市では、生ごみ堆肥化促進容器（コンポスト容器）と有用微生物群（EM）容器については生ごみ堆肥化を専門に行っているNPO法人に委託し、生ごみ堆肥化を推進しています。

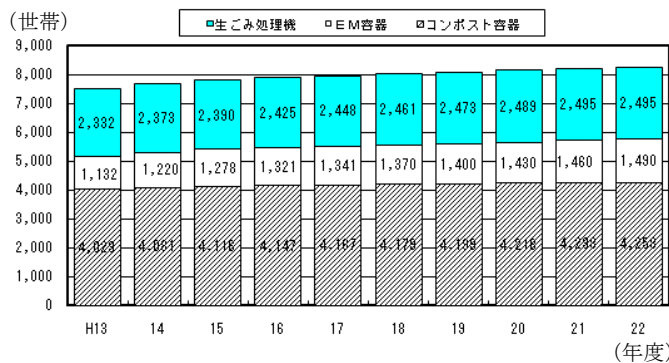
平成22年度におけるコンポスト容器、EM容器及びダンボールによる堆肥化のモニター貸与数は表3-5-1に示すとおりです。

また、平成22年度までの堆肥化事業累計世帯数を図3-5-3に示します。

表 3-5-1 平成 22 年度におけるコンポスト容器等モニター貸与数
(世帯数)

| 制度の種類 | | H22 実績値 |
|--------|-------------|---------|
| モニター貸与 | コンポスト容器 | 20 |
| | EM容器 | 30 |
| | ダンボールによる堆肥化 | 40 |

図 3-5-3 堆肥化事業の累積世帯数の推移



コンポスト容器



EM容器



生ごみ処理機
(平成 21 年度で
事業終了)

イ. 廃棄物減量等推進員

ごみの減量や啓発など地域と行政とのパイプ役として活動していただく廃棄物減量等推進員を選任しています。小学校区ごとに校区コミュニティ協議会を通じて推薦を順次依頼しており、平成23年3月31日現在、45校区510名を選任しています。

平成22年度は、推進員に対し、市内を8ブロックに分けて懇談会を実施しました。

ウ. 不用品交換情報ネットワーク

本市のホームページ上で、リサイクル情報「あげます・ください」を掲載しており、市民の皆さんに活用されています。

平成22年度は3件の応募があり、不用品が交換されました。

エ. ごみ減量講演会

平成23年3月10日に、メセナひらかたで京都大学助教の浅利美鈴氏により「ごみは雄弁だ」をテーマとして講演会を実施し、82人の参加がありました。

オ. 事業系ごみの減量指導

事業系ごみの減量のため、平成20年度までは、月平均3トン以上の一般廃棄物を排出する事業者を多量排出事業者として、減量指導を行ってきましたが、事業系ごみのさらなる減量を推進するため、平成21年9月に枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則を改正し、月平均2.5トン以上の一般廃棄物を排出する事業者を多量排出事業者とすることにしました。

平成22年度は、多量排出事業者87事業所に対して、廃棄物管理責任者の選任及び廃棄物減量等計画書の作成を求めるとともに、37事業所に立入検査を実施しました。

また、廃棄物管理責任者を対象に研修会を実施し、減量指導を行いました。

多量排出事業所以外の事業所においても、適正なごみ処理と減量を推進するため、「事業系ごみ減量及び適正処理マニュアル」を配布し啓発を行いました。

カ. 市役所関係の施設からのごみ排出抑制に向けた取り組み

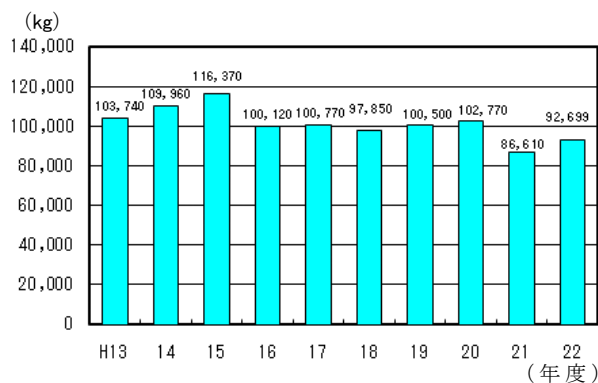
市役所本庁舎内の廃棄物を減量するため、平成12年1月より各職場にあったごみ箱を撤去し、各フロアに「ごみステーション」を設置しています。

また、毎月第2、第4木曜日を「地球温暖化防止行動デー」として、職員が分別した古紙の回収を行っています。平成22年度は92,699kg回収しました。図3-5-4に古紙回収量の推移を示します。そのほか、保存年限の過ぎた廃棄文書は、古紙として再生工場に搬入し、トイレトーパーなどにより、再資源化を図っています。

平成20年2月からは、全市対象にペットボトル・プラスチック製容器包装の分別収集を開始したこととあわせ、市関係施設から排出された廃プラスチック類についても、産業廃棄物として適正処理及び資源化処理を行うことを目的に分別収集・処理を実施していることにより、可燃ごみはピーク時に比べて30%近く削減できています。

また、平成22年度は、本市職員を対象に44人の参加のもと「スマートライフ」研修を実施しました。

図 3-5-4 古紙回収量の推移



古紙回収の様子

(2) 再使用・再生利用の促進

① 資源ごみの回収

ア. 再生資源集団回収報償金制度

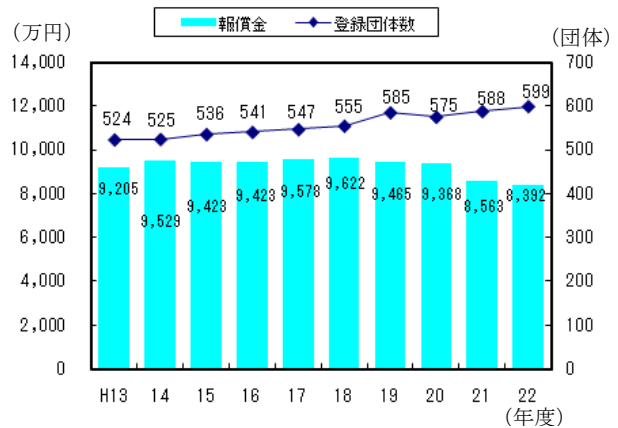
平成6年7月から、古紙と古布の資源化により、ごみ減量の促進とごみ問題の意識向上を図るため、子ども会や自治会などの団体が自主的に行っている再生資源の集団回収に対して報償金を交付しています(図3-5-5参照)。

平成22年度における、本市の集団回収量は約20,991トンで、1人当たりの1年間回収量は約51.1kgです。平成22年度に集団回収で集められた古紙の量(約19,588トン)は、直径

14cm、高さ8mの立木391,760本分に相当します(参照:(財)古紙再生促進センター資料)また、古布類とアルミ缶を合わせた全回収量(約20,991トン)は、市が処理するごみの量の約19.3%に相当します。

平成22年度の登録団体数は599団体で、報償金額は83,915,900円です。

図3-5-5 再生資源の集団回収に対する登録団体及び報償金

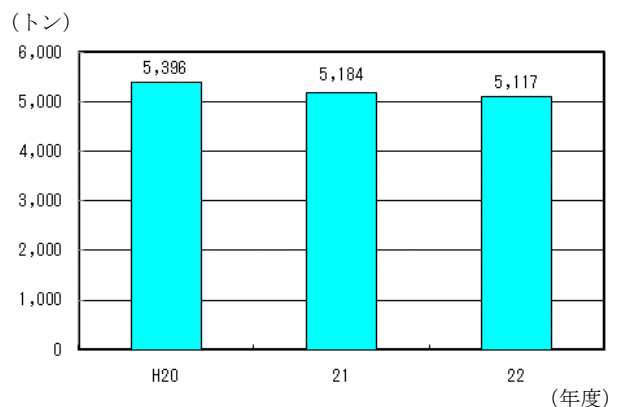


イ. ペットボトル・プラスチック製容器包装収集事業

平成20年2月からペットボトル・プラスチック製容器包装の分別収集を始めました。平成22年度は約5,117トンを収集し、「北河内4市リサイクルプラザ(かざぐるま)」に搬入後、中間処理(圧縮、梱包)をしています(図3-5-6参照)。

中間処理されたペットボトルとプラスチック製容器包装は財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて再資源化、再商品化されています。

図3-5-6 ペットボトル・プラスチック製容器包装分別収集量



② リサイクル事業の推進

ア. 広域リサイクル共同事業

枚方市、寝屋川市、交野市及び四條畷市の4市により、平成16年6月に「北河内4市リサイクル施設組合」を設立し、ごみの減量・資源循環を中心とした啓発と容器包装リサイクル法に基づいたペットボトル・プラスチック製容器包装の中間処理を行う「北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）」（寝屋川市寝屋南1丁目7番1号）を地域のリサイクル活動の拠点として整備し、平成20年2月1日より稼動しています。

イ. リサイクル工房の活用

村野リサイクル工房（平成13年9月設置）では、自転車・木工・衣類のリフォーム、おもちゃの診療所、生ごみの堆肥化などのリサイクル活動を市民ボランティアにより行っています。

平成23年3月31日現在、5団体が活動しています（表3-5-2参照）。

また、日常の活動以外にも「村野リサイクル工房発表会」や「ごみ減量フェア」などのイベントに参加し、市民にごみ減量を啓発しました。

平成22年度における、リサイクル工房の団体による南部生涯学習市民センターでの市民啓発事業は、表3-5-3のとおりです。

表 3-5-2 村野リサイクル工房での市民ボランティアによる活動

| 団体名 | 活動内容 |
|-------------|---|
| 枚方エコサイクル | 駅前等で放置された自転車等を整備点検し、年間約 350 台の販売修理を行いました。 |
| きつつき | 夏休み及び春休みに親子木工教室を開催しました。 |
| いろどり | 秋に衣料教室を開催しました。 |
| おもちゃの診療所 | 年間 48 件の壊れたおもちゃの修理を行いました。 |
| エコ・スマイルひらかた | 推計で年間 20,556kg の生ごみの堆肥化に関与しました。 |

表 3-5-3 南部生涯学習市民センターでの市民啓発事業（同センター活動委員会主催）

| 実施日 | 講座名 | 内容 | 参加者数（人） |
|----------------------|--------------------|-------------------------|---------|
| 平成22年 5月23日 | 健康グッズをつくる | 建築現場で出た青森ヒバを使って木工製品を作る。 | 10 |
| 平成22年 8月17日 8月18日 | 夏休み・こども木工教室 | | 67 |
| 平成22年11月22日 | インテリア和風電気スタンドをつくろう | | 17 |
| 平成23年 2月20日 | 万能イスをつくろう | | 23 |

ウ. 廃棄物リサイクル再生材使用の道路整備

平成22年度は、道路整備において、再生合材1,412トン、再生砕石1936.8m³を使用しました。

エ. 学校給食関係ごみ減量の推進

学校給食では、ごみの発生抑制、再使用・再生利用等により、資源の循環や燃焼ごみの減少を目指した取り組みを行っています。

学校給食の牛乳のびんを再使用して供給しているほか、食材の梱包ダンボールやびん、缶をリサイクル処理業者に処理を委託しています。揚物に使った後の廃油は液体石鹼として再生し、それを調理場で食器や食缶等の洗浄に使用しています。

また、川越小学校、平野小学校、蹉跎西小学校、小倉小学校、山田東小学校、中宮小学校、西長尾小学校、蹉跎東小学校、伊加賀小学校及び牧野小学校に設置した生ごみ処理機では、調理途上から出る生ごみ及び残菜を堆肥化し、学校の花壇等で活用することで環境教育にも役立てています。

オ. 図書館での廃棄図書のリサイクル

リサイクルの推進として、廃棄される図書や雑誌等を団体や市民に譲与しています。

平成 22 年度は、市内全館で 49,065 冊を団体や市民に譲与しました。

カ. 溶融スラグの有効利用

東部清掃工場では、灰中のダイオキシン対策及び減容化を目的として、ごみを焼却処理した際に排出される焼却主灰及び集じん飛灰を溶融処理しています。

溶融で得られたスラグを今後有効利用していくため、平成 22 年度は、J I S 規格の適合について、品質管理試験を 12 回実施しました。

また、スラグの実用効果等の試作、研究、検討に資するため、サンプル提供に関する指針を定めて、民間事業者や研究機関に提供する制度を設けています。

2. エネルギー

私たちの生活や事業活動に欠くことのできない電気やガスなどのエネルギーは、無限のものではありません。このため、生活様式や事業活動を見直し、エネルギーの消費を抑制するとともに再生可能エネルギーなど環境への負荷の少ないエネルギーの利用を進める必要があります。

(1) 公共施設での太陽光発電システムの活用

エネルギーの効率的な利用のため、公共施設では太陽光発電を行い、発電した電気を施設内の設備に利用しています。

22年度は、平成23年2月に開成小学校、蹉跎西小学校、樟葉北小学校、山田東小学校、藤阪小学校、長尾小学校及び東香里小学校に出力各20kW太陽光発電設備を設置し、システムの合計出力は380kWとなりました。平成23年度には、第三中学校に太陽光発電システムが完成しました。公共施設での太陽光発電量は表3-5-4のとおりです。

表3-5-4 平成22年度における公共施設での太陽光発電量

| 施設名称 | 規模(kW) | 発電量(kWh) | 備考 |
|--------------|--------|-------------|--|
| 中宮浄水場 | 100 | 124,463 | |
| 香里受水場 | 50 | 43,476 | |
| 北山配水場 | 20 | 16,780 | 一部売電 |
| 田口山配水場 | 20 | 19,836 | 一部売電 |
| 桜丘北小学校 | 10 | — | 測定器が故障のため不明 平成21年度の発電量は、12,805.5kWh |
| 開成小学校 | 20 | 2,298.2 | 平成23年2月に設置 |
| 蹉跎西小学校 | 20 | 3,368.6 | 平成23年2月に設置 |
| 樟葉北小学校 | 20 | 3,486.8 | 平成23年2月に設置 |
| 山田東小学校 | 20 | 3,425.6 | 平成23年2月に設置 |
| 藤阪小学校 | 20 | 3,323.6 | 平成23年2月に設置 |
| 長尾小学校 | 20 | 3,317.6 | 平成23年2月に設置 |
| 東香里小学校 | 20 | 3,439.5 | 平成23年2月に設置 |
| 南部生涯学習市民センター | 20 | 21,102.7 | 一部売電 |
| やすらぎの杜 | 20 | 22,952.824 | |
| 合計 | 380 | 271,270.424 | 発電量は、桜丘北小学校を除く |



中宮浄水場 (60kW)



中宮浄水場 (40kW)



香里受水場 (50kW)



北山配水場 (20kW)



田口山配水場 (20kW)



桜丘北小学校 (10kW)



南部生涯学習市民センター (20kW)



やすらぎの杜 (20kW)



山田東小学校 (20kW)



樟葉北小学校 (20kW)

(2) 東部清掃工場でのエネルギーの有効活用

東部清掃工場では、ごみを焼却した際に発生する廃熱を利用し、発電を行っています（最大能力4,500kW）。発電した電力は、工場で使用するほか、余剰電力を売電して、エネルギーの有効利用を図っています（表3-5-5参照）。

表 3-5-5 平成 22 年度における東部清掃工場での発電量

| 発電量 (kWh) | 発電した電気の使用方法 |
|------------|----------------|
| 31,274,700 | 場内電気使用設備の電力、売電 |

3. 水循環

水資源の有効活用を図るとともに、雨水の浸透等により水資源が循環する都市づくりをめざした取り組みを推進します。なお、本市の水の需要量については、P125第4部 資料編（電気・ガス・水道の需要量）に記載しています。

(1) 公共施設における雨水利用

公共施設に雨水タンクを設置し、樹木等への散水やトイレの洗浄水などに有効に利用しています。公共施設での雨水利用状況は表 3-5-6 のとおりです。

表 3-5-6 公共施設での雨水利用状況

| 施設名称 | 貯留容量 | 用途 | 備考 |
|---------------------|--------------------|----------------------------|-------------------------------------|
| 南部生涯学習市民センター | 38m ³ | トイレ、植栽への散水 | 平成 22 年度の雨水利用量 734m ³ |
| 交北公園 | 規模不明 | 植栽への散水 | |
| 車塚公園 | 規模不明 | 循環して噴水 | |
| 市役所本庁舎 | 0.2m ³ | 打ち水、緑のカーテンへの散水 | |
| 鍵屋資料館 | 0.2m ³ | 打ち水、植栽への散水 | |
| 東部清掃工場 | 100m ³ | 植栽への散水 | |
| 穂谷川清掃工場 | 約 10m ³ | 破砕棟清掃用散水 破砕棟ストックヤード屋根冷却 | |
| 市内 45 小学校 | 各 3m ³ | 緑のじゅうたん | |
| 市内 18 中学校 | 各 3m ³ | 緑のカーテンへの散水 | |
| 枚方市立やすらぎの杜(枚方市立火葬場) | 15m ³ | 植栽への散水 | 植栽自動灌水装置を設置 |
| 市民交流センター | 0.3m ³ | 植栽への散水 | |
| 中部別館 | 規模不明 | 植栽への散水 | 古い浄化槽を貯水槽に利用 |

第6章 地球環境の保全

1. 地球環境

(1) 地球温暖化対策地域推進計画

平成17年2月に京都議定書が発効したことを受け、温室効果ガス排出量を平成2年(1990年)(代替フロン類は平成7年(1995年))比で6%削減するという国内目標を達成するため、市民・事業者・行政がビジョンを共有し、市域全体での温室効果ガス排出抑制の取り組みを推進していかなければなりません。そのための総合的かつ具体的な道標として、平成19年6月に「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

同計画における温室効果ガス排出量の抑制目標は、平成24年度(2012年度)の二酸化炭素排出量を、平成17年度(2005年度)の排出量から17%削減し、平成2年度(1990年度)の排出量まで抑制することです。また、平成42年度(2030年度)には、二酸化炭素の排出量を平成2年度(1990年度)比マイナス50%に抑える長期的な到達点を示しています。

なお、平成20年度の本市域における二酸化炭素排出量は、約143万t-CO₂で、平成17年度(2005年度)の二酸化炭素排出量約162万t-CO₂に比べ約19万t-CO₂減少しています。

① 枚方市地球温暖化対策協議会～ひらえこproject～

「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」を推進していくうえで、その推進体制の中核として位置付けられる「枚方市地球温暖化対策協議会」(以下「協議会」)を、平成21年4月に市内事業者88社と本市で設立しました。

平成22年度は市内事業者と行政が連携・協力し、日常生活や事業活動から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの削減に向けた取り組みを協議・実践しました。会員数は、平成23年3月末現在109社です。

ア. 総会

協議会の平成22年度総会を平成22年5月31日にラポールひらかたで開催しました。当日54社の会員の参加があり、平成21年度事業報告及び、平成22年度事業計画などを決めました。



イ. 温暖化対策の取り組み

(ア) 緑のカーテン

事務所や工場等の壁面をつる性植物で覆い、直射日光を防ぐ緑のカーテンを設置しました。

(イ) 環境に配慮した製品やサービスの普及(グリーン購入)

金融機関でのエコ住宅支援ローンや小売店でのエコバックの推奨など、環境に配慮した製品の販売・開発やサービスの提供を行いました。

また、グリーン購入法に適合した用紙やグリーン電力の購入など、環境に配慮した製品の購入やサービスの利用を推進しました。

(ウ) 温暖化防止の集中取組み

環境月間（6月）や地球温暖化防止月間（12月）の時期に合わせ、普段行っている空調の適正温度設定や昼休み等の一斉消灯、従業員への環境教育などの温暖化対策の取組みを、より一層推進するため、会員企業で一斉に取組みを行いました。

(エ) エコ通勤

会員企業の従業員に、エコ通勤のメリットなどの情報を提供し、自発的に通勤形態を公共交通機関へ転換を促すことを目的に、モビリティ・マネジメント（一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策）の考えに基づくエコ通勤に関するアンケートを行いました。

ウ. 温暖化対策に関するセミナー等の開催

平成22年度は、専門家を招き、表3-6-1に示す温暖化対策の取組みに関するセミナーを開催しました。

表3-6-1 平成22年度協議会温暖化対策セミナー

| 開催日 | テーマ |
|------------|---|
| 平成22年5月31日 | 低炭素都市の実現に向けて |
| 平成22年9月29日 | 省エネ・CO ₂ 削減セミナー ～J-VER制度の活用～ |
| 平成23年1月19日 | 省エネセミナー ～不況を乗り越える省エネ実践～ |

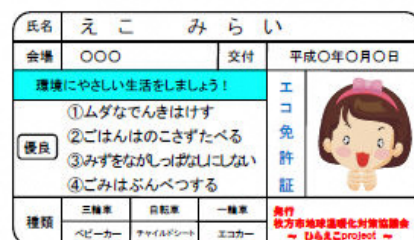
エ. 広報事業

協議会や会員企業の環境に配慮した取組みを広く市民に周知することを目的に、平成23年2月19日及び20日に、くずはモールにおいて『省CO₂イベント「環境広場」』を開催しました。会場では、エネルギー事業者によるブース展示や、環境にやさしい約束をしてくれた子どもへの「エコ免許証」の発行などを行いました。



また、会員企業が取り組んでいる環境活動や環境目標をわかりやすく紹介する資料を各企業において作成し、パネルにして、「環境広場」及び以下のイベントで活用しました。

- ・ひらかたNPOフェスタ2010（平成22年10月17日）
- ・2010ごみ減量フェア（平成22年11月24日）
- ・ひらかたエコフォーラム2011（平成23年2月5日）



エコ免許証

オ. その他

「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」や「ひらかたエコチェックDAY」、「ひらかたエコフォーラム2011」を本市、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議と連携して実施しました。

(2) 枚方市役所CO₂削減プラン～枚方市役所地球温暖化対策実行計画～

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市役所の事務事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講じることにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、平成14年3月に「枚方市役所地球温暖化防止実行計画」を策定しました。平成19年6月に後継計画として、「枚方市役所CO₂削減プラン～枚方市役所地球温暖化対策実行計画～」を策定し、温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを推進しています。

この計画では、温室効果ガスのうち二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボンを対象にしています。また、計画期間を平成24年度までとしており、削減目標を表3-6-2のとおりに定めています。

表 3-6-2 枚方市役所CO₂削減プランの削減目標

| | 平成17年度 (基準年度) | 平成24年度 (目標年度) |
|---------------------|--------------------------|-----------------------------------|
| 温室効果ガスの排出量 | 66,241 t-CO ₂ | 54,980 t-CO ₂ |
| 温室効果ガスの削減量 (削減率) | 基準年度 | 11,261 t-CO ₂ (17%) |

平成22年度に本市の事務事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素(CO₂)換算で53,113 t-CO₂でした。基準年度である平成17年度と比較すると13,128 t-CO₂、19.8%の削減となっています。

平成22年度の主な発生源別の温室効果ガス排出量は、表3-6-3のとおりです。電気の使用に伴う排出量が45%と最も多く、次に一般廃棄物の焼却に伴う排出量が39%となっています。

表 3-6-3 排出源別温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算 (t-CO₂))

| 発生源の種類 | 排出量(t-CO ₂) | 割合 (%) |
|------------|-------------------------|--------|
| 電気の使用 | 23,723 | 44.7 |
| 一般廃棄物の焼却 | 20,634 | 38.9 |
| 都市ガスの使用 | 6,392 | 12.0 |
| ガソリン・軽油の使用 | 1,004 | 1.9 |
| 灯油の使用 | 686 | 1.3 |
| その他 | 674 | 1.2 |
| 総排出量 | 53,113 | 100 |

(3) グリーンニューディール基金の活用

地球温暖化対策の推進を目的に、平成22年3月に創設した「枚方市グリーンニューディール基金」及び「大阪府グリーンニューディール基金市町村補助金」を活用し、市域における低炭素化の推進を図るための事業を実施しました。

① 住宅用太陽光発電システムの設置及び建物の断熱化の促進

住宅における二酸化炭素排出量削減のため、平成22年度新たに太陽光発電システムの設置と窓の断熱改修を併せて実施する市民に対して、設置等に要する経費の一部を補助する「枚方市住宅用太陽光発電システム設置及び窓の断熱改修補助」制度を設け、23件の補助を行いました。

② 市役所庁舎の省エネ改修

市役所庁舎における二酸化炭素排出量削減のため、本館・別館（1階、2階の一部）の照明器具を高周波点灯蛍光灯（Hf照明）に、誘導灯の一部をLED照明に更新しました。また、階段及びトイレの照明器具には、人の存在を検知する人感センサーを設置しました。

さらに、本庁舎の空調設備を省エネ効果の高い高効率な機器に更新しました。

③ 道路照明LED化事業

道路の照明による二酸化炭素排出量削減と地球温暖化防止に向けた取り組みの重要性を市民に啓発するため、樟葉駅周辺の道路照明20灯を省エネ効果の高いLED照明化しました。

(4) 「エコ」工場化促進奨励金

地球温暖化対策を推進するため、企業等が太陽光発電システム及びLED照明を導入する際に要する経費の一部を補助する枚方市「エコ」工場化促進奨励金制度を設けています。

平成22年度は、太陽光発電システムを導入する1社、LED照明を導入する3社の計4社に対し奨励金を交付しました。

(5) 商店街等活性化促進事業

「商店街等活性化促進事業」により、商店街等が街路灯をLED化する際に要する経費の一部を補助しています。平成22年度はこの補助を受け、9つの商店街等の街路灯にLED照明が設置されました。

(6) 暑気対策

本市には気象庁のアメダスが設置されており、平成14年7月23日に36.8℃、同7月28日に38.2℃と全国での最高気温を二度記録しました。その後も全国最高気温を記録し、平成22年度は、8月の最高気温の平均で全国一となるなど、全国的にみても高温な地域になっています。

本市で高温が観測される原因については、大阪湾からの海風（昼間に海から陸に向かって吹く風）により、ヒートアイランド現象で暖められた大阪市内の空気が内陸部の枚方へ吹き込み、生駒山系の山並みに遮られて吹き抜けることができずに滞留し、暖められて、ますます気温が高くなるため、といわれています。

また、ヒートアイランド現象は、本市においても市街化が進むにつれて進行しており、暑さが冷房需要を増し、その排熱がさらに暑さの原因となるといった悪循環を招いています。

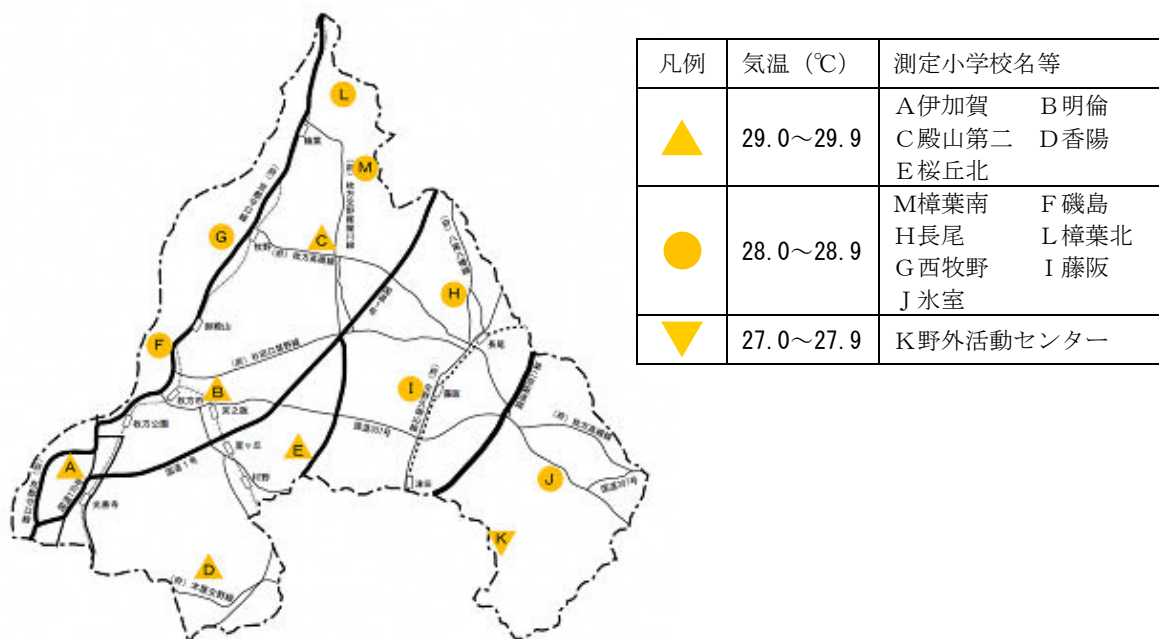
これらのことから、平成14年度から暑気対策に取り組み、平成16年7月に「枚方市暑気対策指針」を策定しました。指針では、暑気対策の基本方針として、次の4点をあげ、取り組みの方向性を示しています。

- ・省エネルギーの推進、自動車の効果的な運行等により人工排熱の低減を図る。
- ・蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐため、表面被覆の改善を図る。
- ・緑や水による冷却効果を活用する。
- ・緑や水を活用して、涼感を呼ぶ効果の増大を図る。

① 気温調査の実施

平成15年度から毎年夏季(7月、8月)の気温調査を実施しています。市域の気温分布状況は、大阪市内に近い市南西部及び主要幹線道路に面した市中部が最も高く、続いて南北に延びる住宅密集地が高くなり、東部の山間部に向かうにつれて下がる傾向があります。最も気温が高い地域と最も気温が低い地域では7月～8月の平均気温で約3℃の差があります(図3-6-1参照)。

図3-6-1 7月～8月の平均気温(平成22年)



② 緑のカーテン

「緑のカーテン」は壁面緑化の一種で、ゴーヤやアサガオなどのつる性植物で作る自然のカーテンです。日差しを和らげるだけでなく室温の上昇を抑える効果もあります。

ア. 緑のカーテンモニター

平成19年度から緑のカーテンコンテストを実施した中で、暑気対策や市民の省エネルギー型のライフスタイルへの誘導といった効果がみられました。このことから、「緑のカーテン」の普及拡大を目的にモニター事業として、取り組む市民を募集し、参加者へゴーヤの苗を配布しています。

平成22年度は、133人の応募がありました。

イ. 緑のカーテンコンテスト

「緑のカーテン」の普及・啓発を目的に、平成19年度から市民による緑のカーテンの取り組みを募集し、「緑のカーテンコンテスト」を実施しています。

平成22年度は、45件の取り組み報告があり、そのうち優れた7件（企業・学校部門：最優秀賞1件、優秀賞2件、個人部門：最優秀賞1件、優秀賞3件）を平成23年2月に開催した「ひらかたエコフォーラム2011」で表彰しました。また、取り組み報告の内容は本市のホームページ等で公開しています。



ウ. 市施設での取り組み

平成22年度は、幼稚園8園、公立保育所17所、図書館8館、生涯学習センター、淀川衛生事業所、減量業務室、市役所本庁舎等の市施設で緑のカーテンに取り組みました。

③ 打ち水

暑気対策指針に基づき、市民への啓発を目的として、ひらわんかまつり（平成22年8月22日実施）及び枚方まつり2010（平成22年8月29日実施）において、岡東中央公園歩道を中心に、祭りの参加者を対象とした打ち水体験を実施しました。

そのほか、「打ち水大作戦in枚方2010」では職員を中心とした打ち水をふれあい通りにて6回実施しました。なお、打ち水実施30分後には気温は約2.0℃低下しました。



④ 保水性舗装・透水性舗装道路の整備

平成22年度は、透水性舗装を交通バリアフリー道路整備等の事業で、禁野枚方線に1,055m²、主要道路リフレッシュ整備事業で、楠葉中宮線の歩道に1,476m²施工しました。



交通バリアフリー禁野枚方線道路整備工事

(7) エコドライブの取り組み

燃費の向上により二酸化炭素の排出削減が期待でき、安全運転にもつながるエコドライブを普及し、市域の二酸化炭素の排出量を削減するため、平成22年12月に市民向けのエコドライブの講習会を実施しました。また、エコドライブに取り組む市民を募集し、希望者にエコドライブ計測装置を貸し出し、エコドライブの効果を実感してもらう、エコドライブモニター制度を実施しました。



職員対象のエコドライブ講習の様子

また、職員を対象に21人の参加のもと「エコドライブ講習」を実施し、エコドライブに関する知識や技術を習得することにより、環境負荷低減に関する意識付けを行いました。

第7章 行政の役割（市役所自らの取り組み）

1. ISO14001の認証取得

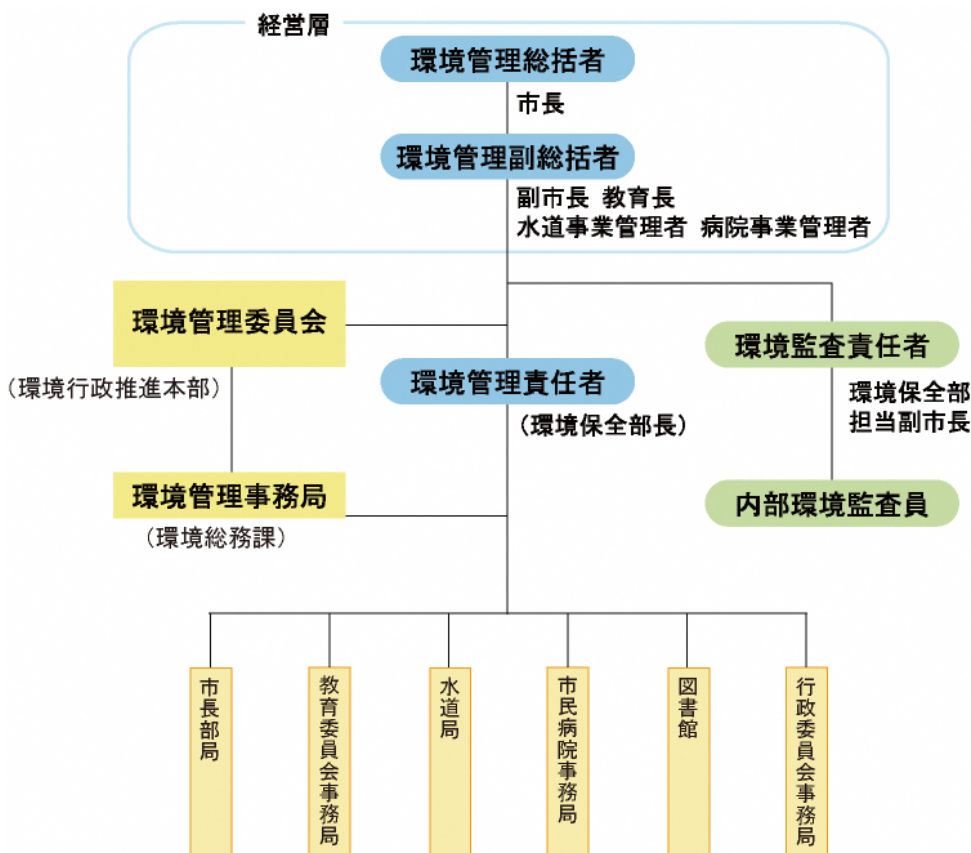
（1）概要

平成13年10月24日に、枚方市役所の行政活動（ごみ・し尿の収集処理、給食の調理、下水の処理、医療、火葬に関する業務及び小中学校・幼稚園は除く。）において環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しました。それ以降、平成15年度にし尿の収集処理に関する業務、平成16年度には市民病院事務局と学校給食共同調理場（3か所）を、平成17年度にごみの収集・処理部門を、平成20年度に火葬に関する業務を、平成21年度に東部清掃工場を順次ISO14001の適用範囲に追加しました。

認証取得の主なねらいは、環境保全のための施策・事業の進行管理や省エネルギーの取り組み、公共事業における環境配慮、効率的な事務執行によるコストの削減、そして民間企業への認証取得に対する支援等です。

環境マネジメントシステムを運用するための体制として、市長を環境管理総括者、環境保全部長を環境管理責任者とする環境管理組織（図3-7-1）を設置しています。また、環境の保全と環境負荷低減の取り組みの指針である環境方針（裏表紙参照）を平成13年6月29日に策定し、平成19年10月1日に改定しました。

図3-7-1 枚方市環境管理組織図（平成22年4月1日現在）



※平成22年度におけるISO14001の適用範囲外の職場は、医療に関する業務、留守家庭児童会、図書館分室、小中学校、幼稚園となっています。

(2) 環境マネジメントシステムの推進

ISO14001の規格に基づき、環境を改善するにあたり、計画を立て（Plan）、計画どおりに実施及び運用し（Do）、計画どおりに実施及び運用したかどうかを点検し（Check）、必要に応じ是正処置や見直しを行い（Action）、その結果を計画に反映させるPDCAサイクルという継続的な仕組み（環境マネジメントシステム 図3-7-2）を構築しました（表3-7-1参照）。

図3-7-2 枚方市の環境マネジメントシステムの図

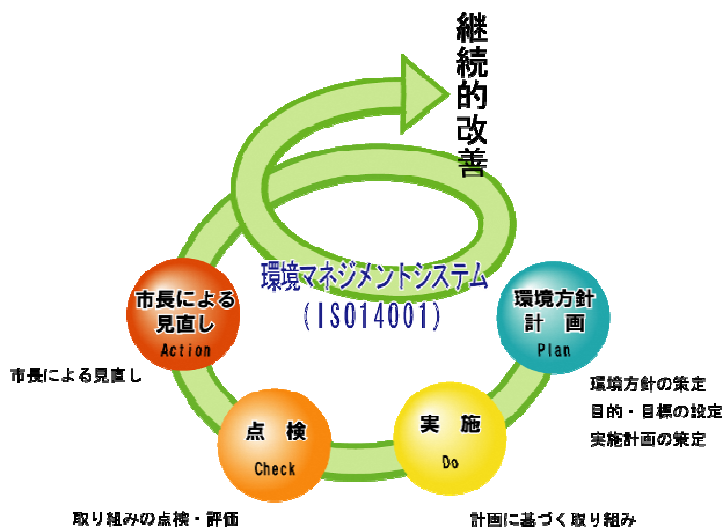


表3-7-1 環境マネジメントシステムの運用

| | | | |
|-------------------|---|------------------|---|
| 計画の策定 | 著しい環境側面の特定 | 環境に負荷を与える側面 | 31項目（オフィス活動（全課共通）によるもの9項目、施設管理・事業の実施等（各課個別）によるもの22項目） |
| | | 環境にプラスの影響を与える側面 | 69項目（各課が行う環境保全事業） |
| | 環境目的及び目標の設定 | 環境への負荷を低減するための項目 | 36項目 |
| | | 環境保全事業 | 69項目 |
| 実施計画の策定 | 環境目的及び目標を達成するための手段、計画を策定します。平成22年度のエコオフィスに関する取り組みは、電気使用量削減のための昼休みの消灯の徹底や、紙使用量削減のためのミスコピー紙の裏面使用などです。エコオフィスに関する取り組みの具体的な内容は、後述の「枚方市役所地球温暖化防止実行計画」と同様となります。また、環境保全事業についての実施計画は、事業の実施手順を含むスケジュールとなります。 | | |
| 実施及び運用 | 策定した手段や計画の内容については、対象となる全職員に研修を行い、各職場で計画に基づき実施し、本市が定めた環境マネジメントシステムを運用します。本市では、平成13年7月から運用を始めました。 | | |
| 点検及び是正措置 | 計画どおりに実施・運用されているかどうかを、3か月ごとに点検を行い、不十分な場合は、その是正処置を行います。また、職員自身がISO14001に関する専門的知識を取得し、他部局へ出向き、本市の環境マネジメントシステムが正しく運用されているかを監査する内部環境監査を年1回実施します。平成22年度は、平成23年2月に実施しました。平成23年1月28日現在、資格を有する内部環境監査員は145名です。 | | |
| 環境管理統括者（市長）による見直し | 本市の環境マネジメントシステムについて、その運用状況や改善された結果に基づき市長が最低年1回の見直しを行います。平成22年度は、平成22年6月に見直しを行いました。 | | |

2. 学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）

学校園における独自の環境マネジメントの一環として、平成18年度から、教職員すべてが環境について認識を深め、その経験を幼児・児童・生徒への環境教育活動に生かしていくことを目的に、すべての市立幼稚園、小中学校で市独自の「学校版環境マネジメントシステム」（S-EMS）に取り組んでいます。

このS-EMSは、環境管理総括者（教育長）が策定した環境方針をもとに、各学校園において環境目標を設定し、目標に向けた行動計画を作成した上で、省エネルギー行動と学校園独自の環境保全の取り組みを実施するものです。

電気、ガス及び水道の使用量と二酸化炭素排出量については、平成21年度実績を基準に、平成22、23年度は1%削減することを目標に設定しています。平成22年度実績は、電気が8.0%、水道は2.1%増加したものの、都市ガスは4.8%、LPガスは0.9%削減できました。

また、緑のカーテンや緑のじゅうたんの環境教育への活用、生ごみのたい肥作りと野菜栽培への活用、ごみ減量啓発ポスターコンクールへの参加、こどもエコ俳句への参加、幼稚園と近隣小中学校とのエコ連携活動、企業や市役所職員による環境学習講座の受講など、各学校園独自の環境保全の取り組みを実践しました。

これらのS-EMSの取り組みについては、各学校園においてNPO法人ひらかた環境ネットワーク会議環境教育サポート部会の支援を得て、実施しています。

なお、各学校園におけるS-EMSの取り組みについては、市による認定制度を設けており、その運用について、毎年、書類審査と訪問審査を行っています。

平成22年度の審査の結果、全75学校園において取組を継続していることが確認できたことから、全学校園の認定が継続されました。

3. 環境会計

環境会計は、環境保全のためにどれだけのコストをかけ、その活動によりどのような効果が得られたかを可能な限り定量的に測定し、伝達する仕組みです。環境会計で測定した結果を今後の環境保全の取り組みの改善や見直しに活用するとともに、行政の透明性や市民への説明責任を果たすことを目的としています。

本市の環境会計は、平成21年度のISO14001の適用範囲における環境保全の取り組みを公害防止設備の維持管理など市の事業活動に伴い生じる環境負荷を低減するための取り組みとしての「内部環境対策」と、市民に対するごみ減量の働きかけなど環境を良くするために市が行った取り組みとしての「地域環境施策」に分けて集計しています。

平成21年度の内部環境対策は、市の施設における公害対策や省エネ対策、廃棄物の処分・リサイクルに約7億3,000万円を費やしました。効果として、二酸化炭素排出量は、平成20年度比較で約1,800トン削減しました。また、経済効果としては、古紙の売却や太陽光発電及び清掃工場での廃熱を利用した発電の際に余った電力の売電などによる収益約1億4,000万円と、省エネ活動による約1億9,000万円の経費節減効果（平成12年度比）があり、合計約3億3,000万円の経済効果（平成12年度比）がありました。

平成21年度の地域環境施策は、公共下水道、里山、都市公園等の整備や市民の二酸化炭素削減に向けた啓発活動、ごみの減量の取り組みに約89億円を費やしました。効果として、年間ごみ処理量は平成20年度に比べて約1,300トン削減し、公共下水道整備普及率も平成20年度に比べて0.8%増加しました。

詳細については、冊子「エコレポート2010（枚方市環境報告書）」として取りまとめており、枚方市ホームページでダウンロードできます。



4. グリーン購入

枚方市役所では、平成14年12月に「枚方市環境に配慮した物品の購入（グリーン購入）推進指針」を策定し、環境に配慮した物品の購入・利用を進めています。指針には、市役所の事務及び事業を執行する上で必要な物品等について、必ず環境に配慮した物品を選定するように明記しています。

平成22年6月にグリーン購入の判断基準の見直しを行い、用紙類に関しては、古紙パルプ配合率や白色度などを各々定めた基準から、古紙パルプ配合率や白色度などの指標項目ごとのポイントを合計した総合評価値による基準に変更しました。文房具類については、共通の判断基準を追加しました。

また、「グリーン購入実施工動計画」を平成15年8月に策定し、市役所におけるグリーン購入の目標管理を行っています。目標管理を行う品目及び目標数値は毎年度検討し、実績を公表しています。

平成22年度は、用紙類や文具など16品目についてグリーン購入目標数値を95%以上に定め、購入率は96.2%で目標を達成しました。

第8章 市民、事業者による自主的積極的な行動の促進

1. 環境教育・環境学習の推進

(1) 環境教育・環境学習推進事業

① 枚方市環境教育・環境学習推進指針

環境教育・環境学習を推進するため、平成18年度に「枚方市環境教育・環境学習推進指針」を策定しました。

本指針では、幼児期から成人まで生涯にわたって学び続ける仕組みをつくること、既存の環境教育・環境学習活動の取組みを支援・コーディネートすることで、より一層発展させることを重視しており、「幼児の学びづくり」を重点テーマと位置付けています。

② 「保育所・園、幼稚園 環境出前学習」事業

「枚方市環境教育・環境学習推進指針」の重点テーマとして掲げている「幼児の学びづくり」を進めるため、幼児が楽しみながら身近な環境に触れ、豊かな感受性をはぐくむ体験型環境学習プログラムとして、市民団体、市民及び市職員が講師となって環境出前授業を実施しています。そのほか、環境紙芝居等の環境学習教材の貸し出しも行っています。

平成22年度は、幼稚園も対象として、市内公立保育所11園、私立保育園5園、幼稚園2園で実施しました（表3-8-1参照）。

表3-8-1 「保育所・園、幼稚園 環境出前学習」事業 メニュー

| メニュー | 内容 |
|----------|--|
| メダカのお話 | メダカが住む川や生態についてのお話、メダカの飼育指導 |
| クラフトワーク | 穂谷の里山で間伐した竹や雑木を利用したクラフトの作成 |
| しぜんハイキング | 散策や昆虫、植物の説明を通じての自然体験学習 (22年度は、山田池公園で実施) |
| ごみのお話 | 紙芝居3つのお約束（「食べ残しをしない」「片づけをする」「工夫して使う」）の紹介 パッカー車でのごみの収集体験 エコレンジャーショー |
| 環境の話 | 環境紙芝居、環境カルタの実施 牛乳パックからはがき作り |



クラフトワーク
(トンボのペンダント)



ごみのお話
(ごみの収集体験)



しぜんハイキング

(2) こどもエコクラブ

こどもエコクラブ事業は、次世代を担う子どもたちの主体的で継続的な環境活動・環境学習を行う機会を提供し、支援していくことを目的としています。

エコクラブの活動には、「エコロジカルあくしょん」と「エコロジカルとれーにんぐ」があります。

「エコロジカルあくしょん」は、自然観察や清掃活動など子どもたちが興味や関心に基づいて各クラブが行う自主的な活動です。

「エコロジカルとれーにんぐ」は、年に4回送付されるニュースレターを通じて、テーマに沿った環境活動や学習プログラムに取り組むものです。

平成22年度は、「生きもの」がテーマで、生きものつながりを身近なところから考える内容でした。

(3) エコライフ推進事業

地球規模の環境問題を解決していくためには、一人ひとりが従来のライフスタイルを見直し、それぞれの立場で省資源・省エネルギーなどの行動を実践していくことが必要とされます。NPOなど多様な実施主体とともに、年間を通じて異なる形式の環境イベント・キャンペーンを継続的に行うことにより、より多くの方々に、効果的に地球温暖化防止を中心とする環境保全をアピールすることを目的にエコライフ推進事業を実施しました。

① エフエムひらかたでの環境番組「環境定期便」

環境に対する取り組みや、市域で開催される環境に関するイベントの情報を市民等に提供する番組「環境定期便」をエフエムひらかた(77.9MHz)で放送しました。毎月2回第2週と第4週(再放送各1回ずつ)放送しました(表3-8-2参照)。

表3-8-2 平成22年度環境定期便テーマ

| | 第2週 | 第4週 |
|-----|-------------------------------------|---|
| 4月 | ・野生鳥獣(カラスに注意) | ・4Rの推進 スマートライフの取り組み |
| 5月 | ・緑のカーテンに取り組もう ・光化学スモッグに注意! | ・地域でやれる犬のふん対策 |
| 6月 | ・ひらかた夏のエコライフキャンペーン | ・容器包装プラスチックの取り組み |
| 7月 | ・枚方の環境(大気・水質など) | ・環境家計簿 |
| 8月 | ・暑気対策について | ・村野リサイクル工房の取り組み |
| 9月 | ・不法屋外広告物について | ・生物多様性について |
| 10月 | ・くらしのリーダー | ・多量排出事業者のごみの減量と資源化の取り組み ・ごみ減量フェア ・クリーンリバー枚方について |
| 11月 | ・11月は「エコドライブ推進月間」 ・エコチェックDAYについて | ・石けんを使いましょう枚方市民の会 |
| 12月 | ・12月は「大気汚染防止推進月間」 | ・生ごみ堆肥化の取り組み |
| 1月 | ・石けんを使いましょう枚方市民の会 | ・2月は「生活排水対策推進月間」 ・ひらかたエコフォーラム2011 |
| 2月 | ・くらしのリーダー | ・環境教育(学習)の推進 |
| 3月 | ・アダプトプログラムへの参加について | ・枚方市路上喫煙の制限に関する条例について |

② ひらかたエコライフキャンペーン

省エネルギー対策の一環として、「ひらかたエコライフキャンペーン」を実施しています。夏季には、ノーネクタイ・ノー上着による軽装（COOL BIZ）の推奨とともに、家庭やオフィス、公共的な場所の適正冷房温度（28℃）の設定の推進を、市民及び事業者に呼びかけました。冬季には、働きやすく暖かい服装（WARM BIZ）の推奨と、家庭やオフィス、公共的な場所の適正暖房温度（20℃）の設定の推進を、市民及び事業者に呼びかけました。

③ ライトダウンキャンペーン

ア. CO₂削減/ライトダウンキャンペーン

環境省では、平成15年より全国のライトアップ施設や家庭の電気の消灯を呼び掛ける「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」を実施しています。これは、日頃ライトアップに馴れた生活で、いかに照明を使用しているかを実感し、地球温暖化問題について考えるきっかけとすることを目的としたキャンペーンです。

本市でもこの趣旨に賛同し、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議、枚方市地球温暖化対策協議会と連携して「ライトダウンキャンペーン」を行っています。平成22年度は、6月20日～7月7日のキャンペーン期間の取り組みを呼びかけました。

特に、6月21日夏至の日の夜を「夏至ライトダウン」、7月7日の夜を「七夕ライトダウン」として、午後8時～10時の間の消灯を呼びかけました。「七夕ライトダウン」については、本市の呼びかけにより、平成22年度より北河内7市で一斉に取り組んでいます。

イ. キャンドルナイト啓発

家庭でのライトダウン（消灯等による節電）を啓発するとともに、手軽に癒しの時間と空間を感じながら「環境への優しさ」を体験してもらうために、アロマキャンドルを使用したキャンドルナイトを実践するモニターを公募しました。実施期間は6月20日（夏至の日）～7月7日（七夕）とし、71人からアンケートの提出がありました。



また、学校園では、ふれ愛フリースクエア、留守家庭児童会室、小学校エコ委員会などに集う児童とその保護者及び関係者を対象に、廃ろうそくを利用した持ち帰り用アロマキャンドル作りを行いました。（6か所で実施、啓発者数327人）

そのほか、保育所行事である合宿保育（おとまり保育）時のキャンドルナイト（実施6か所、啓発者数428人）や、留守家庭児童会室を利用する児童の保護者お迎え時に合わせたキャンドルナイト（5か所で実施、啓発者数430人）では、保護者あてに趣旨を説明する資料を配布し、連絡帳等より児童の様子や保護者の感想を聞きました。

④ ひらかたエコチェックDAY

日常生活での環境にやさしい行動をチェックすることにより、ライフスタイルを見直すきっかけにってもらうことを目的に、本市、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議、枚方市地球温暖化対策協議会が共催して、平成22年12月12日に「ひらかたエコチェックDAY」を開催しました。

参加者は8,969人で、二酸化炭素削減量としては約7.4トンになりました。



エコチェックシート

⑤ ひらかたエコフォーラム2011

市内で行われている環境保全活動を共有し、環境に関する市民の関心を高め、市域における環境保全活動の更なる推進を図ることを目的に、「ひらかたエコフォーラム2011」を、平成23年2月5日に、メセナひらかた会館にて、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議、本市、本市教育委員会の共催で開催しました。



当日の午前中は環境保全の取り組みを行っている学校や団体、個人の方の表彰及び活動内容の紹介が行われました。午後は、エコチェックDAYの結果報告や団体・事業者の環境の取り組みの報告を聞いて意見を出し合う「わいわい環境市民トーク」などが行われました。また、ロビーでは団体・事業者のブース展示やパネル展示が行われ、会場には合わせて377人の来場がありました。

(4) 石けん普及事業

消費者団体育成事業の委託事業として「石けんの普及啓発及び使用済み食用油の回収リサイクル事業」を市民団体に委託して実施しています。この事業は市内各所で「石けんキャンペーン」を実施し、試供用粉石けんや石けんパンフレット配布、食用廃油の回収を行うものです。平成22年度の実施状況は、表3-8-3のとおりです。

表3-8-3 石けんキャンペーン実施状況

| 実施年月日 | 実施場所 |
|-------------|----------------|
| 平成22年 5月18日 | 市役所別館前 |
| 平成22年 6月15日 | 牧野生涯学習市民センター |
| 平成22年 7月20日 | 蹉跎生涯学習市民センター |
| 平成22年 9月21日 | サプリ村野 |
| 平成22年10月19日 | 中央図書館前 |
| 平成22年11月 7日 | 減量フェア（穂谷川清掃工場） |
| 平成22年11月16日 | 南部生涯学習市民センター |
| 平成22年12月21日 | 市役所本館北側 |
| 平成23年 2月15日 | 津田支所 |
| 平成23年 3月15日 | 市役所別館前 |

(5) グリーンコンシューマーの育成

「くらしのリーダー」(グリーンコンシューマー啓発リーダー、平成23年3月31日現在12人)が中心となり、グリーンコンシューマー活動の意義の普及・啓発を行うとともに、実践活動を行いました。主な活動内容は、以下のとおりです。

① グリーンコンシューマー活動に係る講習・講演・発表会の開催

平成22年度におけるグリーンコンシューマー活動に係る講習、講演、発表会の開催状況を表3-8-4及び表3-8-5に示します。

表 3-8-4 平成22年度におけるグリーンコンシューマー活動に係る講習・講演・発表会の開催状況

| 講習・講演・発表会 | 実施日 | 内容等 |
|------------------|-------------|---|
| グリーンコンシューマー活動とは？ | 平成22年 5月11日 | 環境総務課職員による講習会を実施しました。「環境にやさしい生活～グリーンコンシューマー活動から～」 |
| エコ得セミナー | 平成23年 2月22日 | くらしのリーダーがグリーンコンシューマーについて、広く市民に呼びかけるため講座を行いました。講座内容は、「知って得する住のエコ」「からだど環境にやさしい食生活を！」「作ってみよう！ためしてみよう！簡単エコグッズ」「おもいっきりエコライフ(寸劇)」 |

表 3-8-5 平成22年度における「エコ見学会」(施設見学) 実施状況

| 実施日 | 実施場所 |
|--------------|--------------------|
| 平成22年 6月 9日 | 枚方市東部清掃工場 |
| 平成22年 10月 4日 | 全国海水養魚協会 |
| 平成22年 12月 5日 | 積水ハウス 住まいの夢工場・納得工房 |
| 平成23年 1月21日 | 枚方市水道局 |
| 平成23年 2月22日 | エコ得セミナー |

② 市内主要店舗への環境負荷に対する取り組み調査

くらしのリーダーが、グリーンコンシューマー活動の一環として、市内主要店舗 49 店を調査対象に選定し、6月下旬から7月中旬にかけて表3-8-6に示した内容について、各店舗で聞き取り調査をしました。

調査終了後は結果を集計・分析し、問題点や感想などをまとめて「買い物レポート in ひらかた2010」として冊子を作成し、啓発活動や講習会等の資料として広く利用しました。

表 3-8-6 平成22年度くらしのリーダーによる環境負荷に対する取り組み調査

| 調査内容 | 調査方法 |
|----------------|---|
| ゴミを少なくする売り方 | 魚・野菜のばら売り有無、レジ袋の配布取扱方法(有料・無料、ポイント・スタンプ等の有無) |
| 使用済み容器の回収 | 牛乳パック、発泡トレイ(白・色・柄付)、ペットボトル、アルミ缶回収の有無 |
| 健康と環境を考えた商品の販売 | 有機・特別栽培野菜等、びん入り牛乳、洗濯用粉石けん、台所用石けん、非塩ビ製ラップ、再生紙トイレトペーパーの販売有無 |
| 電池の回収 | 使用済電池の回収有無及びその種類 |

③ 買い物袋持参の啓発

身近にできるごみ減量・環境負荷の低減を目的に、買い物袋持参の啓発活動を行いました。具体的な活動としては、くらしのリーダーである市民と店舗等の事業者、そして行政である本市の三者が一体となって、買い物時のレジ袋使用による資源の無駄をなくし、地球の環境を守るため「レジ袋ことわり隊」を結成し、平成22年度は、10月5日にトップワールド桶屋店、阪急オアシス枚方出口店及びライフ出屋敷店にて、10月24日にくずはモールにて、「レジ袋削減キャンペーン」を行いました。

キャンペーンを通じて、環境への影響や買い物袋持参を呼びかけ、より実践しやすいようにオリジナルクリアフォルダーを作成・配布するとともに、「レジ袋・買い物袋持参」等に関する意識について市民約1,000人を対象にアンケート調査を行いました。また、10月24日のキャンペーンではごみ減量やグリーンコンシューマーについてわかりやすくPRするため、市民劇団員による「クリーン戦隊エコレンジャーショー」を行いました。

(6) こども版環境家計簿「ひらかた みんなのエコライフつうしんぼ」の普及

平成19年度からは、こども版環境家計簿「ひらかた みんなのエコライフつうしんぼ」を作成し、取り組みを行っています。

平成22年度は、応募のあった市内14小学校の4～6年生1,097人から、取り組んだ内容・感想などの提出がありました。この「エコライフつうしんぼ」は、これからの社会を担っていく子どもたちの地球温暖化を始めとした環境保全への興味・関心を高めることを目的としており、子どもが家族の、また家族が子どものエコライフ実践度を相互にチェックすることができます。



(7) 小学校高学年用環境副読本の作成

小学校4～6年生を対象に環境副読本「わたしたちのくらしと環境」を作成し、市内各小学校に配布しています。また、穂谷川清掃工場及び東部清掃工場の施設見学者にも配布しています。

「わたしたちのくらしと環境」には、身近なごみの話から枚方市の環境の現状、地球環境保護、環境出前授業等の紹介などを掲載しています。平成22年度は、生物多様性について新たに掲載しました（表3-8-7参照）。

表3-8-7 平成23年度小学校高学年用環境副読本作成状況

| 配布数及び配布先 | 発行数 |
|----------------------------------|--------|
| 4,425冊 (市内各小学校 平成23年度新4年生) | 5,000冊 |
| 575冊 (その他資料提供等) | |



(8) ひらかた環境ネットワーク会議

市民、事業者、行政がパートナーシップを形成し、ともに取り組みを行うための拠点組織として、平成16年2月にひらかた環境ネットワーク会議が設立されました。その後、組織と活動をさらに充実するため、平成18年4月3日に大阪府からNPO法人の認証を受けました。平成23年3月31日現在の個人会員数は146人（正会員136人、賛助会員10人）、非営利団体会員数は22団体（正会員21団体、賛助会員1団体）、営利団体会員数は11団体（正会員11団体）です。

平成22年度に本市と共催し、実施した事業は、「ライトダウンキャンペーン」の実施、「ひらかたエコチェックDAY」、「ひらかたエコフォーラム2011」、「ひらかた環境くらわんか塾」の開催など多岐にわたります。

(9) 教職員に対する環境教育

平成22年度に実施した教職員研修事業のうち、環境教育に関する研修実施講座について表3-8-8及び表3-8-9に示します。

環境教育に関する研修のねらいは、自然観察や環境教育に関する講義・演習等を研修することで自然の大切さや環境保全の必要性を知るとともに、学校での環境教育の充実を図るものです。

表3-8-8 平成22年度実践研修講座「環境」実施状況

| 実施日 | 内 容 | 備 考 |
|-------------|--------------------|--------------------------|
| 平成22年11月15日 | 総合的な学習の時間実践研修②「環境」 | 講師：里山振興課職員 野外活動センター職員 |

表3-8-9 平成22年度その他実施状況

| 実施日 | 内 容 | 備 考 |
|------------|-------------------|-----|
| 平成22年5月20日 | 理科担当者研修（理科薬品について） | |

2. 環境情報の提供

(1) 「ひらかたの環境（環境白書）」の発行

「ひらかたの環境（環境白書）」は、環境問題に関する理解を深め、市民・事業者の取り組みを促進することを目的に、本市の環境の状況や環境基本計画に基づく施策・事業の進捗状況等をお知らせするものです。

「ひらかたの環境（環境白書）」は、市役所別館6階行政資料コーナー、市役所本館3階環境総務課に配置しているほか、市内図書館で貸し出しを行っています。また、平成18年版以降の「ひらかたの環境（環境白書）」は市のホームページに掲載しています。

(2) 広報ひらかた

本市の広報紙である「広報ひらかた」に、環境に関連した記事を掲載し、啓発に努めています（表3-8-10参照）。

表 3-8-10 平成22年度広報ひらかた環境関連記事掲載一覧

| | 主な記事 |
|------|---|
| 4月号 | グリーンニューディール基金の創設、「緑のカーテン」モニター募集 など |
| 特集号 | 平成22年度主な事業紹介、グリーンニューディール基金の設置、粗大ごみ処理施設の建設 など |
| 5月号 | 子育て中のカラスに注意、「こどもエコクラブ」メンバー募集 など |
| 6月号 | ライトダウンキャンペーン案内、生ごみたい肥化ごみ減量モニター募集 など |
| 7月号 | 水辺の楽校案内、ひらかた環境くらわんか塾募集、「エコアクション21」セミナー案内 など |
| 8月号 | 山田池公園夏休み昆虫教室案内、「緑のカーテン」コンテスト案内、枚方市役所の温暖化対策実績 など |
| 9月号 | 省エネ・CO ₂ 削減セミナー案内、アダプトプログラム参加団体募集 など |
| 10月号 | 環境映画「オーシャンズ」上映会案内、住宅用太陽光発電システムと窓の断熱改修の助成 など |
| 11月号 | 平成22年版環境白書の刊行案内、ひらかたクリーンリバーの参加募集 など |
| 12月号 | エコドライブ講習会の開催、環境講演会案内、エコレポート刊行案内 など |
| 1月号 | ひらかたエコフォーラム2011の案内、環境基本計画へのパブリックコメント実施案内 など |
| 2月号 | 省CO ₂ イベント「環境広場」の開催案内 など |
| 3月号 | 環境影響評価事前計画書の縦覧案内、ひらかたエコフォーラム2011の開催報告 など |

3. 環境保全活動の支援

(1) ISO14001認証取得企業への助成

市域の中小企業者の環境保全活動の活性化を図るために、平成14年3月にISO14001認証取得経費の一部補助を行うことを目的とした「枚方市中小企業ISO14001認証取得事業助成要綱」を制定し、中小企業者のISO14001認証取得を促進しています。

また、平成18年度より、「枚方市中小企業エコアクション21認証取得事業助成要綱」を制定し、環境省が提唱する中小企業向けの国内規格であるエコアクション21規格も助成対象としました。

平成22年度は、ISO14001の認証取得に係る計画申請が0件、助成金の申請が1件で、481,000円の助成を行いました。

また、エコアクション21認証取得に係る計画申請が2件、助成金の申請が2件あり、179,000円の助成を行いました。

4. 消費生活センターにおける取り組み

(1) 公募型消費者団体育成事業

市民の消費生活の安定向上や、食の安全及び環境に関する様々な問題についての消費者施策の推進を図ることを目的として実施する調査研究、啓発事業を市民団体に委託しました（表3-8-11参照）。

表3-8-11 平成22年度・公募型消費者団体育成事業

| 事業 | 内容 |
|-----------------------------|---|
| 石けんの普及啓発及び使用済み食用油の回収リサイクル事業 | 石けんを使いましょう枚方市民の会に委託（実績内容はP100(4)石けん普及事業のとおり |

5. 生涯学習市民センターにおける取り組み

表3-8-12に生涯学習市民センターにおける環境関連事業を示します。

表3-8-12 平成22年度生涯学習市民センターにおける環境関連事業

(蹉跎生涯学習市民センター活動委員会主催)

| センター名 | 開催日 | テーマ等 | 場所 | 参加者数(人) |
|--------------|-------|---------------|--------------|---------|
| 蹉跎生涯学習市民センター | 8月31日 | 「柿渋でエコバッグづくり」 | 蹉跎生涯学習市民センター | 20 |

6. ひらかたNPOセンターにおける取り組み

市内のNPOや市民活動団体の活動を支援し、行政とのパートナーシップを醸成するため、ひらかたNPOセンターを平成13年9月に開設し、NPO・ボランティア活動団体等の情報収集・発信の拠点としています。

同センターでは、ひらかたNPOフェスタ2010にて、資源ごみの回収などを実施し、来場者へエコ活動への協力を呼びかけました。

平成23年3月31日現在、209団体が登録されており、そのうち38団体が環境保全活動に取り組んでいます。

7. 図書館における取り組み

(1) エコライフコーナーの開設

中央図書館4階フロアに環境に関する図書を集めた「エコライフコーナー」を設置しています。平成22年度は、主にエコライフ啓発の分野の図書約400冊を特集コーナーに集中させ、継続的に啓発を進めました。

(2) 図書館利用のPR

本を印刷、製本するためには多くの紙類を使用します。図書館で同じ本を多くの方が利用すると、その分使用する紙類は減ることになり、ひいては木材資源等の有効利用にもつながります。平成22年度も、図書館利用そのものがエコロジー活動に繋がることを継続的に市民にPRしました。

第4部 資料編

【1】環境基準

大気汚染に係る環境基準

| 物質名 | 項目 | 環境基準 | 達成期間 |
|------------|----|--|---------|
| 二酸化硫黄 | | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること | 5年以内(ア) |
| 二酸化窒素 | | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること | 7年以内(イ) |
| 浮遊粒子状物質 | | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること | 早期(ア) |
| 一酸化炭素 | | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること | 早期(ア) |
| 光化学オキシダント | | 1時間値が0.06ppm以下であること | 早期(ア) |
| ベンゼン | | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること | 早期(ウ) |
| トリクロロエチレン | | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること | 早期(ウ) |
| テトラクロロエチレン | | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること | 早期(ウ) |
| ジクロロメタン | | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること | 早期(ウ) |
| 微小粒子状物質 | | 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 | 早期(エ) |

- (注) 1 1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が4時間を超える場合、また、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局は、評価の対象としない。
- 2 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素に係る評価は、以下の方法による。
 短期的評価：測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。
 長期的評価：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。
- 3 二酸化窒素に係る評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値(1日平均値の年間98%値)で評価する。
- 4 光化学オキシダントは、1時間値について評価を行う。また、昼間の1時間値とは、午前5時から午後8時までの時間帯のことである。
- 5 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンに係る評価は、同一地点における1年平均値と認められる値との比較によってその評価を行うものとする。
- 6 微小粒子状物質の長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行う。また、短期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価としての年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行う。

- (ア) 昭和48年5月8日環境庁告示25号、(改正昭和56年環境庁告示47号、平成8年環境庁告示73号)
 (イ) 昭和53年7月11日環境庁告示38号、(改正平成8年環境庁告示74号)
 (ウ) 平成9年2月4日環境庁告示4号、(改正平成13年環境省告示30号)
 (エ) 平成21年9月9日環境省告示33号

騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | 基準値 | |
|-------|---------------------|------------------------|
| | 昼間 (午前6時から午後10時) | 夜間 (午後10時から翌日の午前6時) |
| AA | 50 デシベル以下 | 40 デシベル以下 |
| A及びB | 55 デシベル以下 | 45 デシベル以下 |
| C | 60 デシベル以下 | 50 デシベル以下 |

ただし、道路に面する地域については、上表によらず下表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 地域の区分 | 基準値 | |
|--|---------------------|------------------------|
| | 昼間 (午前6時から午後10時) | 夜間 (午後10時から翌日の午前6時) |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下 | 60 デシベル以下 |

道路に面する地域で、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 基準値 | |
|---|------------------------|
| 昼間 (午前6時から午後10時) | 夜間 (午後10時から翌日の午前6時) |
| 70 デシベル以下 | 65 デシベル以下 |
| 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、室内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。 | |

(注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）
- ② 道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に掲げる自動車専用道路

2 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

類型ごとに当てはめる地域の指定

| 地域の類型 | 該当地域 |
|-------|---|
| AA | 枚方市内は該当なし |
| A | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 |
| B | 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域 |
| C | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 |

自動車騒音の要請限度

| 区域の区分 | | 時間の区分 | |
|-------|--|---------------------------|------------------------------|
| | | 昼間 〔午前6時から 午後10時まで〕 | 夜間 〔午後10時から翌日 の午前6時まで〕 |
| 1 | a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域 | 65 デシベル | 55 デシベル |
| 2 | a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 70 デシベル | 65 デシベル |
| 3 | b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75 デシベル | 70 デシベル |

- (注) 1 a区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
 2 b区域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
 3 c区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表のとおりとする。

| 昼間 (午前6時から午後10時) | 夜間 (午後10時から翌日の午前6時) |
|---------------------|------------------------|
| 75 デシベル以下 | 70 デシベル以下 |

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 ① 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては、4車線以上の区間に限る。）
 ② 道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に掲げる自動車専用道路
 2 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 ② 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

道路交通振動の要請限度

| | | |
|----------------|---------------------------|------------------------------|
| 時間の区分 区域の区分 | 昼 間 〔午前6時から 午後9時まで〕 | 夜 間 〔午後9時から翌日 の午前6時まで〕 |
| 第一種区域 | 65 デシベル | 60 デシベル |
| 第二種区域 | 70 デシベル | 65 デシベル |

- (注) 1 第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
- 2 第二種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
- 3 測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動の指示値の差が10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動の指示値から次表の補正値を減ずる。

| 指示値の差 (デシベル) | 補正値 (デシベル) |
|--------------|------------|
| 3 | 3 |
| 4 | 2 |
| 5 | |
| 6 | 1 |
| 7 | |
| 8 | |
| 9 | |

水質汚濁に係る環境基準①

人の健康の保護に関する環境基準

| 項 目 | 基 準 値 |
|-----------------|----------------|
| カドミウム | 0.01 mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと |
| 鉛 | 0.01 mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05 mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01 mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |
| P C B | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/L 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.03 mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/L 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006 mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003 mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02 mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01 mg/L 以下 |
| セレン | 0.01 mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/L 以下 |
| ふっ素 | 0.8 mg/L 以下 |
| ほう素 | 1 mg/L 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05 mg/L 以下 |

(注) 1 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいう(定量限界は、全シアン 0.1 mg/L、アルキル水銀及び P C B 0.0005 mg/L)。

2 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値は最高値とする。
また、アルキル水銀及び P C B については「検出されないこと」をもって環境基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は、(注) 3 のとおり。

3 総水銀についての基準の適応の判定は、年間の測定値中で 0.0005 mg/L 以下を越える検体が調査対象検体の 37%以上である場合を不適とする。(昭和 49 年 12 月 23 日付け:環水管第 182 号)

水質汚濁に係る環境基準②

生活環境の保全に関する環境基準（抜粋）

河川
ア.

| 項目 類型 | 利用目的の 適応性 | 基 準 値 | | | | |
|---|--------------------------------|-----------------|---------------------|----------------|---------------|-----------------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| B | 水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3 mg/L 以下 | 25 mg/L 以下 | 5 mg/L 以上 | 5,000MPN /100mL 以下 |
| D | 工業用水2級、 農業用水及びEの欄 に掲げるもの | 6.0以上 8.5以下 | 8 mg/L 以下 | 100 mg/L 以下 | 2 mg/L 以上 | — |
| 備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 農業利用水点について、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする。 | | | | | | |

(注) MPN/100mLとは、最確数法(MPN法)により算出した100mL中の最確数を表す。

イ.

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基 準 値 |
|----------------------|-------------------------------------|-------------|
| | | 全亜鉛 |
| 生物B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 |
| 備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 | | |

(注) 水生生物の保全の観点から、全亜鉛が生活環境の保全に関する環境基準に追加され、淀川水系及び寝屋川水系について、「生物B」の類型指定が平成21年6月30日に行われ、平成22年4月1日から適用されています。

要監視項目及び指針値

①人の健康の保護に係るもの

| | 項 目 名 | 指 針 値 | | 項 目 名 | 指 針 値 |
|----|-------------------|---------------|----|--------------|----------------|
| 1 | クロロホルム | 0.06 mg/L 以下 | 14 | フェノブカルブ | 0.03 mg/L 以下 |
| 2 | トランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L 以下 | 15 | イプロベンホス | 0.008 mg/L 以下 |
| 3 | 1,2-ジクロロプロパン | 0.06 mg/L 以下 | 16 | クロルニトロフェン | — |
| 4 | p-ジクロロベンゼン | 0.2 mg/L 以下 | 17 | トルエン | 0.6 mg/L 以下 |
| 5 | イソキサチオン | 0.008 mg/L 以下 | 18 | キシレン | 0.4 mg/L 以下 |
| 6 | ダイアジノン | 0.005 mg/L 以下 | 19 | フタル酸ジエチルヘキシル | 0.06 mg/L 以下 |
| 7 | フェニトロチオン | 0.003 mg/L 以下 | 20 | ニッケル | — |
| 8 | イソプロチオラン | 0.04 mg/L 以下 | 21 | モリブデン | 0.07 mg/L 以下 |
| 9 | オキシシン銅 | 0.04 mg/L 以下 | 22 | アンチモン | 0.02 mg/L 以下 |
| 10 | クロロタロニル | 0.05 mg/L 以下 | 23 | 塩化ビニルモノマー | 0.002 mg/L 以下 |
| 11 | プロピザミド | 0.008 mg/L 以下 | 24 | エピクロロヒドリン | 0.0004 mg/L 以下 |
| 12 | EPN | 0.006 mg/L 以下 | 25 | 全マンガン | 0.2 mg/L 以下 |
| 13 | ジクロロボス | 0.008 mg/L 以下 | 26 | ウラン | 0.002 mg/L 以下 |

②水生生物の保全に係るもの

| 項目 類型 | 項 目 名 | 指 針 値 |
|----------|----------|--------------|
| 生物B | クロロホルム | 3 mg/L 以下 |
| | フェノール | 0.08 mg/L 以下 |
| | ホルムアルデヒド | 1 mg/L 以下 |

(注) 水生生物の保全の観点から、淀川水系及び寝屋川水系について、「生物B」の類型指定が平成21年6月30日に行われ、平成22年4月1日から適用されています。

特定項目：特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の規定に基づき水道水源水域におけるトリハロメタン生成能の測定が行われています。これについては、現在のところ水質目標は定められていません。

地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項 目 | 基 準 値 |
|----------------|----------------|
| カドミウム | 0.01 mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと |
| 鉛 | 0.01 mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05 mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01 mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |
| P C B | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/L 以下 |
| 塩化ビニルモノマー | 0.002 mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.03 mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/L 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006 mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003 mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02 mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01 mg/L 以下 |
| セレン | 0.01 mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/L 以下 |
| ふっ素 | 0.8 mg/L 以下 |
| ほう素 | 1 mg/L 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05 mg/L 以下 |

(注) 1 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいう(定量限界は、全シアン 0.1 mg/L、アルキル水銀及びP C B 0.0005 mg/L)。

2 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値は最高値とする。また、アルキル水銀及びP C Bについては「検出されないこと」をもって環境基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は、(注) 3 のとおり。

3 総水銀についての基準の適応の判定は、年間の測定値中で 0.0005 mg/L 以下を越える検体が調査対象検体の 37%以上である場合を不適とする。(昭和 49 年 12 月 23 日付け:環水管第 182 号)

土壌汚染に係る環境基準

| 項 目 | 環 境 基 準 |
|-----------------|---|
| カドミウム | 検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと |
| 有機りん | 検液中に検出されないこと |
| 鉛 | 検液 1L につき 0.01 mg 以下であること |
| 六価クロム | 検液 1L につき 0.05 mg 以下であること |
| 砒素 | 検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること |
| 総水銀 | 検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと |
| P C B | 検液中に検出されないこと |
| 銅 | 農用地（田に限る）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること |
| ジクロロメタン | 検液 1L につき 0.02 mg 以下であること |
| 四塩化炭素 | 検液 1L につき 0.002 mg 以下であること |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液 1L につき 0.004 mg 以下であること |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.02 mg 以下であること |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.04 mg 以下であること |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液 1L につき 1 mg 以下であること |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液 1L につき 0.006 mg 以下であること |
| トリクロロエチレン | 検液 1L につき 0.03 mg 以下であること |
| テトラクロロエチレン | 検液 1L につき 0.01 mg 以下であること |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液 1L につき 0.002 mg 以下であること |
| チウラム | 検液 1L につき 0.006 mg 以下であること |
| シマジン | 検液 1L につき 0.003 mg 以下であること |
| チオベンカルブ | 検液 1L につき 0.02 mg 以下であること |
| ベンゼン | 検液 1L につき 0.01 mg 以下であること |
| セレン | 検液 1L につき 0.01 mg 以下であること |
| ふっ素 | 検液 1L につき 0.8 mg 以下であること |
| ほう素 | 検液 1L につき 1 mg 以下であること |

(注) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準

| 媒体 | 基準値 |
|-------------------|-----------------------------|
| 大気 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 |
| 水質 (水底の底質を除く。) | 1pg-TEQ/L以下 |
| 水底の底質 | 150pg-TEQ/g以下 |
| 土壌 | 1,000pg-TEQ/g以下 |

- (注) 1 pgは、ピコグラムを表し、1pgは1兆分の1g。
 2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値(TEQ)とする。
 3 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
 4 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

【2】都市公園の種類

| 種類 | 種別 | 内容 | |
|-------|------------|---|--|
| 基幹公園 | 街区公園 | 主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1か所当たり面積0.25haを標準として配置する。 | |
| | 近隣公園 | 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1か所当たり面積2haを標準として配置する。 | |
| | 地区公園 | 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1か所当たり面積4haを標準として配置する。 | |
| | 都市基幹公園 | 総合公園 | 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1か所当たり面積10～50haを標準として配置する。 |
| | 都市基幹公園 | 運動公園 | 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1か所当たり面積15～75haを標準として配置する。 |
| 特殊公園 | | 風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。 | |
| 大規模公園 | 広域公園 | 主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1か所当たり面積50ha以上を標準として配置する。 | |
| | レクリエーション公園 | 大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。 | |
| 国営公園 | | 主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1か所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。 | |
| 緩衝緑地 | | 大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じて配置する。 | |
| 都市緑地 | | 主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1か所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。 | |
| 都市林 | | 主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。 | |
| 緑道 | | 災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。 | |
| 広場公園 | | 主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。 | |

【3】まち美化行動計画実施状況

平成22年度 第2次枚方市まち美化行動計画 実施状況

| | | | No. | 項目 | 担当課 | 平成22年度目標 | 平成22年度実績 | 備考 | |
|-------------|---|----------------------------|---------------|-------------------------------|-------------------------------------|-----------------------|--|------------------------------|--|
| 1. 市の取り組み事項 | (1) 市民等及び事業者に対するポイ捨ての防止に係る啓発及び教育に関する事項 | ① 広報ひらかた等メディアの活用による美化意識の啓発 | 1 | 「広報ひらかた」による啓発記事の掲載 | まち美化推進課 | 年3回 | 年3回 7,12,3月号 | | |
| | | | 2 | エフエムひらかたのスポット放送による啓発 | まち美化推進課 | 検討 | 平成22年9月1日～平成23年3月31日 30回 【重点行動指針編(ポイ捨て)】 | | |
| | | | 3 | K-CATの環境美化団体の取材、番組での取り上げの働きかけ | まち美化推進課 | 実施 | FMひらかた(天の川再生実行委員会) | | |
| | | | 4 | ホームページへの啓発記事の掲載 | まち美化推進課 | 掲載/随時更新 | 随時更新 | | |
| | | 発 等による美化意識の啓 | ② パンフレット、標示板 | 5 | 「ポイ捨て禁止」の看板の自治会、市民等への配布 | まち美化推進課 | 随時配布 | 随時配布 (76枚) | |
| | | | | 6 | ポイ捨て等防止条例周知用パンフレットの市民等への配布 | まち美化推進課 | 随時配布 | 随時配布 | |
| | | | | 7 | ポイ捨て防止のステッカーの配布 | まち美化推進課 | 随時配布 | 随時配布 | |
| | | 動の実施 | ③ 計画的な啓発 | 8 | 道路ふれあい月間等でのキャンペーンの実施 | まち美化推進課 道路管理課 | 年1回 年1回 | 平成22年8月25日実施 平成22年8月25日実施 | |
| | | | | 9 | まち美化ウォッチングの実施 | まち美化推進課 | 実施 | 未実施 | |
| | | の提供 | ④ 環境美 | 10 | ホームページを活用した環境美化活動を実施する団体の紹介 | まち美化推進課 | 掲載/随時更新 | 随時更新 | |
| | | 区の指定 | ⑤ まち美化 | 11 | まち美化推進重点地区の指定 | まち美化推進課 | 指定の検討 | 指定の検討 | |
| | | 教育の実施 | ⑥ 学校園における環境美化 | 12 | 通園・通学時や行事の一環としての清掃活動の実施要請及び活動に対する支援 | まち美化推進課 | 支援・啓発 | 6,8,11,2月 計4回 さだ西幼稚園 | |
| | | | | | | 教育指導課 | 学校園への奨励 | 学校園へ奨励した | |
| 13 | 副読本「わたしたちのまち、ひらかた」でのまち美化についての啓発(小学校3,4年生対象) | | | 教育指導課 | 対象学年の全児童に配布・啓発 | 対象学年の全児童に配布し、活用を推進した。 | | | |

| | | | No. | 項目 | 担当課 | 平成22年度目標 | 平成22年度実績 | 備考 | |
|-------------|--|-------------------------------------|---|--|---------------------------|---|-----------------------|----------------------------|--|
| 1. 市の取り組み事項 | 関する事項 (1) 市民等及び事業者に対するポイ捨ての防止に係る啓発及び教育に | ⑥ 学校園における環境美化教育の実施 | 14 | 副読本「わたしたちのくらしと環境」におけるまち美化についての啓発（小学校4～6年生対象） | 環境総務課 | 対象学年の全児童に配布・啓発 | 配布（4,500冊） | | |
| | | ⑦ 市民等を対象とした環境美化学習の推進 | 15 | まち美化についての講演会等の開催 | まち美化推進課 | 検討 | 出前講座1回実施 | | |
| | | ⑧ 事業所等における環境美化教育の推進 | 16 | 事業者に対するポイ捨て防止のための従業員への指導要請 | まち美化推進課 | 工業会にて要請 | 平成23年2月24日工業会での説明会で要請 | | |
| | | | 17 | 工業会への説明会の開催 | まち美化推進課 | 説明会開催 | 平成23年2月24日実施 | | |
| | | | 18 | ホームページ等での企業等の取り組みの紹介 | まち美化推進課 | 掲載/随時更新 | 随時更新 | | |
| | | | 19 | 自動販売機の設置の届出や回収容器の設置及び適正管理の指導 | まち美化推進課 | 指導 | 指導 | | |
| | | (2) 市民等及び事業者が行う美化活動に対して市が行う支援に関する事項 | ① 地域自治会等、自主的に環境美化活動を実施する団体に対するごみの収集等の支援 | 20 | 地域清掃での環境美化活動後のごみ等の収集・処理支援 | まち美化推進課 | ごみ等の収集・処理、ごみ袋等の支給 | 団体による清掃活動実施回数1,082回（256団体） | |
| | | | | | | 道路補修課 | 340回 | 残土処分回収受付（350回） | |
| | | | | | | 公園みどり課 | ごみ等の収集・処理《随時受付》 | ごみ等の収集・処理《随時受付》 | |
| | | | | | | 下水道施設維持課 | ごみ等の収集・処理 | 受付・実施（47件） | |
| | 市民活動課 | | | | | 収集・処理支援 | 実施 | | |
| | 21 | | 「天の川大清掃」への支援 | まち美化推進課 | 実施 | 平成22年11月13日実施 参加者1,094人 ごみ1,300kg | | | |
| | 22 | | 穂谷川・船橋川における美化活動への支援 | まち美化推進課 | 実施 | 船橋川平成22年8月28日、9月5日実施 参加者約680人 ごみ1,120kg 穂谷川平成22年11月20日実施 参加者116人 ごみ300kg | | | |

| | | | No. | 項目 | 担当課 | 平成22年度目標 | 平成22年度実績 | 備考 | |
|-------------|-------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------|-------------------------------------|--------------------|--------------|--|--------------|--|
| 1. 市の取り組み事項 | (2) 市民等及び事業者が行う美化活動に対して市が行う支援に関する事項 | ② 環境美化に寄与している団体及び個人の表彰 | 23 | 地域の環境美化に多大な寄与のあった団体・個人の表彰 | 環境総務課 | 表彰 | ひらかたエコフォーラム2011にて表彰(環境表彰 9団体1個人) | | |
| | | | | | 市民活動課 | 表彰 | 3団体、5個人を表彰(環境美化分野について) | | |
| | | ③ アダプトプログラムの推進 | 24 | 「枚方市アダプトプログラム」による地域の環境美化の推進(駅前・道路等) | まち美化推進課 | 34団体/33地区 | 平成22年度新規参加団体は中楠葉自治会など10団体(計41団体/40地区) | | |
| | | | 25 | 道路アダプト(道路の清掃・支障箇所の通報・植栽管理等)の推進 | 道路管理課 | 上記のうち5団体/5地区 | 7団体 | | |
| | | | 26 | 公園アダプト制度による地域環境美化(樹木剪定・花の植付けを含む)の推進 | 公園みどり課 | 拡充 | アダプト参加団体(123団体、183公園) | | |
| | | | 27 | 大阪府アダプト・ロード&リバー・プログラムへの市の参画 | まち美化推進課 | 参画 | 平成22年度新規参加団体 ・平成22年4月天の川を清流にする会 ・平成22年5月中宮大池1丁目 ・平成22年6月わいず俱樂部枚方 ・平成23年2月南船橋第3 | | |
| | | | 28 | 国土交通省ボランティア・サポート・プログラムへの協力 | まち美化推進課 | 参画 | 平成22年度新規参加団体 宮山町美しい会(3月) | | |
| | | | 29 | 枚方市アダプトプログラム実施要領の見直し | まち美化推進課 | 見直し・運用 | 見直し・運用 | | |
| | | (3) 飼い主等に対して犬のふんの適正処理にかかる啓発に関する事項 | ① 広報ひらかた等メディアを活用した美化意識の啓発 | 30 | 「広報ひらかた」による啓発記事の掲載 | まち美化推進課 | 年3回 | 年3回 7,12,3月号 | エフエムひらかたスポット放送 平成22年9月1日～平成23年3月31日 28回(重点行動指針編(犬のふん)) |
| | | | | 31 | ホームページへの啓発記事の掲載 | まち美化推進課 | 掲載/随時更新 | 随時更新 | |

| | | | No. | 項目 | 担当課 | 平成22年度目標 | 平成22年度実績 | 備考 |
|-------------|------------------------------------|-------------------------------|------------------------|--|---|-----------------|---|--------------------|
| 1. 市の取り組み事項 | (3) 飼い主等に対して犬のふんの適正処理にかかわる啓発に関する事項 | ②パンフレットや啓発看板等による美化意識の啓発 | 32 | 犬のふんの放置防止啓発看板の自治会・市民等への配布 | まち美化推進課 | 配布 | 随時配布 (368枚) | |
| | | | 33 | 条例周知用パンフレットの市民等への配布 | まち美化推進課 | 随時配布 | 随時配布 | |
| | | | 34 | 飼い犬登録者に犬のふんの放置防止啓発チラシの配布 | まち美化推進課 ／衛生管理課 | 配布 | 予防接種時にチラシ配布。 | |
| | | ③地域自治会等における啓発活動の推進 | 35 | 啓発看板・ポスター等の自治会への配布 | まち美化推進課 | 随時配布 | 随時配布 | |
| | | | 36 | 犬のふんの防止対策(「ゼロカート」作戦)導入の推進 | まち美化推進課 | 実施 | 推進 | |
| | | (4) 市民等、事業者及び他の行政機関との連携に関する事項 | ①行政内部における推進組織及び協力体制の構築 | 37 | 環境美化推進委員会によるまち美化に関する施策の推進及びまち美化行動計画で定めた事業の進捗状況の点検・評価等 | まち美化推進課 | 開催 | 開催 (1回 平成23年3月24日) |
| | 38 | | | 枚方市環境美化推進連絡会議による他の行政機関と連携したまち美化に関する施策の推進 | まち美化推進課 | 開催 | 未開催 | |
| | ②市民等、事業者・行政による協働体制の推進 | | 39 | 枚方市まち美化推進団体登録制度の推進 | まち美化推進課 | 拡充 | 登録団体 (82団体) | |
| | | | 40 | 「アダプトプログラム実施団体意見交換会」の開催 | まち美化推進課 | 1回 | 1回 (平成23年3月16日) | |
| | (5) まち美化推進重点地区において市が行う取り組みに関する事項 | ①ごみの散乱が著しい区域の重点的な清掃活動の実施 | 41 | 駅前広場等の清掃委託事業の実施 | 道路補修課 | 1,400回 6道路施設 | 6道路施設 1,478回 | |
| | | | 42 | 駅前広場・公園等の花壇の維持管理委託事業の実施 | 公園みどり課 | 実施 | 枚方市駅前ほか5か所の花壇の維持管理 (年4回) / 公園122か所 (週2~3回) / 岡東中央公園 (週7回) / ふれあい通り (週7日・3回/日) | |

| | | | No. | 項目 | 担当課 | 平成22年度目標 | 平成22年度実績 | 備考 |
|-------------|----------------------------------|---------------------------|-----|-------------------------------|---------|--------------------------|---|--|
| 1. 市の取り組み事項 | (5) まち美化推進重点地区において市が行う取り組みに関する事項 | ② 回収容器の効果的な設置方法の研究 | 43 | 重点地区内におけるごみの回収容器の設置・管理方法の研究 | まち美化推進課 | 継続 | 継続 | |
| | | | | | 公園みどり課 | 検討(毎週月曜日定期収集) | 毎週月曜日に定期収集 | |
| | | | | | 道路管理課 | | - | |
| | | ③ 喫煙制限区域の指定に係る調査・研究 | 44 | 「まち美化推進重点地区」内における喫煙制限区域の指定 | まち美化推進課 | 運用 | 運用 | |
| | | | | | 45 | 喫煙場所の設置及び吸殻入れの管理方法の調査・研究 | まち美化推進課 | 調査研究を継続 |
| | | ④ 重点的な啓発キャンペーン活動の実施 | 46 | 道路ふれあい月間等での啓発グッズ等の配布 | まち美化推進課 | 年1回 | 平成22年8月25日実施 | |
| | | | | | 道路管理課 | 年1回 | 平成22年8月25日道の日の街頭キャンペーン実施、道路清掃の実施。 | |
| | | | 47 | 条例で規定の「指定職員」ポイ捨て防止パトロールの実施 | まち美化推進課 | 月4回/2地区 | 実施 44回 | |
| | | | 48 | 路上喫煙制限キャンペーンの実施 | まち美化推進課 | 実施 | 緊急雇用創出事業を活用し、枚方市駅、市役所周辺及び樟葉駅周辺における街頭啓発活動248回実施。条例に規定された市長の指定する職員によるパトロールにあわせ実施(44回) | 条例施行後の平成20年10月から歩行喫煙自粛から歩行喫煙禁止、同12月より路上喫煙禁止の啓発キャンペーン |
| | | ⑤ 市民等・事業者・行政による協働体制の重点的推進 | 49 | 「まち美化推進重点地区」内におけるアダプトプログラムの推進 | まち美化推進課 | 拡充 | 3団体 | |

| | | | No. | 項目 | 担当課 | 平成22年度目標 | 平成22年度実績 | 備考 | |
|-------------|-------------------------------------|--------------------------------|----------------------|----------------------------------|---------------------------|-------------|---|--|--|
| 1. 市の取り組み事項 | (6) 市民等に対する公共の場所における喫煙行為に係る啓発に関する事項 | ① 広報ひらかた等メディアを活用した歩行喫煙自粛の啓発 | 50 | 「広報ひらかた」による啓発記事の掲載 | まち美化推進課 | 3回 | 年8回(帯記事含む) 5, 7, 8, 9, 11, 1, 2, 3月号 | | |
| | | | 51 | エフエムひらかたのスポット放送による啓発 | まち美化推進課 | 検討 | 平成22年9月1日～平成23年3月31日 30回 【重点行動指針編(歩きたばこ)】 | | |
| | | | 52 | ホームページへの啓発記事 | まち美化推進課 | 掲載/随時更新 | 掲載/随時更新 | | |
| | | ② パンフレットや啓発看板等による歩行喫煙自粛の啓発 | 53 | 歩行喫煙防止パンフレット・ポスターの作成・配布 | まち美化推進課 | 作成/配布 | 400枚配布 | | |
| | | | 54 | 路上喫煙制限キャンペーンの実施 | まち美化推進課 | 実施 | 緊急雇用創出事業を利用し、市内全駅・大規模小売店舗前などで街頭啓発活動を実施。(248回) | 条例施行後の平成20年10月から歩行喫煙自粛から歩行喫煙禁止、同12月より路上喫煙禁止の啓発キャンペーン | |
| | | ④ 歩行喫煙禁止区域の設定に係る調査・研究 | 55 | 歩行喫煙禁止に関する条例の改定又は新条例に制定 | まち美化推進課 | 運用 | 運用 | | |
| | | | 56 | 歩行喫煙禁止区域の設定に係る関係部署等との協議及び区域の設定 | まち美化推進課 | - | - | | |
| | | (7) 道路や公園等の管理者として市が行う取組みに関する事項 | ① 市が管理する公共場所・施設の適正管理 | 57 | 道路管理者の許可なく道路を不法に占用する物件の排除 | 道路管理課 | 排除 | 随時 | |
| | | | | 58 | 放置自動車の移動・撤去 | 道路管理課 | 移動撤去 | 1台 | |
| | | | | 59 | 市が管理する主要道路の清掃等 | 道路補修課 | 年8回 | 年8回 | |
| | 60 | | | 公園愛護会による公園の環境美化及び公園アダプト制度への移行・推進 | 公園みどり課 | 公園アダプト制度の拡充 | アダプト参加団体(123団体、183公園) | | |

| | | | No. | 項目 | 担当課 | 平成22年度目標 | 平成22年度実績 | 備考 |
|-------------|--------------------------------|---------------------|-----|--------------------------------|-------------------|-----------------------------|---------------------------------------|----|
| 1. 市の取り組み事項 | (7) 道路や公園等の管理者として市が行う取組みに関する事項 | ①市が管理する公共場所・施設の適正管理 | 61 | 公園における利用マナーの向上のための啓発(看板の設置等) | 公園みどり課 | 啓発看板等の設置 | 公園内啓発看板等の設置 | |
| | | | 62 | 自転車放置禁止区域内での放置自転車等の指導・警告及び移送 | 交通対策課 | 指導・警告・移送 | 鉄道全駅で実施 警告(181,158台) 移送(6,944台) | |
| | | | 63 | 有料駐輪場における自転車等駐輪収容台数の増設 | 交通対策課 | 18,225台 | 18,237台 | |
| | | | 64 | 景観水路の清掃等 | 下水道施設維持課 | 清掃等 | 3件 | |
| | | | 65 | 河川周辺等の清掃等 | 下水道施設維持課 土木総務課 | 清掃等 | 水路清掃(326件) | |
| | | | 66 | 「ごみ集積場所」における利用マナー向上のための指導及び啓発 | 減量業務室 | 2,000件、 指導及び啓発 排出世帯調査 | 2,374件(指導及び啓発、 排出世帯調査) | |
| | (8) ごみの不法投棄対策に関する事項 | 施 ①不法投棄を未然に防止施策の実 | 67 | 「広報ひらかた」による啓発記事の掲載 | まち美化推進課 | 1回 | 年1回 11月号 | |
| | | | 68 | 日常的なパトロールの実施 | まち美化推進課 | 144回 | 251回 | |
| | | | 69 | 監視カメラの設置・運用 | まち美化推進課 | 運用 | 運用 | |
| | | | 70 | 施設管理者に対する予防措置(フェンス・啓発看板設置等)の要請 | まち美化推進課 | 要請 | 要請 | |
| | | 集・処理 ②投棄物の早期収 | 71 | 公共場所に不法投棄されたごみの早期収集・処理 | まち美化推進課 | 550件 | 384回 | |
| | | | 72 | 土地所有(占有・管理)者に対する早期撤去の要請 | まち美化推進課 | 実施 | 実施 | |
| | | 関 ③情報の収集・提供などの連携 | 73 | 警察への情報提供 | まち美化推進課 | 実施 | 実施 | |
| | | | 74 | 郵便局との情報提供に関する委託契約 | まち美化推進課 | 検討 | 検討 | |

| | | | No. | 項目 | 担当課 | 平成22年度目標 | 平成22年度実績 | 備考 | |
|-------------|-----------------------|-------------------------|-----|---------------------|--------------------------|------------------|--------------|-----------------------------|--|
| 1. 市の取り組み事項 | ④市民等及び事業者との連携による情報の収集 | | 75 | 全国市長会との情報提供に関する連携体制 | まち美化推進課 | 実施 | 実施 | | |
| | | | 76 | 「広報ひらかた」による啓発記事の掲載 | まち美化推進課 | 年3回 | 年3回 6,10,3月号 | | |
| | (9) 不法屋外広告物対策に関する事項 | ①不法屋外広告物を未然に防止する施策の実施 | | 77 | 掲出者に対する指導 | まち美化推進課 | 実施 | 実施 | |
| | | | | 78 | 「不法屋外広告物追放推進団体／推進員」制度の推進 | まち美化推進課 | 50団体／200名 | 47団体／182名 | |
| | | | | 79 | 職員パトロール及び推進団体による日常的な撤去活動 | まち美化推進課 | 巡回パトロール100回 | 巡回パトロール120回 (3,247枚) | |
| | | | | 80 | 枚方市不法屋外広告物等対策協議会による一斉撤去 | まち美化推進課 | 6地域／3回 | 一斉撤去 (6地域／3回) | |
| | | | | 81 | 北河内地域違法屋外広告物等対策協議会による啓発 | まち美化推進課 庁内関係課 | 実施 | 実施 | |
| | | | | 82 | 「広報ひらかた」による啓発記事の掲載 | まち美化推進課 | 年2回 | 年2回 8,12月号 | |
| | (10) 落書き対策に関する事項 | ①広報ひらかた等メディアを活用した効果的な啓発 | | 83 | エフエムひらかたスポット放送による啓発 | まち美化推進課 | 年24回 | 平成22年9月1日～平成23年3月31日 33回 | |
| | | | | 84 | 施設管理者に対する消去の要請 | まち美化推進課 | 実施 | 実施 | |
| | | ②落書き消去活動の推進 | | 85 | 市民等との協働による消去活動等の推進 | まち美化推進課 施設管理者 | 推進 | 年3回 | |
| | | | | | | | | | |

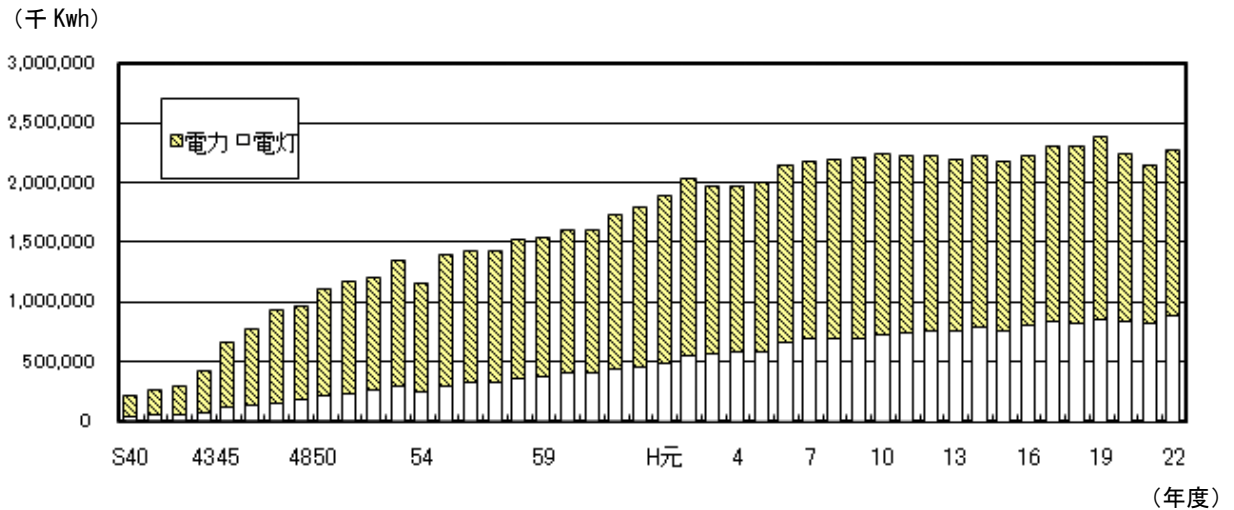
【4】電気・ガス・水道の需要量

1. 電気需要量の現況

市内における、平成22年度の電気需要量は2,276,244,000kWhとなっており、前年度より全体で5.9%増加（電力が7.6%増加、電灯が4.9%増加）しました。

図4-4-1に市内年間電力総需要量の経年変化を示します。

図 4-4-1 電力総需要量の経年変化

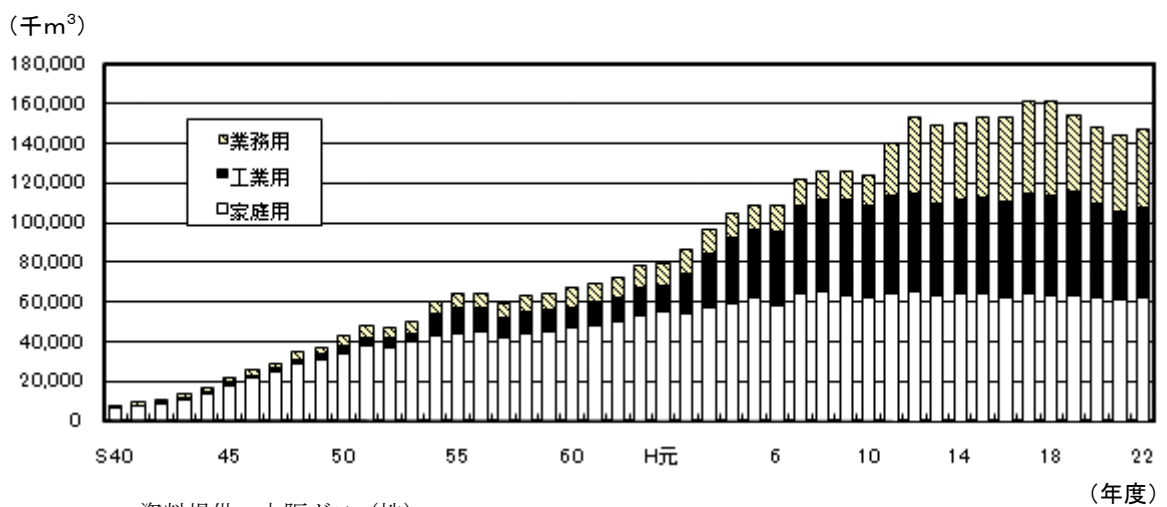


2. ガス需要量の現況

市内における、平成22年度のガスの需要量は、146,735,000m³となっており、前年度より全体で1.7%増加（家庭用が0.7%増加、工業用が3.0%増加、業務用が1.9%増加）しています。

図4-4-2に市内年間ガス総需要量の経年変化を示します。

図 4-4-2 ガス総需要量の経年変化

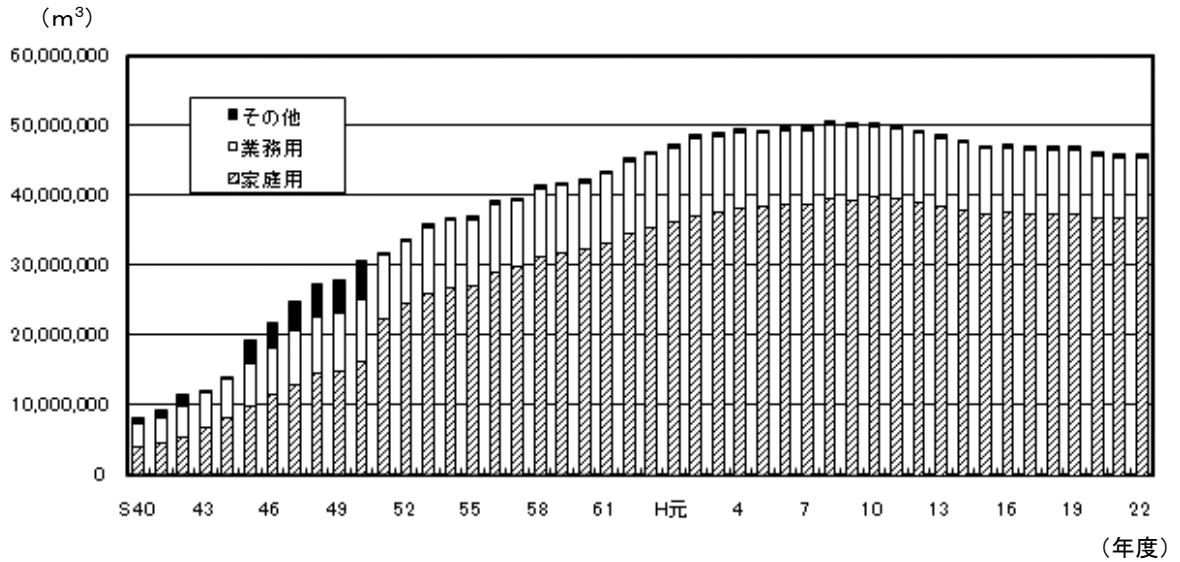


3. 水需要の現況

市内における、平成22年度の年間有収水量は45,926,738m³となっており、前年度より0.05%減少（家庭用が0.27%減少、業務用が0.72%増加、その他が2.71%増加）しています。

図4-4-3に市内年間有収水量の経年変化を示します。

図 4-4-3 有収水量の経年変化



【5】環境用語

【あ】

アイドリングストップ

自動車の停車時にエンジンを停止すること。

不必要なアイドリングをやめれば、自動車の燃料が節約でき、排出ガスや二酸化炭素の削減効果があるので、大気汚染や地球温暖化の防止に繋がる。

亜硝酸性窒素

亜硝酸態窒素ともいう。水中の有機性窒素（たんぱく質、アミノ酸など、動植物体組成成分、尿素）は水中で次第に分解し、アンモニアとなり、アンモニアは酸化され亜硝酸となり、最後には硝酸となって安定する。亜硝酸性窒素は不安定であり、酸素の状態によってアンモニア、硝酸に変化する。これらが多い場合、乳児にメトヘモグロビン血症を起こすおそれがある。

アスベスト（石綿）

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。耐熱性、絶縁性、耐摩耗、耐薬品性等の優れた性質を持つことから、建築用材料を中心に広範囲な製品に使われていた。微細な繊維の状態では容易に大気に浮遊し、これを多量に吸入すると、肺ガン、悪性中皮腫などの原因になる。

アダプトプログラム

市民グループや企業などの団体が、地域に根差した社会貢献活動として一定区域の美化の管理を担う制度のこと。

【い】

硫黄酸化物：SO_x

硫黄の酸化物の総称。大気汚染物質としては、二酸化硫黄（亜硫酸ガス）、三酸化硫黄（無水硫酸）、硫酸ミスト等がある。いずれも生物に対して被害を及ぼし、特にばいじんと相乗効果によって、呼吸器に大きな影響を及ぼす。

主な発生源としては、重油燃焼施設やごみ焼却場、ディーゼルエンジン等があげられる。

一酸化炭素：CO

無色・無臭の気体で、毒性が強く、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱める。炭素を含む燃料等が不完全燃焼するときに発生し、自動車の排出ガス中にも含まれる。

一酸化窒素：NO

無色・無臭の気体で、空気中で燃焼すると発生する。大気汚染で問題となる窒素酸化物の1つであり、空気中で二酸化窒素となる。ボイラーや自動車からの排出ガス等にも含まれる。

【お】

大阪エコ農産物

農薬の使用回数や化学肥料の使用量が慣行栽培の半分以下で栽培された農産物として、大阪府が認証したものである。

オゾン層

地上から10～50km 上空の成層圏にあるオゾンが多く存在している層のこと。太陽からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を守っている。

近年、フロン放出等によりオゾン層破壊が確認されており、有害な紫外線の増加による皮膚がんや白内障などの人の健康への影響などが問題となっている。

温室効果ガス

太陽光により暖められた地表面から放射される赤外線が大気中で吸収し、その一部を再放射して地表付近の大気を暖める気体のこと。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等がある。

【か】

カドミウム：Cd

摂取すると肝臓や腎臓に蓄積し、機能障害を起こす。また、骨軟化症を起こすこともある。主な発生源は、亜鉛や銅の採鉱精錬加工、電池の製造、メッキ等である。

富山県神通川流域に発生したイタイイタイ病は、カドミウムが原因である。

環境影響評価（環境アセスメント）

開発行為等を実施するにあたって周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に調査、予測及び評価するとともにその結果を公表し、地域住民等の意見を聴き環境保全に配慮することにより、環境汚染を未然に防止する制度。

環境会計

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取り組みを効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し、公表する仕組み。

環境家計簿

一般家庭において、電気やガス、水道の使用量などを家計簿のように数字やお金にして記録し、資源やエネルギーをどれだけ節約できたかを確認する方法。環境家計簿をつけることを通知して、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を減らすとともに、環境へ

の負荷の少ない生活を実践することをめざしている。

環境基準

環境基本法に基づく環境保全に係る行政上の政策目標で、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

環境マネジメントシステム（EMS）

企業等が自主的に環境保全に関する取り組みを推進するために、環境に関する方針や目標を定め、これらの達成に向けて実行し、その結果を点検して方針等を見直すという一連の体制・手続き等の仕組みのこと。代表的なものとして、国際標準化機構（ISO）が発効した ISO14001がある。

【き】

規制基準

公害の防止のため、大気汚染、水質汚濁、悪臭等の原因となる物質の排出及び騒音・振動について事業者等が遵守しなければならない許容限度である。

揮発性有機化合物（VOC）

常温で揮発しやすい化合物のことで、VOCとは Volatile Organic Compounds の略。トリクロロエチレンやテトラクロロエチレン、ホルムアルデヒド、トルエン、ベンゼン、キシレンなど様々な物質がある。油脂類の溶解能力が高く、分解しにくく安定していて燃えにくい性質から、1970年代には理想の洗浄剤として産業界で普及したが、吸入による頭痛やめまい、腎傷害などの有害性や発ガン性などの可能性が指摘されている。大気・水域、特に地下水汚染の原因となるほか、住宅の室内空気汚染物質としても注目され、TVOC（総揮発性有機化合物）という概念も提唱されている。

京都議定書

平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された。先進各国の温室効果ガスの排出量の削減目標が定められており、日本は第一約束期間（平成20年～24年）における温室効果ガスの平均排出量を、平成2年に比べて6%削減するという目標が割り当てられている。

【く】

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、できる限り環境への負荷が少ないものを選んで優先的に購入すること。

グリーンコンシューマー

できる限り環境への負荷が少ない製品やサービスを選ぶなど、環境に配慮した行動をする消費者のこと。

【け】

建築協定

建築基準法で定められた基準に上乗せする形で地域の特性等に基づく一定のルールを地域住民が自主的に取り決めて、お互いに守り合っていくことを約束する制度。

【こ】

公害防止協定

地方自治体が、公害発生源を有する事業者に対し、公害の規制基準、生産設備の新增設時の協議義務などの公害の防止に関する措置について協議し、双方が合意した内容を協議書の形でまとめたもの。

光化学オキシダント

工場のばい煙や自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こすことによって生成されるオゾンなどの二次的汚染物質の総称。光化学スモッグの原因となる。

光化学スモッグ

光化学オキシダントが大気中に滞留し、白くもやがかかった状態になることをいう。光化学スモッグは、日差しの強い夏季に発生しやすく、目や呼吸器を刺激したり、植物を枯らしたりする。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

公共用水域

水質汚濁防止法では、「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。

ただし、下水道法で定めている公共下水道、流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く」と定義している。したがって、一般にいわれる水域のほか、終末処理場を設置している下水道以外のすべての溝渠、水路が公共用水域に含まれる。

コミュニティバス

通常の路線バスではカバーしにくい比較的小さな地域の公共交通需要に対応するために運行するバスの総称。

【さ】

再生可能エネルギー

自然環境の中で起こる現象から取り出すことができ、エネルギー源として永続的に利用することができるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどがある。

里山

樹林地、農耕地、ため池、水路及び集落や屋敷林などが連たする景観で、生活と一体となった地域。

産業廃棄物

工業、建設業、製造業、サービス業など全ての事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、20種類のもの、並びに輸入された廃棄物のうち航行廃棄物及び携帯廃棄物を除いたもの。これら以外のものは一般廃棄物である。

酸性雨

化石燃料の燃焼などにより大気中に放出される二酸化硫黄や窒素酸化物などの酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込んで降ってくる現象のこと。この結果、河川・湖沼・土壌が酸性化し、建造物・文化遺産などに悪影響が及ぶことが懸念されている。

【し】

循環型社会

廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取り組みにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会。

食育

食育基本法の中で「生きる上での基本であって、知育、徳育、および体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」とされている。

【す】

水素イオン濃度 (pH)

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標で、水素イオン濃度の逆数の常用対数を示す値。pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。

スマートライフ

リフューズ（無駄にごみとなるものは断る心がけ）・リデュース（ごみが出ないようにする心がけ）・リユース（できるだけ繰り返し使う心がけ）・リサイクル（資源として再利用する心がけ）の4Rの取り組みを通して、環境にやさしい生活を実践すること。

【せ】

生物化学的酸素要求量 (BOD ; Biochemical Oxygen Demand)

河川水等の汚れの度合いを示す指標で、水中の有機汚染物質が微生物によって無機化あるいは、ガス化されるときに必要な酸素量（単位 mg/L）のこと。

この数値が大きいほど水中の有機汚濁物質の量が多いことを示している。

生物多様性

すべての生物の間に違いがあること。動物・植物・微生物など様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種の中でも異なる遺伝子により個性がある「遺伝子の多様性」、森林・里山・河川・湿原など様々なタイプの自然がある「生態系の多様性」を意味する包括的な概念。

全シアン

シアン化合物の総称。シアンイオン、シアン化水素、金属のシアン化物、金属シアン錯体、有機シアン化合物などの形で存在する。生体への蓄積性はないが、急性毒性を引き起こす。人体に吸収されると、血液中で呼吸酵素を阻害し、頭痛、吐き気、浮腫などを引き起こす。

【た】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の総称であり、農薬の製造や物の燃焼等の過程において非意図的に生成する。その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

大腸菌群数

し尿による汚染の度合いを示す指標で、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいう。水中の大腸菌群数は、検水 1mL 中の個数（正確には培養後のコロニー数）または、検水 100mL 中の最確数 (MPN) で表される。

炭化水素

炭素と水素から成り立っている化合物の総称で鎖式炭化水素、芳香族炭化水素のほか、縮合環式化合物、脂環化合物に属する多くの種類がある。

光化学スモッグの原因となり、大阪府生活環境の保全に関する条例では、アルコール類やケトン類等の気体状の有機化合物を総称して「炭化水素類」と呼んでいる。

【ち】

地球温暖化

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等の温室効果ガスの濃度が大气中で増加し、地表面付近の気温が上昇すること。IPCC 第4次評価報告書では、気候システムに温暖化が起こっていると断定している。

窒素酸化物：NO_x

窒素の酸化物の総称。大気汚染物質としては主に一酸化窒素、二酸化窒素がある。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。

【て】

低公害車

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの自動車という。具体的には、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車、プラグインハイブリット自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車、LPG自動車という。

低炭素社会

温室効果ガスの排出を最小化するための配慮が徹底され、生活の豊かさを実感できる社会。

【な】

ナノグラム（ng）

1ngとは、1gの10億分の1の重さをいう。ng（ナノグラム）=10⁻⁹g。

【に】

二酸化硫黄：SO₂

空気より重い無色の気体で、腐敗した卵に似た刺激臭があり、目、皮膚、粘膜を刺激する。硫黄を含む石油や石炭の燃焼時に排出され、大気汚染や酸性雨の原因となっている。亜硫酸ガスともいう。

二酸化窒素：NO₂

赤褐色の刺激性の気体で、水に溶解しにくい。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。人体に吸収されると肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。

【は】

廃棄物

占有者が自ら利用し、または、他人に有償で売却することができないため不要になったものをいう。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物で

あって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）」と定義し、処理される体系によって、産業廃棄物と一般廃棄物に分類される。

産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥等法令で規定された20種類の廃棄物をいう。また、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物（ごみ、し尿等）をいう。

【ひ】

ビオトープ

野生生物の生息空間を意味するドイツ語で、いきものの繁殖地やねぐらだけでなく、隠れ場や、移動経路も含んだ一定の空間的広がりを持った概念。都市化の発展とともに失われつつある身近な自然を都市の中に確保し、創造していくことがまちづくりの新しい課題となっている。

ピコグラム（pg）

1pgとは、1gの1兆分の1の重さをいう。pg（ピコグラム）=10⁻¹²g。

微小粒子状物質（PM_{2.5}; Particulate Matter 2.5）

浮遊粒子状物質のうち、その粒径が2.5μm以下のもの。

ヒートアイランド

都市化の進展に伴う建築物、舗装等による地表面被覆の人工化や都市活動に伴う人工排熱の増加等により、都市中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のこと。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。

【ふ】

浮遊物質（SS;Suspended Solid）

河川等のにごりの度合いを示す指標で、粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質の総称。数値が大きいほど水がにごっていることを示す。

浮遊粒子状物質（SPM;Suspended Particulate Matter）

大気中に浮遊する粒子状の汚染物質で、その粒径が10μm以下のもの。主成分は、二次生成塩、砂塵、海塩粒子などである。

【へ】

ベンゼン

芳香族炭化水素化合物の基本であるベンゼン核と呼ばれる6個の炭素骨格からなる物質で、特有の臭気を持ち、揮発性が高く、非常に燃えやすい無色の液体である。溶媒のほか有機化合物の合成の原料やガソリンのアンチノック剤などとして幅広い用途がある。

人に対して発がん性を有し、白血病の原因となる。また、飲み込んだり蒸気を吸収したりすると中毒を起こす。

【み】

緑のカーテン

夏の日射しを遮るために、日当たりの良い窓辺や壁面などにつる性の植物（ゴーヤや琉球アサガオなど）をカーテン状に育てたもの。

緑のじゅうたん

小中学校のグラウンドなどを芝生化したもの。

【も】

モニタリングサイト1000（重要生態系監視地域モニタリング推進事業）

平成14年に環境省で策定された「新・生物多様性国家戦略」に基づき、生物多様性の変化を早期に捉え、適宜、必要な対策を講じるために、地元の専門家やNPOとネットワークを作りながら全国に1000か所程度の調査地点を設定し、森林、里地、湖沼、干潟など各生態系を、100年間の長期にわたってモニタリングしていくというもの。

【よ】

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に係る法律）

家庭ごみなどの一般廃棄物の中で、容器包装ごみ（缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製品等）が占める割合は、容器比で約6割、重量比で約2～3割である。これらを分別収集し、一般廃棄物の適正処理と資源の有効な利用を図り、再商品化を促進するために定められた法律で、平成7年6月に制定され、平成12年4月に完全施行された。

消費者、市町村、事業者が役割を分担して容器包装リサイクルを促進し、ごみの減量化とリサイクルの実現を目指す。

溶存酸素量（DO；Dissolved Oxygen）

水中に溶けている酸素量のことをいう。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠のものである。

汚濁度の高い水中では、消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなる。一般的にきれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇し、藻類が著しく繁殖するときには過飽和の状態となる。

【れ】

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種の現状を明らかにした調査報告書。種の保護対策検討のための基礎資料となる。我が国においては、現在、環境省が「改訂・

日本の絶滅のおそれのある野生生物」（植物Ⅰ（維管束植物）（2000）、植物Ⅱ（維管束植物以外）（2000）、両生類・爬虫類（2000）、哺乳類（2002）、鳥類（2002）、汽水・淡水魚類（2003）を、レッドデータブック近畿研究会が「改訂・近畿地方の保護上重要な植物」（2001）を、大阪府が「大阪府における保護上重要な野生生物」（2000）をそれぞれ刊行している。

また、国際的には、IUCN（国際自然保護連合）が、世界の絶滅のおそれのある種の現状を明らかにしている。

【わ】

ワンド

ワンドとは淀川本流とつながっているか、水が増えたときにつながってしまうような場所を言う。ワンドの言葉の語源ははっきりしていないが、「入り江」や「川の淀み」「淵」のことをワンドと読んでいる地方があることから、淀川でもワンドと呼ぶようになった。

【アルファベット】

ISO14001

国際標準化機構（ISO）が規定した、環境に関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を低減する活動を継続的に実施するためのしくみについての規定。これに沿って環境マネジメントシステムを構築し、審査を経て、認証を取得する。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）（Polychlorobiphenyl もしくは Polychlorinated biphenyl）

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、不燃性で、絶縁性が高く、化学的に非常に安定であるなど、有用な物質として、絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙、インク等の用途があった。

しかし、カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、1972（昭和47）年に製造中止となっている。

ppm（parts per million）

百万分の幾分であることを示す分率であり、大気汚染物質の濃度を表示するのに多用されている。

1m³の大気中に1cm³の汚染物質が存在する場合の濃度をppmで表す。なお、ppb（parts per billion）は、十億分中の幾分であることを示す分率で1ppmの1000分の1に相当する。

【6】枚方市環境基本条例

平成10年3月27日
条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針(第8条)

第2節 環境基本計画(第9条・第10条)

第3節 環境の保全と創造を推進するための施策(第11条—第23条)

第3章 地球環境の保全の推進(第24条・第25条)

第4章 環境審議会(第26条)

附則

人は、空気、水、大地、太陽などの自然の恩恵のもとに生存してきた。

私たちの枚方市は、大阪と京都の中間に位置し、豊かな自然と歴史、文化に恵まれて、生命をはぐくみ発展してきた。

しかし、都市化の進展や資源・エネルギーの大量消費などを伴った社会経済活動は、生活の利便性を高める一方、身近な自然を減少させ、環境への負荷の急速な増大をもたらし、私たちを取り巻く生態系の微妙な均衡と循環にも影響を及ぼすこととなり、すべての生き物の生命の源であり、人類の存続の基盤であるかけがえのない環境が地球規模で損なわれつつある。

もとより、すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

このため、私たちは、豊かな環境の恵みを享受する一方で環境に対して様々な影響を与えていることや、地域の環境を良好に維持することが地球環境の保全につながることを理解し、これまでの生活や事業活動を自ら問い直し、すべての市民の参加と協働によって地域の健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤いのある快適な環境を創造していくよう取り組まなければならない。

この認識のもとに、市民憲章の理念を踏まえ、人と自然とのふれあいが保たれ、景観・歴史・文化など地域の特性を活かした快適で住み良く、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な“環境を思いやるまち枚方”を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある快適な環境の創造(以下「環境の保全と創造」という。)について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくべきこと。
- (2) 環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会の実現を目指すべきこと。
- (3) 地域における多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図るべきこと。
- (4) 地球環境の保全が人類共通の課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全を自らの問題としてとらえ積極的に推進すべきこと。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全と創造を優先し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 市は、事業者及び市民の自主的な環境の保全と創造に関する活動への取組の支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に資するため必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造についての施策に参加し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造についての施策に参加し、及び協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第6条の2 市、事業者及び市民は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすとともに、協働して環境の保全と創造に関する施策及び活動を推進するように努めなければならない。

(環境の状況等の公表)

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第8条 環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 野生生物の生息又は生育環境への配慮等により豊かな生態系が保持されるとともに、河川等の水辺地、農地、里山等の自然を適正に保全し、人と自然とのふれあいが図られること。
- (3) 環境に配慮した秩序ある住環境の創出を図り、安全で良好な都市環境が形成されること。
- (4) 水や緑に親しむことができる生活空間の創出、地域の特性を活かした良好な都市景観の形成、歴史的・文化的環境の保全及び活用等により、快適な環境が創造されること。
- (5) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの消費の抑制等を徹底することにより、資源循環型の社会が構築されること。
- (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全が推進されること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 環境の保全と創造に関する目標及び施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、枚方市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性)

第10条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

第3節 環境の保全と創造を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、当該事業を実施するに当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、事業者及び市民が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に資する活動を促進するため、経済的な助成等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民に係る適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるように努めるものとする。

(公害に係る被害救済)

第14条 市は、公害に係る健康被害の救済を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備等)

第15条 市は、下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全に資する公共施設の整備を推進するものとする。

- 2 市は、公園、緑地等の公共施設の適正な整備を図るとともに、これらの施設の健全な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の参加)

第16条 市は、環境の保全と創造に資する施策を実施するに当たり、その施策を効果的に推進するため、市民、事業者及びこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)の参加、協力等が得られるように努めなければならない。

(環境教育及び学習)

第17条 市は、市民、事業者及び民間団体が自ら環境の保全と創造についての理解を深め、環境の保全と創造に資する活動を行う意欲が増進されるように、施設の整備及び充実に努めるとともに、環境の保全と創造に関する教育、学習の振興及び広報活動の充実に係る必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的な活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に資する自主的な活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の充実)

第19条 市は、環境の保全と創造に関する施策の策定に必要な調査研究の充実及び情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境情報の公開及び提供)

第21条 市は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全と創造に関する必要な情報を公開し、適切に提供するように努めるものとする。

(広域的連携)

第22条 市は、環境の保全と創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(推進体制)

第23条 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進するための必要な体制を整備するものとする。

第3章 地球環境の保全の推進

(地球環境の保全の推進)

第24条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

- 2 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活が地球環境の保全と密接に関係することにかんがみ、市の施策に協力し、地域における地球環境の保全のための活動に積極的に取り組むように努めなければならない。

(地球環境の保全に関する国際協力への貢献)

第25条 市は、地球環境の保全に関する施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と連携し、国際協力に貢献できるように努めるものとする。

第4章 環境審議会

第26条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び答申する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員25人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、特別の事項の調査審議に関し適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

8 審議会は、その担当事務を処理するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(平11条例11・一部改正)

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第11号抄)

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成18年6月16日条例第31号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

環境方針



1. 基本理念

平成17年2月に京都議定書が発効し、地球温暖化などの環境問題に対して、国際的な取り組みが進められており、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式の見直しが求められています。美しく豊かな地球環境を守り、将来の世代に引き継いでいくためには、地球規模で対策を講じていくと同時に、私たち一人ひとりが自らの問題として捉え、環境保全の意識を高めていかなければなりません。そのためには、まちづくりのあらゆる場面において、環境への負荷をできる限り小さくし、持続可能な発展を目指していく必要があります。

枚方市では、市民・事業者・行政が協働して、良好な環境の保全と創造に取り組んでいくための基本理念や基本方針を定めた「枚方市環境基本条例」を平成10年3月に制定し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な「環境保全都市・枚方」の実現を目指しています。

この実現に向け、本市の行政活動から生じる環境負荷を率先して低減するとともに、行政機関として市域の良好な環境の保全と創造に関する施策を推進し、あわせて、市民・事業者と環境保全の取り組みを働きかけていきます。

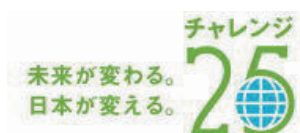
2. 基本方針

本市の行政活動が環境に影響を与えていることを認識し、基本理念にのっとり、以下の方針に基づき環境の改善と保全に取り組みます。

- (1) ISO14001の規格に適合する環境マネジメントシステムを構築・運用し、継続的に改善します。
- (2) 枚方市環境基本計画に基づき環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
以下の項目については、特に優先して取り組みます。
 - ①地球環境問題の解決に向け、市内のごみ減量化やリサイクルを推進するとともに二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを推進します。
 - ②環境学習・教育の充実をはかり、市民・事業者・行政の環境パートナーシップの推進や環境団体との連携など、環境保全のための体制づくりに努めます。
 - ③自然環境を保全するとともに、積極的な緑化に取り組み、人と自然とが共生するまちづくりを推進します。
- (3) 本市の事業活動から生じる環境負荷を低減するための取り組みを総合的・計画的に推進します。
以下の項目については、特に優先して取り組みます。
 - ①電気、都市ガス、ガソリン、紙等の使用量を削減し、省エネルギー・省資源を推進します。
 - ②ごみの排出量の削減や分別を徹底し、ごみの減量化・資源化を推進します。
 - ③環境に配慮した公共工事やグリーン購入を推進します。
- (4) 環境に関連する法令や本市が同意するその他の要求事項を順守するとともに、環境汚染の予防に努めます。
- (5) 環境保全都市の実現に向け、全ての実行部門が自主的に環境保全の取り組みを推進するとともに、職員一人ひとりが積極的に環境に配慮した行動を実践します。そのために、本市の実情を踏まえた有効な仕組みを構築し、職員に対する環境教育・訓練を推進します。
- (6) この環境方針は、全職員に周知するとともに、市民等に公表します。

平成19年10月1日

環境管理総括者 枚方市長 竹内 脩



平成 23 年版 ひらかたの環境（環境白書）

平成 23 年 10 月発行

編集発行 枚方市 環境保全部 環境総務課

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町 2-1-20

Tel. 072-841-1221 Fax. 072-841-3039

<http://www.city.hirakata.osaka.jp>